趣旨

時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくるため、国家公務員制度改革基本法に基づき、自律的労使関係制度を措置する。

⇒人事院及び人事院勧告制度を廃止し、労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、 自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革

国家公務員法等の一部を改正する法律案

自律的労使関係制度の措置等に伴 う人事院及び人事院勧告制度の廃止、 人事行政の公正の確保を図るための 人事公正委員会の設置等の所要の措 置を講ずる。

- I 自律的労使関係制度の措置に伴う改正
- 1 協約締結権の付与及び公務員庁の設置に伴う人 事院及び人事院勧告制度の廃止
- 2 刑事施設職員の団結権の制限撤廃 ※
- 3 人事行政の公正の確保
- 4 人事公正委員会の設置
- 5 その他の改正

Ⅱ 施行期日等

※刑事施設において勤務する職員の団結権の制限を撤廃し、他の職員と同様の扱いとする(協約締結権も付与)。【今回変更】

国家公務員の労働関係に関する法律案

自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員(警察職員、海保職員及び行政執行法人勤務職員等を除く。)の労働基本権を拡大し、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

- I 労働組合
- Ⅱ 団体交渉
- Ⅲ 団体協約
- Ⅳ 不当労働行為
- V あっせん、調停及び仲裁
- VI 施行期日等

公務員庁設置法案

国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置する。

- 1 任務及び所掌事務
- 2 組織
- 3 施行期日

国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要

自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

I 自律的労使関係制度の措置に伴う改正

- 1 協約締結権の付与及び公務員庁の設置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止
 - (1) 国家公務員法に規定する任免、能率、分限、懲戒、服務に関し、「人事院規則」への委任を「政令」への委任に改める等、所要の措置を講ずる(人事公正委員会が所掌する事項については、「人事公正委員会規則」に委任する。)。

現在人事院規則で規定されている研究休職等について、分限(休職)の一形態として位置付ける現行の規定を見直し、研究休職等を新たに「派遣」として規定する。

- (2) 給与、勤務時間・休暇、災害補償等に関して定める法律における「人事院規則」への委任を「政令」への委任に改める等、所要の措置を講ずる。
- (3) 給与の現金払い、直接払い、全額払いの原則を一般職給与法に規定する。
- (4) 各省各庁の長が超過勤務を命ずるに当たって留意すべき事項その他超過勤務を縮減するために必要な事項についての指針を内閣総理大臣が定め、公表することを一般職勤務時間法に規定する。
- (5) 現在人事院規則により定められている職員の保健、安全保持等に関する事項は、労働安全衛生法等で定める事項との均衡を考慮して政令で定める。
- (6) 団結権を引き続き制限され、協約締結権を付与されない警察職員及び海上保安庁に おいて勤務する職員の勤務条件については、職務の特殊性及び協約締結権を付与され る職員の勤務条件との均衡を考慮して定める。

2 刑事施設職員の団結権の制限撤廃

刑事施設において勤務する職員の団結権の制限を撤廃し、他の職員と同様の扱いとする (協約締結権も付与)。

3 人事行政の公正の確保

(1) 職員に関する人事行政は、国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならないことを国家公務員法に明記する。併せて、採用

試験、選考等の個別の作用規定において、その公正性を確保するために必要な法定事項を明記する。

- (2) 不利益処分不服審査、政治的行為の制限、営利企業に関する制限、官民人事交流法の規定による交流基準の制定に関する事務等を所掌する人事公正委員会を設置する。 (4(人事公正委員会の設置)参照。)。
- (3) 内閣総理大臣は、職員の任免、分限及び懲戒に関する政令の制定又は改廃の立案に際しては、あらかじめ、人事公正委員会にその内容を通知する。人事公正委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該通知に係る政令その他法令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができる。
- (4) 人事公正委員会は、職員に関する人事行政の公正の確保を図るため必要があると認めるときは、各府省大臣に人事行政の改善を勧告することができる。

4 人事公正委員会の設置

- (1) 内閣総理大臣の所轄の下に、公務の公正性を確保し、かつ、職員の利益を保護するため、職員に関する人事行政の公正の確保を図ることを任務とする人事公正委員会を置く。
- (2) 人事公正委員会は、任務を達成するため次に掲げる事務をつかさどる。
 - ① 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての審査請求 その他の職員の苦情を処理すること。
 - ② 職員の政治的行為の制限及び営利企業に関する制限に関する事務
 - ③ 官民人事交流法の規定により交流基準を制定すること。
 - ④ 国家公務員倫理審査会の事務
 - ⑤ 関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。
 - ⑥ ①~⑤に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき人事公 正委員会に属させられた事務
- (3) 人事公正委員会は、独立してその職権を行う委員長及び委員二人(委員は非常勤) をもって組織する。委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命す る。
- (4) 人事公正委員会に事務局を置く。
- (5) 別に法律で定めるところにより人事公正委員会に置かれる審議会等は、国家公務員 倫理審査会とし、国家公務員倫理法の定めるところによる。

5 その他の改正

(1) 中央労働委員会が国家公務員等の不当労働行為事件の審査、あっせん・調停・仲裁等の事務を所掌することに伴い、中央労働委員会の委員の増員等労働組合法の改正を

行う。

(2) 自律的労使関係制度を措置し、公務員庁を設置することに伴い、国家公務員制度改革基本法について所要の改正を行う。

Ⅱ 施行期日等

- (1) 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 政府は、この法律及び国家公務員の労働関係に関する法律の施行の状況を勘案し、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員の給与に関し、法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国家公務員の労働関係に関する法律案の概要

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員に協約締結権を付与し、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

I 労働組合

1 労働組合の組織

- (1) 労働組合は、職員(一般職の国家公務員。ただし、(ア)警察職員及び海上保安庁において勤務する職員、(イ)事務次官、外局の長官及び局長等(範囲は中央労働委員会が認定して告示する。)、(ウ)行政執行法人に勤務する一般職国家公務員を除く。)が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体とする。
- (2) 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。
- (3) 管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の労働組合を組織することができない。 管理職員等の範囲は中央労働委員会が認定して告示する。

2 労働組合の認証

- (1) 労働組合は、申請書に規約を添えて中央労働委員会に認証を申請することができる。 (認証の要件)
 - ・ 労働組合の規約に、名称、主たる事務所、組合員の範囲、役員、会議、投票、経費及び会計等の必要な事項が記載され、会計報告は、公認会計士又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。
 - 規約の作成等重要な行為が組合員全員の過半数で決定されること。
 - 職員が全ての組合員の過半数を占めること。
- (2) 中央労働委員会は、認証を申請した労働組合が要件に適合するときは、当該労働組合を認証し、その名称、主たる事務所の所在地等を告示しなければならない。
- (3) 認証された労働組合が労働組合でなくなったとき、認証の要件に適合しない事実があったとき等は、中央労働委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

3 労働組合のための職員の行為の制限

(1) 在籍専従の許可

職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、職員は、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合(認証をされていない連合体である労働組合であって、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。)の役員として専従できる(休職者とし無給)。

(2) 短期従事の許可

職員は、(1)の場合のほか、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合の役員 等として勤務時間中当該労働組合の業務に従事することができる(一年を通じて三十 日まで。給与は減額)。許可の有効期間中は職務に従事しない。

Ⅱ 団体交渉

1 団体交渉の範囲

- (1) 当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。
 - ① 職員の俸給その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
 - ② 職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項
 - ③ 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項
 - 4 ①~③に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項
 - ⑤ 団体交渉の手続その他の労働組合と当局との間の労使関係に関する事項
- (2) 国の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2 団体交渉を行う当局

団体交渉を行うことができる当局を定める。

(例)

- 勤務条件に関する事項のうち、法律又は政令の制定改廃を要するもの ⇒ 当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣
- 勤務条件に関する事項のうち、法令の規定に基づき各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が定めるもの ⇒ 各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員

3 団体交渉の手続等

(1) 予備交渉の実施、団体交渉の打切り、勤務時間中の適法な団体交渉の実施等を規定

する。

- (2) 職員は、勤務時間中の適法な団体交渉への参加について所轄庁の長の許可を受けなければならない。所轄庁の長は、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。
- (3) 当局は、団体交渉の議事の概要を、インターネット等により速やかに公表する。

Ⅲ 団体協約

1 団体協約の範囲

認証された労働組合と当局が団体協約を締結することができる事項は、上記Ⅱの1の(1)のとおりとする。ただし、国家公務員の労働関係に関する法律、国家公務員法等の改廃を要する事項に関しては、団体協約を締結することができない。

2 団体協約を締結する当局

- (1) 団体交渉を行う者と同一の者が団体協約を締結する。
- (2) 法律又は政令の制定改廃を要する事項について団体協約を締結しようとするときは、あらかじめ内閣の承認を要する。

3 団体協約の効力の発生等

- (1) 認証された労働組合と当局との間の団体協約は、書面をもって作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。
- (2) 当局は、団体協約の内容を、インターネット等により速やかに公表する。

4 団体協約の締結に伴う実施義務

団体協約の締結によって実施義務を負う者及び実施義務の内容を定める。 (例)

- 〇 勤務条件に関する事項のうち、法律の制定改廃を要する事項について団体協約が締結されたときは、内閣に団体協約の内容を適切に反映させた法律案の国会提出を義務付ける。
- 勤務条件に関する事項のうち、政令の制定改廃を要する事項について団体協約が締結されたときは、内閣に団体協約の内容を適切に反映させた政令の制定改廃を義務付ける。
- 勤務条件に関する事項のうち、法令の規定に基づき各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が定めるものについて団体協約が締結されたときは、各省各庁

の長又はその委任を受けた部内の国家公務員に団体協約の内容を適切に反映させた 勤務条件の決定又は変更を義務付ける。

5 団体協約の失効

- (1) 団体協約の内容を反映させるために提出された法律案が、会期中に法律とならなかった場合(閉会中審査に付された場合を除く。)及び団体協約を締結した労働組合の認証が取り消された場合には、団体協約は失効する。
- (2) 団体協約の内容を反映させるために提出された法律案が、修正されて法律となった場合は、当該法律と抵触する範囲において、団体協約は失効する。

Ⅳ 不当労働行為

1 不当労働行為の禁止

労働組合の組合員であること等を理由として職員に対して不利益な取扱いをすること、認証された労働組合との団体交渉を正当な理由がなく拒否すること、労働組合の運営等に対して支配介入・経費援助をすること等の行為を禁止する。

2 不当労働行為事件の審査の手続等

中央労働委員会は、認証された労働組合、認証された労働組合の組合員である職員等から当局が不当労働行為の禁止規定に違反した旨の申立てを受けたときは、国家公務員担当公益委員(重要な事件等の場合は公益委員全員)をもって構成する合議体が調査・審問を行い、当該合議体が認定した事実に基づき、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令(救済命令等)を発する。また、中央労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

V あっせん、調停及び仲裁

1 中央労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁

- (1) 認証された労働組合と当局(関係当事者)の間に発生した紛争であって団体協約を締結することができる事項に係るものについて、中央労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設ける。
- (2) あっせんは、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員、国家公務員担当労働者委員等のうちから、会長が指名又は中央労働委員会の同意を得て会長が委嘱するあっせん員により行われる。調停は、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員、国家公務員担当労働者委員のうちから、会長が指名する各三人以内の調停委員により組織される調停委員会により行われる。また、仲裁は、国家公務員担当公益委員の全員をもって充てる仲裁委員、又は会長が国家公務員担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員により組織される仲裁委員会により行われる。
- (3) あっせんは関係当事者の双方若しくは一方の申請又は中央労働委員会の決議により、また、調停及び仲裁は関係当事者の双方の同意に基づく申請のほか、関係当事者の一方の申請、中央労働委員会の職権、各省大臣若しくは会計検査院長(自ら又はその部内の職員が関係当事者の一方である場合に限る。)又は内閣総理大臣が公益上特に必要があると認める場合における請求により開始される。

2 仲裁裁定の効力

- (1) 仲裁裁定のあったときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期間の定めのない団体協約が締結されたものとみなす。
- (2) 法律又は政令の制定改廃を要する内容の仲裁裁定の場合は、内閣に対して法律案の国会提出又は政令の制定改廃の努力義務を課す。それ以外の事項に係る仲裁裁定については、団体協約と同様の実施義務を課す。

VI 施行期日等

- (1) 一部の規定を除いて、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)から施行する。
- (2) (1)の施行日から二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員は、法令の規定に基づき当該各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が定める勤務条件に関する事項について団体協約を締結することができない。
- (3) 政府は、団体交渉の実施状況、あっせん、調停及び仲裁に関する制度の運用状況その他この法律の施行の状況並びに自律的労使関係制度の運用に関する国民の理解の状況を勘案し、国家公務員の争議権について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公務員庁設置法案の概要

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置する。

1 任務及び所掌事務

- (1) 公務員庁は、内閣府設置法第三条第一項の任務のうち、各行政機関がその職員について行う人事管理に関する事務の統一保持その他の公務の能率的な運営に関する事務を助けることを任務とし、これを達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画・立案・総合調整に関する事務をつかさどる。
 - ① 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画に関する事項
 - ② ①に掲げるもののほか、公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項
- (2) (1)のほか、公務員庁は、国家公務員の人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他の公務の能率的な運営に資する事務を総合的かつ一体的に遂行することを任務とし、これを達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ① 国家公務員の任免、分限、懲戒、服務及び退職管理に関する制度に関すること。
 - ② 国家公務員の給与、勤務時間、休日及び休暇に関する制度に関すること。
 - ③ 国家公務員の人事評価に関する制度に関すること。
 - ④ 国家公務員の退職手当制度に関すること。
 - ⑤ 国家公務員の団体交渉及び団体協約に関すること。
 - ⑥ 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画・立案・調整に関すること。
 - ⑦ 政令で定める文教研修施設において、国家公務員法の規定により内閣総理大臣が 樹立する計画に基づく研修及び所掌事務に関する研修を行うこと。
 - ⑧ ①~⑦に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること。
 - ⑨ 行政機関の機構・定員及び運営の改善・効率化に関する企画・立案・調整、共用 情報システムの整備・管理に関すること。
 - ⑩ 各行政機関の機構の新設・改正・廃止及び定員の設置・増減・廃止に関する審査 を行うこと。
 - ① 独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案に関すること。
 - ① 独立行政法人及び特殊法人の新設、目的の変更その他制度の改正・廃止に関する 審査を行うこと。
- (3) (1)及び(2)のほか、公務員庁は、(2)の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、これを達成するため、内閣府設置法第四条第二項に

規定する事務のうち、当該重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

2 組織

- (1) 内閣府の外局として、公務員庁を設置する。
- (2) 公務員庁の長は、公務員庁長官とする。
 - ※ 内閣府設置法の改正によって、内閣府特命担当大臣が公務員庁の所掌事務を掌理。
- (3) 別に法律で定めるところにより公務員庁に置かれる審議会等は、退職手当審査会とし、国家公務員退職手当法の定めるところによる。
- (4) 公務員庁に、地方支分部局として、管区国家公務員局を置く。この他、当分の間、 地方支分部局として、沖縄国家公務員事務所を置く。
- (5) 公務員庁に置かれる官房及び局の数は、五以内とする。

3 施行期日

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日(公布の日から起算して一年六月を 超えない範囲内において政令で定める日)

国家公務員法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員法の一部改正

般職及び特別職

1 特別職たる機関の長の秘書官及び宮内庁の職員のうち特別職とするもの並びに防衛省の職員のうち

般職とするものを政令で指定するものとすること。

2 ある職が、 国家公務員の職に属するかどうか及び第二条に規定する一般職に属するか特別職に属す

るかを決定する権限を内閣総理大臣が有するものとすること。

(第二条関係)

人事行政の原則

1 職員に関する人事行政は、 国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行

われなければならないものとすること。

2 職員の採用後の任用、 給与その他の人事管理は、 職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び幹

部候補育成課程の育成の対象であるか否か又はあったか否かにとらわれてはならず、この法律に特段

の定めがある場合を除くほか、 人事評価 (任用、 給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の

評価をいう。)に基づいて適切に行われなければならないものとすること。 (第二十七条の二関係)

三 労働関係に関する制度

勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれ

を定めるものとすること。

(第二十九条関係)

四 任免の根本基準

任免の根本基準の実施につき必要な事項は、 政令で定めるものとすること。 (第三十三条関係)

五 欠員補充の方法

欠員補充の方法について、政令で定めるものとすること。

(第三十五条関係)

六 採用の方法

職員の採用について、医師その他の法令に基づく資格を有する者をもつて充てるべき官職又は職務の

内容若しくは職務に必要な能力及び適性が専門的である官職であって、競争試験による採用の必要がな

いもの又は競争試験による採用が不適当であるものとして政令で定める官職に採用しようとする場合そ

の他の場合には選考の方法によることを妨げないものとすること。

(第三十六条関係)

七 採用試験の実施

採用試験は、 第三章第二節第二款の定めるところにより、 試験機関(公務員庁又は採用試験を実施す

る行政機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。)が、公正に実施するものとすること。

(第四十一条及び第四十二条関係)

八 受験の資格要件

採用試験の受験者の資格要件について、 政令で定めるものとすること。

(第四十四条関係)

九 採用試験の内容

1 採用試験は、 受験者が、 当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準

職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判

定できるものでなければならないものとすること。

2 採用試験に係る官職、 当該官職の区分に応じた採用試験の種類その他採用試験の実施に関し必要な

事項は、政令で定めるものとすること。

3 試験機関は、政令で定めるところにより、合格者を決定する方法を定め、 採用試験の公正な実施に

支障を及ぼすおそれがある事項を除き、 あらかじめ、公表するものとすること。 (第四十五条関係)

- + 採用試験の告知
- 1 採用試験の告知につき、内閣総理大臣が必要と認める注意事項等を記載するものとすること。
- 2 採用試験の告知に係る公告につき、政令で定めるものとすること。

内閣総理大臣は、受験の資格を有すると認められる者が受験するように、常に努めなければならな

いものとすること。

3

4 内閣総理大臣は、 公告された採用試験又は実施中の採用試験を取り消し、 又は変更することができ

るものとすること。

(第四十七条関係)

十一 合格の取消し等

試験機関は、不正の手段によつて採用試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくは

この法律に基づく政令に違反した者に対しては、当該採用試験を受けることを禁止し、又は合格の決定

を取り消すことができるものとすること。

(第四十八条関係)

十二 試験に関する報告要求等

1 内閣総理大臣は、 七の政令で定める行政機関に対し、 政令で定めるところにより、採用試験の実施

状況について報告を求めることができるものとすること。

1の行政機関が法令に違反して採用試験を行つた場合には、その是正のため必要

な指示を行うことができるものとすること。

2

内閣総理大臣は、

(第四十九条関係)

十三 名簿の作成

試験機関は、 政令で定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとすること。

(第五十条関係)

十四 名簿の失効

採用候補者名簿が、 内閣総理大臣の定める事由等に該当するときは、 内閣総理大臣は、これを失効さ

せることができるものとすること。

(第五十三条関係)

十五 選考の実施

1 選考は、政令で定めるところにより、任命権者が公正に実施するものとすること。

2 選考は、 選考をされる者が、当該選考に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準

職務遂行能力及び当該選考に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定で

きるものでなければならないものとすること。

(第五十三条の二関係)

十六 選考の告知

に選考を行おうとする場合、当該官職が極めて高度の知識又は特殊な経験を必要とするものであること 上の特別職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として採用しようとする場合を含む。) 該職員であった者を採用しようとする場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、 により、当該選考の告知を行うことが適当でないと認められる場合その他これらに類する場合として政 なるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として当 り行わなければならないものとすること。ただし、職員が任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等と 任命権者は、選考を行おうとする場合には、政令で定めるところにより、当該選考の告知を公告によ 引き続き一以

十七 選考の受託

令で定める場合にあっては、この限りでないものとすること。

(第五十三条の三関係)

公務員庁は、任命権者の委託により、十五及び十六の事務の一部を行うことができるものとすること。

(第五十三条の四関係)

十八 採用試験による採用

第五十六条第一項の規定にかかわらず、任命権者は、採用候補者名簿に記載されている者の中から採

用することができない場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、当該官職と職務の内

容が類似し、 かつ、その職務の複雑及び責任の度が同等以上の官職に係る採用候補者名簿に記載されて

いる者の中から、 面接を行い、 その結果を考慮して、 当該官職への採用を行うことができるものとする

と。

(第五十六条関係

十九 昇任、降任及び転任

任命権者は、 第五十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、 現に任命されている官職と異なる官

職に係る採用試験に合格した職員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うこ

とができるものとすること。

(第五十八条関係)

二十 条件付任用

八

条件付任用の例外とする場合を定めるほか、条件付任用に関し必要な事項等について、政令で定める

ものとすること。

(第五十九条関係)

一十一 臨時的任用

臨時的任用に関し必要な事項等について、政令で定めるものとすること。

(第六十条関係)

二十二 選考による採用に関する報告要求等

1 人事公正委員会は、 任命権者に対し、人事公正委員会規則で定めるところにより、選考による職員

の採用の実施状況について報告を求めることができるものとすること。

2 人事公正委員会は、 任命権者が法令に違反して選考による職員の採用を行つた場合には、その是正

のため必要な指示を行うことができるものとすること。

3 人事公正委員会が2による指示を行つた場合には、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならな

いものとすること。

(第六十条の三関係)

二十三 休職、復職、退職及び免職

職員の休職、 復職、 退職及び免職について、この法律及びこの法律に基づく政令に従い、これを行う

二十四 派遣の場合

1 任命権者は、 別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には職員を派遣することができるもの

とすること。

1 当該職員が、学術に関する調査、研究又は指導であって、当該職員の職務に関係があると認めら

れるものに、学校、 研究所、 病院その他内閣総理大臣の指定する公共的施設 (ロにおいて「指定研

究所等」という。) において従事する場合 (ロに掲げる場合を除く。)

口 当該職員が、 国及び行政執行法人以外の者が国 (当該職員が行政執行法人の職員である場合にあ

っては、 当該行政執行法人。 以下口において同じ。)と共同して又は国の委託を受けて行う科学技

術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験又は研究(以下ロにおいて「共同研究等」と

いう。)であって、当該職員の職務に関係があると認められるものに、 指定研究所等又は内閣総理

大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合

イ及びロに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合

2 任命権者は、 1により職員の派遣を行おうとするときは、派遣先の要請に基づいて、かつ、 当該職

員 の同意を得て、これを行わなければならないものとすること。

(第六十一条の十二関係)

二十五 派遣の期間及び効果

派遣の期間及び派遣期間の満了等による職務への復帰、職員として身分保有、職務に従事しないこと、

派遣期間中第六十四条第一項に規定する給与に関する法律で別段の定めをしない限り何らの給与を受け

てはならないことなど派遣の効果について定めるものとすること。

(第六十一条の十三関係)

二十六 給与の根本基準

職員の給与は、 生計費、 民間における賃金その他の事情を考慮して定められなければならないものと

すること。

(第六十二条関係)

二十七 給与に関する制度についての調査研究等

内閣総理大臣は、職員の給与に関する制度について、随時、 調査研究を行い、その結果を公表するも

のとすること。

(第六十六条関係)

二十八 給与の支払の監理

1 内閣総理大臣は、 職員に対する給与の支払を監理するものとすること。

2 職員に対する給与の支払は、この法律及び給与に関する法律に反して行つてはならないものとする

ر ح

(第六十七条関係)

二十九 給与簿

給与簿は、いつでも内閣総理大臣が指定する職員が検査し得るようにしておかなければならないもの

とし、給与簿に関し必要な事項は政令で定めるものとすること。

(第六十八条関係)

三十 給与簿の検査と違法の支払に対する措置

給与簿の検査及び違法な給与の支払に対する必要な措置は内閣総理大臣が行うものとすること。

(第六十九条及び第七十条関係)

三十一 能率の根本基準

1 職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項その他能率の根本基準の実施につき必要な事項は、

この法律及び他の法律に定めるものを除いては、政令で定めるものとすること。

2 1の政令で定める職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項は、労働安全衛生法、育児休業、

介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令に定める民間事業の従事

者の安全衛生及び福祉に関する事項との均衡を考慮して定められるものとすること。

(第七十一条関係)

三十二 分限、懲戒及び保障の根本基準

分限、懲戒及び保障の根本基準の実施につき必要な事項は、政令(勤務条件に関する行政措置の要求

及び職員の意に反する不利益な処分の審査に関する事項については、 人事公正委員会規則)で定めるも

のとすること。

(第七十四条関係)

三十三 身分保障

職員は、第七十八条各号に掲げる場合との権衡を考慮して政令で定める事由に該当するときは、 降給

されるものとすること。

(第七十五条関係)

三十四 離職

職員の離職に関し必要な事項は、政令で定めるものとすること。

(第七十七条関係)

三十五 本人の意に反する降任及び免職の場合

職員が、 第七十八条各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、そ

の意に反して、これを降任し、 又は免職することができるものとすること。 (第七十八条関係)

三十六 本人の意に反する休職の場合

水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合及び第七十九条第一号から第三

号までの規定により休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして政令で定める場

合において定員に欠員がないときは、職員をその意に反して休職することができるものとすること。

(第七十九条関係)

三十七 休職の期間及び効果

第八十条第一号及び第三号に掲げる場合における休職は三年を超えない範囲内で政令で定める期間又

は休職の事由が消滅するまでの期間のいずれか短い期間とする等の休職の期間並びに休職の期間が終了

したときは休職とされた職員が離職する場合を除き速やかに復職を命じなければならないこと等の休職

の効果について定めるものとすること。

(第八十条関係)

三十八 適用除外

四四

臨時的職員及び条件付採用期間中の職員の分限について、 臨時的任用又は条件付採用の性質をそれぞ

れ考慮して政令で必要な事項を定めるものとすること。

(第八十一条関係)

三十九 定年による退職

年齢六十年と異なる定年の職員について、政令で定めるものとすること。 (第八十一条の六関係)

四十 定年による退職の特例

定年による退職の特例に係る期限の延長について、内閣総理大臣の承認を得るものとすること。

(第八十一条の七関係)

四十一 懲戒の場合

内閣総理大臣は、 懲戒処分に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めるものとするこ

کی

1

2 内閣総理大臣は、 1の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ

ならないものとすること。

(第八十二条関係)

四十二 懲戒の効果

1 停職の期間は、一年以内とするものとすること。

2 減給は、 年以内の期間、 俸給の月額の五分の一に相当する額以下の額を給与の額から減ずるもの

とすること。

(第八十三条関係)

四十三 懲戒権者

人事公正委員会は、職員が国家公務員倫理法又はこれに基づく命令(同法第五条第三項の規定に基づ

く訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合に限り、 この法律に規定された調

査を経て当該職員を懲戒手続に付することができるものとすること。

(第八十四条関係)

四十四 国家公務員倫理審査会への権限の委任

人事公正委員会は、 四十三による権限を国家公務員倫理審査会に委任するものとすること。

(第八十四条の二関係)

四十五 刑事裁判との関係

懲戒に付せられるべき事件が、 刑事裁判所に係属する間においても、人事公正委員会又は人事公正委

員会の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、 懲戒手続を進めることができるものとする

こと。

(第八十五条関係)

四十六

措置要求

勤務条件に関する行政措置の要求があったときは、 人事公正委員会が事案の審査、 判定等を行うもの

とすること。

(第八十六条から第八十八条まで関係)

四十七 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

不利益処分に関し審査請求があったときは、人事公正委員会が事案の調査を行い、処分の承認、 修正、

取消し等を行うものとすること。

(第八十九条から第九十二条の二まで関係)

四十八 服務の根本基準

服務の根本基準の実施につき必要な事項は、 政令 (政治的行為の制限及び営利企業に関する制限に関

する事項については、 人事公正委員会規則)で定めるものとすること。

(第九十六条関係)

四十九 団結権の制限

警察職員及び海上保安庁において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、

かつ、 当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならないものとすること。

五十 秘密を守る義務

秘密を守る義務に関する第百条第一項から第三項までの規定は、 人事公正委員会で扱われる調査又は

審理の際人事公正委員会から求められる情報に関しては、これを適用しないものとすること。

(第百条関係)

(第百二条関係)

五十一 政治的行為の制限

政治的行為の制限について、 人事公正委員会規則で定めるものとすること。

五十二 営利企業に関する制限

1 第百三条第一項の営利企業の役員等との兼業等の制限の規定は、 人事公正委員会規則で定めるとこ

ろにより、 所轄庁の長の申出により人事公正委員会の承認を得た場合には、これを適用しないものと

すること。

2 営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の企業に対する関係の存続が職員の職務遂行上適当で

ないと認めるときに当該職員への通知は人事公正委員会が行い、 通知内容についての審査請求は人事

公正委員会に行うものとすること。

3 人事公正委員会が審査請求について調査をした結果、 通知の内容が正当であると決定された職員等

は、 人事公正委員会規則で定めるところにより、人事公正委員会規則で定める期間内に、その企業に

対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならないものとすること。

(第百三条関係)

五十三 他の事業又は事務の関与制限

他 の事業又は事務の関与制限に関し、 職員が二十四の1により派遣される場合にあっては、 当該職員

の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認を要するものとすること。

(第百四条関係)

五十四 退職年金制度に関する意見の申出

内閣総理大臣は、 年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を関係大臣に申し出ることができるも

のとすること。

(第百八条関係)

五十五 団結権を制限される職員の勤務条件

四十九の職員の勤務条件は、 当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定

めるものとすること。

(第百八条の二関係)

五十六 各省各庁の長等が定める勤務条件

各省各庁の長 (内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官、 各外局の長及び警察庁

長官をいう。) 又はその委任を受けた部内の国家公務員は、法律又はこれに基づく命令の規定に反しな

い限りにおいて、その所属の職員の勤務条件を定めることができるものとすること。

(第百八条の三関係)

五十七 人事公正委員会の設置

内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、 内閣総理大臣の所轄の下に、 人事公正委員会(以

下五十八から七十五までにおいて「委員会」という。)を置くものとすること。 (第百八条の四関係)

五十八 任務

委員会は、 公務の公正性を確保し、かつ、職員の利益を保護するため、職員に関する人事行政の公正

の確保を図ることを任務とするものとすること。

(第百八条の五関係)

五十九 所掌事務

委員会は、五十八の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

1 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての審査請求その他の職員の苦

情を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)。

口 第百二条の規定による職員の政治的行為の制限及び第百三条の規定による営利企業に関する制限

に関する事務

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第四条第一項の規定により交流基準を制定すること。

= 国家公務員倫理法第十一条の規定により国家公務員倫理審査会の所掌事務とされた事項に関する

事務

ホ 七十三により関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。

イからホまでに掲げるもののほか、 法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させ

られた事務

(第百八条の六関係)

六十 職権の行使

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとすること。

(第百八条の七関係)

1 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織するものとすること。

2 委員は、非常勤とするものとすること。

(第百八条の八関係)

六十二 委員長及び委員の任命

1 委員長及び委員は、 人格が高潔であり、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうち

から、両議院の同意を得て、 内閣総理大臣が任命するものとすること。

2 委員長又は委員の任期が満了し、 又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散の

ために両議院の同意を得ることができないときは、 内閣総理大臣は、 1にかかわらず、 1に定める資

格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができるものとすること。

3 2の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならないものと

すること。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにそ

の委員長又は委員を罷免しなければならないものとすること。

4 委員長の任免は、天皇が、これを認証するものとすること。

任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ

5

政党員であった者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者

となつた者は、委員長又は委員となることができないものとすること。

6 委員長及び委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に属することとなつてはならな

いものとすること。

(第百八条の九関係)

六十三 任期

1 委員長及び委員の任期は、 四年とするものとすること。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、

前任者の残任期間とするものとすること。

2 委員長及び委員は、再任されることができるものとすること。ただし、引き続き十二年を超えて委

員長及び委員に在任することはできないものとすること。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続

きその職務を行うものとすること。

(第百八条の十関係)

六十四 身分保障

委員長及び委員は、 次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されるこ

とがないものとすること。

イ 破産手続開始の決定を受けたとき。

口 拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられたとき。

ハ 第三十八条第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。

=

委員会により、

心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反

その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。 (第百八条の十一関係)

六十五 罷免

1 内閣総理大臣は、 委員長又は委員が六十四のイからニまでのいずれかに該当するときは、その委員

長又は委員を罷免しなければならないものとすること。

2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたときは、六十

五にかかわらず、これらの者のうち一人以外のものについては、両議院の同意を得て、罷免するもの

とすること。

二匹

3 2 は、 政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではないものとす

ること。

(第百八条の十二及び第百八条の十三関係)

六十六 服務

1 第百条第一項及び第百二条の規定は、委員長及び委員に準用するものとすること。

第百三条第一項及び第二項並びに第百四条の規定は、委員長に準用するものとすること。

2

3 委員長は、 他の官職を兼ねてはならないものとすること。

(第百八条の十四関係)

六十七 給与

委員長及び委員の給与は、 別に法律で定めるものとすること。

(第百八条の十五関係)

六十八 委員長

1 委員長は、 会務を総理し、委員会を代表するものとすること。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めてお

かなければならないものとすること。

(第百八条の十六関係)

六十九 会議

1 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、 会議を開き、議決をすることができない

ものとすること。

2 委員会の議事は、 出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる

ものとすること。

3 委員会が六十四のニによる認定をするには、1及び2にかかわらず、本人以外の二人の者が出席し、

両者の一致した議決がなければならないものとすること。

委員長に事故がある場合の1及び2の適用については、六十八の2の委員長の職務を代理する者は、

委員長とみなすものとすること。

4

(第百八条の十七関係)

七十 規則の制定

委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別

の委任に基づいて、人事公正委員会規則を制定することができるものとすること。

(第百八条の十八関係)

七十一 人事公正委員会の調査

- 1 委員会又はその指名する者は、委員会の所掌する事項に関し調査することができるものとすること。
- 2 第百六条の二十八第二項から第五項までの規定は、1による調査について準用するものとすること。

(第百八条の十九関係)

七十二 調査に関する権限の委任

委員会は、七十一による権限のうち職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの(第九十条第

項に規定する審査請求に係るものを除く。)を国家公務員倫理審査会に委任するものとすること。

(第百八条の二十関係)

七十三 人事行政改善勧告

1 委員会は、 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、 人事行政の改

善に関し、 関係大臣その他の機関の長に勧告することができるものとすること。

2 1の場合においては、委員会は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならないものとすること。

(第百八条の二十一関係)

七十四 法令の制定改廃に関する意見の申出

1 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令 (職員の任免、 分限及び懲戒に関するものに限る。) の制

定又は改廃の立案に際しては、あらかじめ、委員会にその内容を通知するものとすること。

2 委員会は、 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、 内閣総理大臣

に対し、1による通知に係る政令その他法令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができるもの

とすること。

(第百八条の二十二関係)

七十五 事務局

1 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くものとすること。

2 事務局に、 事務局長のほか、 所要の職員を置くものとすること。

3 事務局長は、 委員長の命を受けて、局務を掌理するものとすること。 (第百八条の二十三関係)

七十六 国家公務員倫理審査会

別に法律で定めるところにより人事公正委員会に置かれる審議会等は、国家公務員倫理審査会とし、

国家公務員倫理法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによるものとすること。

(第百八条の二十四関係)

七十七 内閣総理大臣の調査

1 内閣総理大臣は、 この法律に定める人事行政に関する事項 (第百六条の二十八第一項に規定する職

員の退職管理に関する事項及び五十九により人事公正委員会の所掌に属するものを除く。)に関し調

査することができるものとすること。

2 内閣総理大臣は、 1の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係が

あると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができるものとすること。

(第百八条の二十五関係)

七十八 職員の人事行政に関する業務の報告

内閣総理大臣及び人事公正委員会は、それぞれ、 毎年、 内閣を経て国会に対し、 職員の人事行政に関

する業務の状況を報告するとともに、公表しなければならないものとすること。

(第百八条の二十九関係)

七十九 人事管理官

人事管理官は、 内閣総理大臣及び人事公正委員会との緊密な連絡並びにこれらに対する協力に努めな

ければならないものとすること。

(第百八条の三十関係)

八十 政令等への委任

1 この法律その他の法律及びこれらに基づく命令に定めるもののほか、 職員の人事行政及び人事管理

に関する文書の保存に関し必要な事項は、政令(人事公正委員会の所掌する事務に関する文書につい

ては、人事公正委員会規則)で定めるものとすること。

2

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令(人事公正委員会の所掌

する事務に関する事項については、 人事公正委員会規則)で定めるものとすること。

(第百八条の三十一関係)

八十一 一般職に属する職員に関し、 その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合

においては、 別に法律又は政令(人事公正委員会の所掌する事項については、 人事公正委員会規則)を

もつて、これを規定できることができるものとすること。

(附則第四条関係)

八十二 労働組合法 (第十九条から第十九条の十一まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第二

項、第二十六条第一項、第二十七条の二十四から第二十七条の二十六まで、第二十九条及び第三十条の

規定を除く。)及びこれらの法律に基づいて発せられる命令は、 第二条の一般職に属する職員には、こ

れを適用しないものとすること。

(附則第六条関係)

第二 内閣法の一部改正

公務員庁の設置に伴い、 内閣官房及び内閣人事局のつかさどる事務について、所要の規定の整備を行

うものとすること。

第三 労働組合法の一部改正

中央労働委員会が一般職の国家公務員に係る労働組合の認証、 不当労働行為事件の審査、 あっせん、

調停及び仲裁等に関する事務を所掌することに伴い、 中央労働委員会の委員等について必要な体制を整

備するなど所要の規定の整備を行うものとすること。

第四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、所要の規定の整備を行うものとすること。

第五 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

人事公正委員会委員長等の俸給月額について定めるものとすること。 (第三条及び別表第 関係)

- 一 給与の支払
- 1 般職の職員の給与に関する法律に基づく給与は、現金で、 直接職員に、 その全額を支払わなけれ

ばならないものとすること。

2 法律に別段の定めがある場合又は確実な支払の方法であって政令で定めるものによる場合において

は現金以外のもので支払い、 法律に別段の定めがある場合には給与の一部を控除して支払うことがで

きるものとすること。

(第三条関係)

- 一 指定職俸給表の号俸の額及び俸給の特別調整額
- 1 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸及び管理又は監督の地位にある職員の俸給月額の特別 調整

額表は政令で定めることとし、 会計検査院の職員の占める官職に係るものにあっては、 会計検査院の

意見を聴いて、政令で定めるものとすること。

2 会計検査院は、会計検査院の職員に関する1の政令の制定又は改廃について意見があるときは、内

閣に申し出ることができるものとすること。

(第六条の二及び第十条の二関係)

三 級別定数の設定及び改定

1 会計検査院の職員に係る職務の級の定数の設定又は改定については、 会計検査院の意見を聴いて、

行うものとすること。

2 会計検査院は、会計検査院の職員の職務の級の定数の設定又は改定に関し意見があるときは、内閣

総理大臣に申し出ることができるものとすること。

(第八条関係

匹 般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の決定に関して苦情のある職員の審査の申立ては、

人事公正委員会に対して行うものとすること。

(第二十一条関係)

職員が第一の二十四の1により派遣されたときは、その派遣の期間中、これに俸給、 扶養手当、 地域

五.

手当、 広域異動手当、 研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給するこ

とができるものとすること。

(第二十三条関係)

六 自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている

事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとすること。

第七 国家公務員災害補償法の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、 法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている

事項を政令で定めることとする等、 所要の規定の整備を行うものとすること。

補償及び福祉事業の実施に必要な総合調整等は、 内閣総理大臣が行うこととし、 補償の実施について

不服がある者の審査の申立ては、人事公正委員会に対して行うものとすること。

第八 裁判所職員臨時措置法の一部改正

裁判所職員について、 国家公務員法、 国家公務員の労働関係に関する法律等の規定の一部を準用する

こと等、所要の規定の整備を行うものとすること。

第九 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正

派遣職員の給与は、 派遣職員から当該職員の指定する者に支払うよう申出があった場合には、 第六の

の1にかかわらず、 当該指定する者に支払うことができるものとすること。

(第五条関係)

自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている

事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとすること。

第十 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、 定義、 職員団体等の法人格の取得及び認証機関等につい

て、所要の規定の整備を行うものとすること。

第十一 一般職 の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律の一部改正

休憩時間の置き方及び第七条第一項に規定する交替制等勤務職員の能率の維持等を図るため必要な勤

務時間中における一時的な作業を休止させるべき時間について、所要の規定の整備を行うものとするこ

بل

(第九条関係)

内閣総理大臣は、 各省各庁の長が第十三条第二項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤

務を命ずるに当たって留意すべき事項その他当該勤務を縮減するために必要な事項についての指針を定

め、これを公表するものとすること。

(第十三条関係)

三 自律的労使関係制度を措置することに伴い、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている

事項を政令で定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとすること。

一般職の任期付研究員の採用、 給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する専門的な知識又は技術を有する者を、 選考に

より、 任期を定めて職員として採用することができる場合について、 所要の規定の整備を行うものとす

ること。

(第三条から第五条まで関係)

第十三 内閣府設置法の一部改正

公務員庁及び人事公正委員会の設置に伴い、内閣府の所掌事務等について所要の規定の整備を行うも

のとすること。

内閣府設置法第四条第一項第三十六号に掲げる事務、 同条第二項に規定する事務(公務員庁設置法第

四条第三項の規定により公務員庁の所掌に属するものに限る。)及び第四条第三項第六十三号に掲げる

事務については、特命担当大臣を置き、 当該事務を掌理させるものとする。

(第十一条の四関係)

第十四 国家公務員倫理法の一部改正

人事公正委員会に国家公務員倫理審査会(二において「審査会」という。)を設置することに伴い、

所要の規定の整備を行うものとすること。

懲戒処分の指針の策定又は変更に関する意見の申出

1 内閣総理大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合に係る国家公務員法第八十二

条第三項の指針 (2において単に「指針」という。) の策定又は変更に際しては、 あらかじめ、 審査

会にその内容を通知するものとすること。

2 審査会は、 職員の職務に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、 内閣総理大臣に対

指針の策定又は変更に関し意見を申し出ることができるものとすること。(第二十一条の二関係)

第十五 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、二を除き、 法律の委任に基づき人事院規則で定めること

としている事項を政令で定めることとする等、 所要の規定の整備を行うものとすること。

交流基準の制定、 人事交流の実施に関する計画の認定等は、 人事公正委員会が行うものとすること。

第十六 一般職 の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、 所要の規定の整備を行うものとすること。

第十七 国家公務員制度改革基本法の一部改正

内閣人事局、 人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について

内閣府に移管するものとし、 当該事務を行わせるために内閣府に公務員庁を置くものとすること。

第十八 附則

一 施行期日

この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

ものとすること。ただし、第十七は、公布の日から施行することとするほか、 必要な施行期日を定める

ものとすること。

(附則第一条関係)

二 関係法律の整備

この法律の施行に伴う関係法律の整備 (この法律によって改正されるそれぞれの法律を含む。) につ

いては、別に法律で定めるものとすること。

(附則第十二条関係)

三 一般職に属する職員の給与に関する検討

政府は、この法律及び国家公務員の労働関係に関する法律の施行の状況を勘案し、国家公務員法第二

条に規定する一般職に属する職員の給与に関し、 法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方につい

て検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第十三条関係)

国は、 速やかに、 内閣人事局の設置後における国の行政機関の幹部職員の任用等に関する状況等を勘

局の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものと

案し、国の行政機関の幹部職員の任用等に関する内閣総理大臣及び内閣官房長官の役割並びに内閣人事

する。

(附則第十四条関係)

五. その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定めるものとすること。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「中央人事行政機関(第三条―第二十六条)」を「削除」に改め、 「採用試験及び」を削り、

「第三款 採用候補者名簿(第五十条—第五十三条)」を 「第三款

第三款の二 選考(第五十三条の二―第五十

採用候補者名簿(第五十条

-第五十

三条)

に、 「第六十条の二」を「第六十条の三」に、 _ 第七款 幹部候補育成課程 (第六十一条

三条の四)」

第七款 幹部候補育成課程 (第六十一条の九―第六十一条の十一)

の九―第六十一条の十一)」を

第二節の二 派遣(第六十一条の十二・第六十一条の十三)

に、 「第六十七条」を「第六十六条」に、「第六十八条」を「第六十七条」に、 「第百六条の二十七」を

「 第十節 雑

第三章の二

「第百六条の三十二」に、 第十節 職員団体 (第百八条の二―第百八条の七)」を 第一節 設

第二節 国

第三章の三

則(第百八条の二・第百八条の三)

人事公正委員会

置、任務及び所掌事務並びに組織等(第百八条の四一 第百八条の二十三) に改める。

家公務員倫理審査会(第百八条の二十四)

雑則(第百八条の二十五―第百八条の三十一)

第二条第三項第三号中「人事官及び」を削り、 同項第八号、第十号及び第十六号中「人事院規則」を「政

令」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「人事院」を「内閣総理大臣」に、「本条」を「こ

の条」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

_

第三条から第二十六条まで 削除

第二十七条中 「第三十八条第四号」を「第三十八条第三号」に改める。

第二十七条の二の見出しを「(人事行政の原則)」に改め、同条中「人事評価」の下に「(任用、 給与、

分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた

業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)」を加え、同条に第一項として次の一

項を加える。

職員に関する人事行政は、 国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、 公正に行わ

れなければならない。

第二十八条第一項後段及び第二項を削る。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

(労働関係に関する制度)

第二十九条 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によ

つてこれを定める。

第三十条から第三十二条まで 削除

第三章第二節の節名中 「採用試験及び」を削る。

第三十三条第四項中「に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項

の確保に関するもの」を削り、 「人事院規則でこれを」を「政令で」に改める。

第三十四条第一項第六号中「国家行政組織法」の下に「(昭和二十三年法律第百二十号)」を加える。

第三十五条中「人事院規則に別段の定」を「政令に別段の定め」に、「いずれか一」を「いずれか」に

改め、 同条ただし書を削る。

第三十六条ただし書中「係員の官職 (第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制 上の

段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。 第四十五条の二第一項

において同じ。)以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める」を「次に掲げる」に改め、

同条に次の各号を加える。

係員の官職 (第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職そ

の他これに準ずる官職として政令で定めるものをいう。) 以外の官職に採用しようとする場合

医師その他の法令に基づく資格を有する者をもつて充てるべき官職又は職務の内容若しくは職務に

必要な能力及び適性が専門的である官職であつて、競争試験による採用の必要がないもの又は競

験による採用が不適当であるものとして政令で定める官職に採用しようとする場合

三 採用しようとする官職に係る第五十条の採用候補者名簿が第五十三条の規定により失効し、 現に有

効な採用候補者名簿がない場合又は当該官職に係る採用候補者名簿に記載されている者の中から採用

することができない場合

兀 職員であつた者であつて、 採用しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準

職務遂行能力を有すると見込まれる者を採用しようとする場合

五. 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合

第三十八条中 人事院規則で定める場合を除くほか」を削り、同条第三号を削り、 同条第四号を同条

第三号とする。

「試験機関」を「試験機関(公務員庁又は採用試験を実施する行政機関として政令で定め

るものをいう。 以下同じ。)」に、 「以て」を「もつて」に改める。

第四十二条中 「法律に基づく命令で」を「款の」に、 「これを行う」を「試験機関が、 公正に実施する

六

ものとする」に改める。

第四十四条中「人事院は、 人事院規則により、」を削り、「且つ」を「かつ」に、 「要件を」を「要件

は、政令で」に改める。

第四十五条中「判定することをもつてその目的とする」を「客観的かつ多角的に判定できるものでなけ

ればならない」に改め、同条に次の二項を加える。

採用試験に係る官職 当該官職の区分に応じた採用試験の種類その他採用試験の実施に関し必要な事

項は、政令で定める。

試験機関は、 政令で定めるところにより、合格者を決定する方法を定め、 採用試験の公正な実施に支

障を及ぼすおそれがある事項を除き、あらかじめ、公表するものとする。

第四十五条の二及び第四十五条の三を削る。

第四十六条中「人事院規則の」を「政令で」に、 「すべて」を「全て」に改め、同条の次に次の一条を

加える。

(採用試験の時期及び場所)

第四十六条の二 採用試験 の時期及び場所は、 国内の受験資格者が、 無理なく受験することができるよう

に、これを定めなければならない。

第四十七条第二項中「及び給与」を「並びに給与」に、 「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、 同条第

三項中「人事院規則の」を「政令で」に、「すべて」を「全て」に改め、

同条第四項中「人事院」

を「内

閣総理大臣」に改め、 同条第五項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、 「、取り消し」を「取り消し、

に改める。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

(合格の取消し等)

第四十八条 試験機関は、 不正の手段によつて採用試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律

若しくはこの法律に基づく政令に違反した者に対しては、当該採用試験を受けることを禁止し、 又は合

格の決定を取り消すことができる。

(試験に関する報告要求等)

第四十九条 内閣総理大臣は、 第四十一条の政令で定める行政機関に対し、 政令で定めるところにより、

採用試験の実施状況について報告を求めることができる。

内閣総理大臣は、 前項の行政機関が法令に違反して採用試験を行つた場合には、 その是正のため必要

な指示を行うことができる。

第五十条中「採用試験による職員の採用については、 人事院規則の」を「試験機関は、政令で」に改め

る。

第五十三条中「人事院の」 を「内閣総理大臣の」に、 「いつでも、 人事院は、 任意に」を 「内閣総理大

臣は」に改める。

第三章第二節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 選考

(選考の実施)

第五十三条の二 選考は、 政令で定めるところにより、任命権者が公正に実施するものとする。

選考は、 選考をされる者が、 当該選考に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職

務遂行能力及び当該選考に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できる

ものでなければならない。

(選考の告知)

第五十三条の三 任命権者は、 選考を行おうとする場合には、政令で定めるところにより、 当該選考の告

知を公告により行わなければならない。ただし、 職員が任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務

(沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務又は事業と密接な関

連を

有する法人のうち政令で定めるものをいう。 以下この条において同じ。) の役員若しくは公庫等に使用 員、

地方公務員又は公庫等

される者 (以 下 「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、 引き続き特別 職国家公務員等と

して在職した後、 引き続いて当該退職を前提として当該職員であつた者を採用しようとする場合

特別職国家公務員等として在職した後、 引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、 引き続い

て当該退職を前提として採用しようとする場合を含む。)に選考を行おうとする場合、 当該官職が極め

て高度の知識又は特殊な経験を必要とするものであることにより、 当該選考の告知を行うことが適当で

ないと認められる場合その他これらに類する場合として政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(選考の受託)

第五十三条の四 公務員庁は、 任命権者の委託により、 前二条の事務の一部を行うことができる。

第五十四条第二項第二号中「採用候補者名簿」を「採用試験」に改め、同項第七号中「官民の人材交流」

の下に「(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二条第三項

に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の選考による採用その他これら

に準ずるものとして政令で定めるものをいう。第百六条の三十第二項において同じ。)」を加える。

第五十五条第一項中 乛 会計検査院長及び人事院総裁」 を「及び会計検査院長」に改め、 同条第二項中

「人事院」 を 内 閣 総理大臣」に改め、 同条第三項中「、 人事院規則及び人事院指令」を「及びこの法律

に基づく政令」に改める。

第五十六条の見出し中 「採用候補者名簿」を「採用試験」に改め、 同条中 「採用候補者名簿による」を

「採用試験による」に、「当該」を「当該採用試験に係る官職について作成された」に、

を「記載されている」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、 任命権者は、 当該採用候補者名簿に記載されている者の中から採用するこ

似し、 の中 とができない場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、 から、 かつ、 面接を行 その職な \<u>'</u> 務 の複雑及び責任の度が同等以上の官職に係る採用候補者名簿に記載され その結果を考慮して、 同項の官職への採用を行うことができる。 同項の官職と職務 \tilde{O} てい 内容が類 る者

第五十八条に次の一項を加える。

の他 退職を前提として職員として採用された場合を含む。)、第六十条の二の規定により採用された場合その 職国家公務員等として在職した後、 つては、 国家公務員等として在職した後、 第五十九条第一 用試験に合格した職員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。 人事院規則」 任命権者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、 人事院規則」 「六月の期間とすることが適当でないと認められる職員として人事院規則で定める職員にあ 項中 を 「が、 を 「であつた者又はこれに準ずる者のうち、 「当該職員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が九 任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等となるため退職し、 引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合 引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、 現に任命されている官職と異なる官職に係る採 人事院規則で定める者を採用する場合そ 引き続いて当該 引き続き特 0 別職 特別

他

十日に満たない場合にあつては、 六月を超え一年を超えない範囲内で政令」に改め、 同条第二項中「人事

院規則」を「政令」に改める。

第六十条第一項中「人事院規則の」を「政令で」に、「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改め、 同条

第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「、任用される」を「任用される」に改め、 同条第三項中「人

事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、 「又は人事院規則」 を削り、 同条第五項を削る。

第六十条の二第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、 般職の職員の給与に関する法律」の下に

(昭和二十五年法律第九十五号)」を加え、 第三章第二節第四款中同条の次に次の一条を加える。

(選考による採用に関する報告要求等)

第六十条の三 人事公正委員会は、 任命権者に対し、 人事公正委員会規則で定めるところにより、 選考に

よる職員の採用の実施状況について報告を求めることができる。

人事公正委員会は、 任命権者が法令に違反して選考による職員の採用を行つた場合には、 その是正の

ため必要な指示を行うことができる。

人事公正委員会が前項の規定による指示を行つた場合には、その旨を内閣総理大臣に通知しなければ

ならない。

第六十一条の見出しを削り、 同条中「任命権者」を「、 任命権者」に、 「人事院規則」を「この法律に

基づく政令」に改める。

第六十一条の二第六項を削る。

第六十一条の八第一項中「、人事院」を削る。

第六十一条の九第一項中「、人事院総裁」を削る。

第六十一条の十第一項中「及び人事院総裁」を削る。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 派遣

(派遣の場合)

第六十一条の十二 任命権者は、 別に法律で定める場合のほか、 次に掲げる場合には職員を派遣すること

ができる。

当該職員が、 学術に関する調査、 研究又は指導であつて、 当該職員の職務に関係があると認められ

るものに、 学校、 研究所、 病院その他内閣総理大臣の指定する公共的施設 (次号において「指定研究

所等」という。) において従事する場合 (同号に掲げる場合を除く。)

当該職員が、 国及び行政執行法人以外の者が国 (当該職員が行政執行法人の職員である場合にあつ

ては、当該行政執行法人。以下この号において同じ。)と共同して又は国の委託を受けて行う科学技

術 (人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験又は研究(以下この号及び次条第二項第二号に

おいて「共同研究等」という。)であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、 指定

研究所等又は内閣総理大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合

三 前二号に掲げるもののほか、 これらに類するものとして政令で定める場合

任命権者は、 前項の規定により職員の派遣を行おうとするときは、 派遣先の要請に基づいて、かつ、

当該職員の同意を得て、これを行わなければならない。

(派遣の期間及び効果)

第六十一条の十三 前条の規定による派遣の期間は、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、当該各号に定

める期間を超えることができない。

前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣

前条第 項第二号に掲げる場合における派遣 五年

任命権者は、 派遣先から派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、 かつ、 特に必要があると認め

るときは、 前項の規定にかかわらず、前条の規定により派遣された職員(以下この条において 「派遣職

員」という。)及び内閣総理大臣の同意を得て、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、 引き続き当該各

号に定める日までの期間内で、これを延長することができる。

前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 当該派遣の日から五年を経過する日

前条第一 項第二号に掲げる場合における派遣 当該共同研究等が終了する日

任命権者は、 派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、 速やかに、 当該派遣職員を職務

に復帰させなければならない。

派遣職員は、 その派遣の期間が満了したときは、 職務に復帰するものとする。

派遣職員は、 職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。派遣職員は、 その派遣の期間中、

第六十四条第一項に規定する給与に関する法律で別段の定めをしない限り、 何らの給与を受けてはなら

ない。

第六十二条に次の一項を加える。

職員の給与は、 生計費、 民間における賃金その他の事情を考慮して定められなければならない。

第六十四条第二項中「、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定め

られ、かつ」を削る。

第六十六条を次のように改める。

(給与に関する制度についての調査研究等)

第六十六条 内閣総理大臣は、 職員の給与に関する制度について、 随時、 調査研究を行い、 その結果を公

表するものとする。

第六十七条を削る。

第六十八条第二項中 「何時でも人事院の」を「いつでも内閣総理大臣が指定する」に改め、 同条第三項

中 「人事院規則でこれを」を「政令で」に改め、第三章第三節第二款中同条の前に次の一条を加える。

(給与の支払の監理)

第六十七条 内閣総理大臣は、 職員に対する給与の支払を監理する。

職員に対する給与の支払は、 この法律及び給与に関する法律に反して行つてはならない。

第六十九条中 人事院規則又は人事院指令」を削り、 「人事院は」を 「内閣総理大臣は」 に改める。

第七十条中「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、 「、人事院規則又は人事院指令」を削り、 外

を「ほか」に改める。

第七十条の三第二項中「、人事院の意見を聴いて」を削る。

第七十条の五第二項中 「人事院の意見を聴いて」 を削り、 同条第三項中「人事院及び」及び「それぞれ

の所掌事務に係る」を削る。

第七十条の六第一項中 「人事院、 __· 及び 「人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、

を削り、 「内閣 総理大臣にあつては」 の下に「第一号及び」を加え、 同条第四項及び第五項を削る。

第七十条の七第一項中「人事院は、 内閣総理大臣又は」を「内閣総理大臣は、」に、 「人事院規則の」

を 「政令で」に改め、 同条第二項中「人事院は、 内閣総理大臣又は」を「内閣総理大臣は、 _ に改める。

第七十一条第二項中「前項」を「職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項その他前項」に、

必要な」を「必要な」に改め、 「法律」の下に 「及び他の法律」を加え、 「人事院規則でこれを」を 「 政

令で」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の政令で定める職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項は、 労働安全衛生法 (昭和四十

七年法律第五十七号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 伞

成三年法律第七十六号)その他の法令に定める民間事業の従事者の安全衛生及び福祉に関する事項との

均衡を考慮して定められるものとする。

第七十四条第二項中 「人事院規則でこれを」を「政令 (勤務条件に関する行政措置の要求及び職員 の意

に反する不利益な処分の審査に関する事項については、 人事公正委員会規則) で」に改める。

第七十五条第一項中「人事院規則」を「これに基づく命令」に改め、同条第二項中「人事院規則」 を 「第

七十八条各号に掲げる場合との権衡を考慮して政令」に改める。

第七十六条中「、人事院規則で定める場合を除くほか」を削る。

第七十七条を次のように改める。

(離職)

第七十七条 この法律又は他の法律に定めるもののほか、 前条の規定による失職、 次条又は第八十二条第

項若しくは第二項の規定による免職、 第八十一 条の六の規定による定年による退職その他の 職員 0 離

職に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第七十八条の二中「人事院規則の」を「政令で」に改め、 同条各号中「人事院規則」を「政令」に改め

る。

第七十九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」 に改め、 「又は人事院規則で定めるその他の

場合」を削り、同条に次の二号を加える。

三 水難、 火災その他の災害により、 生死不明又は所在不明となつた場合

匹 前三号に該当することにより休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして政

令で定める場合において定員に欠員がないとき。

第八十条の見出し中「休職の」の下に「期間及び」を加え、同条第一項及び第二項を次のように改める。

前条の規定による休職の期間は、 次の各号に掲げる休職の区分に応じ、当該各号に定める期間を超え

ることができない。

前条第一号及び第三号に掲げる場合における休職 三年を超えない範囲内で政令で定める期間又は

休職の事由が消滅するまでの期間のいずれか短い期間

前条第二号に掲げる場合における休職 当該刑事事件が裁判所に係属する期間

三 前条第四号に掲げる場合における休職 定員に欠員が生ずるまでの期間

前項の規定による休職の期間が終了したときは、 前条の規定により休職とされた職員が離職する場合

を除き、当該職員に速やかに復職を命じなければならない。

第八十条第三項を削る。

第八十一条第二項中 「人事院規則」 を 「同項第一号に掲げる職員にあつては臨時的任用の性質を、 同項

第二号に掲げる職員にあつては条件付採用の性質を、 それぞれ考慮して政令」に改め、「ことができる」

を削る。

第八十一条の二中「人事院規則」を「政令」に改める。

第八十一条の五第一項各号中「人事院規則」 を「政令」に改め、 同条第二項中「人事院」を「内閣総理

大臣」 に改め、 同条第三項中 「人事院規則」を「政令」に改め、 同条第四項中 「人事院」 を 「内閣総理大

臣」に改め、同条第五項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第八十一条の六第二項ただし書中「人事院規則」を「政令」に改める。

第八十一条の七第一項ただし書中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同項各号中「人事院規則」を

「政令」に改め、 同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政

令」に改める。

第八十二条第一項第一 号 中 「若しくは国家公務員倫理法」 の下に「(平成十一年法律第百二十九号)」

を加え、 同条第二項中 「特別職に属する国家公務員、 地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業

務が 玉 の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者 以

下この項において 「特別職国家公務員等」という。)」を「特別職国家公務員等」に改め、 同条に次の二

項を加える。

内閣総理大臣は、 懲戒処分に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

内閣総理大臣は、 前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公表しなければ

ならない。

第八十三条第一項中 「一年をこえない範囲内において、 人事院規則でこれを定める」を「一年以内とす

る」に改め、同条に次の一項を加える。

減給は、 一年以内の期間、 俸給の月額の五分の一に相当する額以下の額を給与の額から減ずるものと

する。

第八十四条第二項中「人事院は」を「人事公正委員会は、職員が国家公務員倫理法又はこれに基づく命

令 (同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合

に限り」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第八十四条の二中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、 「(国家公務員倫理法又はこれに基づく命

令

(同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反する行為

に関して行われるものに限る。)」を削る。

第八十五条中「付せらるべき」を「付せられるべき」に、 「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第八十六条中 「俸給、 給料その他あらゆる」を「給与、 勤務時間その他の」に、 「人事院に」を「人事

公正委員会に」に改め、「人事院若しくは」を削る。

第八十七条中 「人事院」 を「人事公正委員会」に、 「且つ」を「かつ」に改める。

第八十八条中「人事院」を「人事公正委員会」に、 「基き」を「基づき」に改め、 その権限に属す

る事項については、自らこれを実行し、その他の事項については」を削る。

第八十九条第三項及び第九十条第一項中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第九十一条第一項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、 同条第四項中「掲げる」を「規定する」

に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第九十二条第一項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、 同条第二項中「人事院」を「人事公正委

「且つ」を「かつ」に、「なし」を「講じ」に改め、 同条第三項中「人事院規則の」を「人事

公正委員会規則で」に、「人事院に」を「人事公正委員会に」に改める。

第九十二条の二中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第九十五条を次のように改める。

第九十五条

削除

第九十六条第二項中 「人事院規則でこれを」 を「政令 (政治的行為の制限及び営利企業に関する制限に

関する事項については、人事公正委員会規則)で」に改める。

第九十八条の見出し中 「争議行為等の禁止」を「団結権の制限及び争議行為の禁止等」に改め、 同条第

一項の次に次の一項を加える。

警察職員及び海上保安庁において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、

か つ、 当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第百条第四項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、 同条第五項中 「第十八条の四」を 「第百六条

の二十九」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第百二条第一項中「以て」を「もつて」に、 外、 人事院規則」 を「ほか、 人事公正委員会規則」 に改

める。

第百三条の見出しを「(営利企業に関する制限)」に改め、 同条第二項中「人事院規則の」を「人事公

正委員会規則で」に、 「人事院の」を「人事公正委員会の」に改め、同条第三項中「人事院は、 人事院規

則の」を「人事公正委員会は、人事公正委員会規則で」に改め、 同条第四項中「人事院は、 人事院規則の」

を 「人事公正委員会は、 人事公正委員会規則で」に、 「基き」を「基づき」に改め、 同条第五項中「人事

院 を「人事公正委員会」に改め、 同条第七項中「人事院が」を「人事公正委員会が」に、 「人事院規則

の」を「人事公正委員会規則で」に改める。

第百四条中「許可」の下に「(職員が第六十一条の十二第一項の規定により派遣される場合にあつては、

当該職員の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認)」を加える。

第百六条を次のように改める。

第百六条 削除

第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター(以下「センター」という。)」を「第百六条の

三十二第一項に規定する官民人材交流センター」に改める。

第百六条の三第二項第三号中「センター」を「第百六条の三十二第一項に規定する官民人材交流センタ

一」に改める。

第百六条の五第一項中「以下」の下に「この款及び次款において」を加え、同条第二項中第一号を削り、

第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

第百六条の二十九の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。

第三章第八節第三款中第百六条の二十七の次に次の五条を加える。

(内閣総理大臣の調査)

第百六条の二十八 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項(第百六条の二から第百六条の四まで

に規定するものに限る。)に関し調査することができる。

内閣総理大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係が

あると認められる書類 (電磁的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること

ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を

第百八条の二十五第二項において同じ。)若しくはその写しの提出を求めることができる。

内閣総理大臣は、 第一項の調査に関し必要があると認めるときは、 当該調査の対象である職員若しく

は職員であつた者に出頭を求めて質問し、又は当該職員の勤務する場所(職員として勤務していた場所

を含む。) に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があつたとき

は、これを提示しなければならない。

第三項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委員会への権限の委任)

第百六条の二十九 内閣総理大臣は、 前条の規定による権限を委員会に委任する。

(内閣総理大臣の援助等)

第百六条の三十 内閣総理大臣は、 職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

内閣総理大臣は、 官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う。

(官民人材交流センターへの事務の委任)

第百六条の三十一 内閣総理大臣は、 前条に規定する事務を次条第一項に規定する官民人材交流センター

に委任する。

内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公

表する。

(官民人材交流センター)

第百六条の三十二 内閣府に、 官民人材交流センター(以下「センター」という。)を置く。

センターは、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

センターの長は、 官民人材交流センター長とし、 内閣官房長官をもつて充てる。

官民人材交流センター長は、センターの事務を統括する。

官民人材交流センター長は、センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、

関係

行政機関の長に対し、 資料の提出、 意見の開陳、 説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べること

ができる。

センターに、官民人材交流副センター長を置く。

官民人材交流副センター長は、官民人材交流センター長の職務を助ける。

センターに、所要の職員を置く。

内閣総理大臣は、センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、センターの支

所を置くことができる。

第三項から前項までに定めるもののほか、 センターの組織に関し必要な事項は、 政令で定める。

第百八条の見出しを「 (退職年金制度に関する意見の申出) に改め、 同条中「人事院」 を 「内閣総理

大臣」に、「国会及び内閣」を「関係大臣」に改める。

第三章第十節を次のように改める。

第十節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)

第百八条の二 第九十八条第二項に規定する職員の勤務条件は、 当該職員の職務の特殊性及び他の職員の

勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。

(各省各庁の長等が定める勤務条件)

第百八条の三 各省各庁の長 (内閣総理大臣、 各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官、 各外局 の長

及び警察庁長官をいう。)又はその委任を受けた部内の国家公務員は、 法律又はこれに基づく命令の規

定に反しない限りにおいて、その所属の職員の勤務条件を定めることができる。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 人事公正委員会

(設置)

第百八条の四 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣総理大臣の所轄の下に、人事公正

委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

(任務)

第百八条の五 委員会は、 公務の公正性を確保し、 かつ、 職員の利益を保護するため、 職員に関する人事

行政の公正の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第百八条の六 委員会は、 前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての審査請求その他の職員の苦情

を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)。

第百二条の規定による職員の政治的行為の制限及び第百三条の規定による営利企業に関する制限に

関する事務

三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第四条第一項の規定により同項の交流基準を制定する

کے

兀 国家公務員倫理法第十一条の規定により国家公務員倫理審査会の所掌事務とされた事項に関する事

務

五. 第百八条の二十一の規定により関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行

うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、 法律 (法律に基づく命令を含む。) に基づき委員会に属させられた事

務

(職権の行使)

第百八条の七 委員会の委員長及び委員は、 独立してその職権を行う。

(組織)

第百八条の八 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

(委員長及び委員の任命)

第百八条の九 委員長及び委員は、 人格が高潔であり、 人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以 上の

者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、

国会の閉会又は衆議院の解散のた

めに両議院の同意を得ることができないときは、 内閣総理大臣は、 前項の規定にかかわらず、 同項に定

める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。

この

前項の場合においては、

場合において、 両議院 の事後の承認を得られないときは、 内閣総理大臣は、 直ちにその委員長又は委員

を罷免しなければならない。

委員長の任免は、天皇が、これを認証する。

任命の日以前五年間において、政党の役員、 政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力を有する

政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、 公選による国若しくは都道府県の公職の候補者と

なつた者は、委員長又は委員となることができない。

委員長及び委員の任命については、そのうちの二人以上が同一の政党に属することとなつてはならな

\ \ \

(任期)

第百八条の十 委員長及び委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、 前任者

の残任期間とする。

委員長及び委員は、再任されることができる。ただし、引き続き十二年を超えて委員長及び委員に在

任することはできない。

委員長及び委員の任期が満了したときは、 当該委員長及び委員は、 後任者が任命されるまで引き続き

その職務を行うものとする。

(身分保障)

第百八条の十一 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に

反して罷免されることがない。

一破産手続開始の決定を受けたとき。

拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられたとき。

三 第三十八条第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。

匹 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反そ

の他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第百八条の十二 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長

又は委員を罷免しなければならない。

第百八条の十三 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたと

きは、第百八条の十一の規定にかかわらず、これらの者のうち一人以外のものについては、 両議院の同

意を得て、罷免するものとする。

前項の規定は、 政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(服務)

第百八条の十四 第百条第一項及び第百二条の規定は、 委員長及び委員に準用する。

第百三条第一項及び第二項並びに第百四条の規定は、 委員長に準用する。

委員長は、他の官職を兼ねてはならない。

(給与)

第百八条の十五 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第百八条の十六 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員会は、 あらかじめ委員のうちから、 委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておか

なければならない。

(会議)

第百八条の十七 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、 会議を開き、議決をすること

ができない。

委員会の議事は、 出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

委員会が第百八条の十一第四号の規定による認定をするには、前二項の規定にかかわらず、本人以外

両者の一致した議決がなければならない。

の二人の者が出席し、

委員長に事故がある場合の第 項及び第二項の規定の適用については、 前条第二項に規定する委員長

の職務を代理する者は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第百八条の十八 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しく

は政令の特別の委任に基づいて、 人事公正委員会規則を制定することができる。

(人事公正委員会の調査)

第百八条の十九 委員会又はその指名する者は、 委員会の所掌する事項に関し調査することができる。

第百六条の二十八第二項から第五項までの規定は、 前項の規定による調査について準用する。 この

合において、 同条第二項中 「内閣総理大臣は、 前項」とあるのは「委員会又は第百八条の十九第一項の

規定により指名された者は、 同項」と、 同条第三項中「第一項の調査」とあるのは 「第百八条の十九第

項の調査 (職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。)」と、 「対象である職員若

しくは職員であつた者」とあるのは 「対象である職員」と、 「当該職員」 とあるのは 「同項の規定によ

り指名された者に、 当該職員」と、 「立ち入り」とあるのは「立ち入らせ」と、 「検査し、若しくは関

係者に質問する」とあるのは 「検査させ、若しくは関係者に質問させる」と読み替えるものとする。

(調査に関する権限の委任)

第百八条の二十 委員会は、前条の規定による権限のうち職員の職務に係る倫理の保持に関して行われる

もの(第九十条第一項に規定する審査請求に係るものを除く。)を国家公務員倫理審査会に委任する。

(人事行政改善勧告)

第百八条の二十一 委員会は、 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、

人事行政の改善に関し、 関係大臣その他の機関の長に勧告することができる。

前項の場合においては、委員会は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

(法令の制定改廃に関する意見の申出等)

第百八条の二十二 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令(職員の任免、分限及び懲戒に関するものに

限る。)の制定又は改廃の立案に際しては、あらかじめ、委員会にその内容を通知するものとする。

委員会は、 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、 内閣総理大臣に

対し、前項の規定による通知に係る政令その他法令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができる。

内閣総理大臣は、この法律の目的達成上必要があると認めるときは、委員会に対し、人事公正委員会

規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(事務后)

第百八条の二十三 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第二節 国家公務員倫理審査会

第百八条の二十四 別に法律で定めるところにより人事公正委員会に置かれる審議会等は、 国家公務員倫

理審査会とし、国家公務員倫理法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三章の三 雑則

(内閣総理大臣の調査)

第百八条の二十五 内閣総理大臣は、 この法律に定める人事行政に関する事項 (第百六条の二十八第一項

に規定する職員の退職管理に関する事項及び第百八条の六の規定により人事公正委員会の所掌に属する

ものを除く。)に関し調査することができる。

内閣総理大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、 証人を喚問し、 又は調査すべき事項に関係が

あると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

(人事記録)

第百八条の二十六 内閣総理大臣は、 職員の人事記録に関することを管理する。

内閣総理大臣は、 内閣府、デジタル庁、 各省その他の機関に、 当該機関の職員の人事に関する一切の

事項について、 人事記録を作成させ、これを保管させるものとする。

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に関し必要な事項は、 政令で定める。

内閣総理大臣は、 内閣府、デジタル庁、各省その他の機関によつて作成保管された人事記録で、 前項

の規定による政令に違反すると認めるものについて、その訂正を命じ、その他所要の措置を講ずるもの

とする。

(統計報告)

第百八条の二十七 内閣総理大臣は、 政令で定めるところにより、 職員の在職関係に関する統計報告の制

度を定め、これを実施するものとする。

内閣総理大臣は、前項の統計報告に関し必要があるときは、関係庁に対し随時又は定期に一定の形式

に基づいて、所要の報告を求めることができる。

(権限の委任)

第百八条の二十八 内閣総理大臣又は人事公正委員会は、それぞれ政令又は人事公正委員会規則で定める

ところにより、この法律に基づく権限の一部を他の機関に行わせることができる。この場合においては、

内閣総理大臣又は人事公正委員会は、当該事務に関し、 他の機関の長を指揮監督することができる。

(職員の人事行政に関する業務の報告)

第百八条の二十九 内閣総理大臣及び人事公正委員会は、それぞれ、 毎年、 内閣を経て国会に対し、 職員

の人事行政に関する業務の状況を報告するとともに、公表しなければならない。

(人事管理官)

第百八条の三十 内閣府、 デジタル庁及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、 人事管理官を置

かなければならない。

人事管理官は、 人事に関する部局の長となり、 前項の機関の長を助け、 人事に関する事務をつかさど

る。この場合において、 人事管理官は、 内閣総理大臣及び人事公正委員会との緊密な連絡並びにこれら

に対する協力に努めなければならない。

(政令等への委任)

第百八条の三十一 この法律その他の法律及びこれらに基づく命令に定めるもののほか、 職員の 人事行政

及び人事管理に関する文書の保存に関し必要な事項は、 政令(人事公正委員会の所掌する事務に関する

文書については、人事公正委員会規則)で定める。

この法律に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な事項は、 政令(人事公正委員会の所掌す

る事務に関する事項については、人事公正委員会規則)で定める。

第百九条第一号から第七号までを削り、 同条第八号を同条第一号とし、 同条第九号を同条第二号とし、

同条第十号を同条第三号とし、 同条第十一号中 「人事院」を「人事公正委員会」に改め、 同号を同条第四

号とし、同条第十二号中「第百条第一項」の下に「(第百八条の十四第一項において準用する場合を含む。)」

を加え、同号を同条第五号とし、同条第十三号中「第百三条」の下に「(第百八条の十四第二項において

号から第十七号までを七号ずつ繰り上げ、同条第十八号中「第十四号」を「第七号」に改め、 同号を同条

準用する場合を含む。)」を加え、「ついた」を「就いた」に改め、同号を同条第六号とし、

同条第十四

第十一号とし、同条に次の三号を加える。

十二 第百八条の十四第三項の規定に違反して官職を兼ねた者

第百八条の二十六の規定に違反して故意に人事記録の作成、 保管又は訂正をしなかつた者

十四四 第百八条の二十七の規定に違反して故意に報告しなかつた者

第百十条第一項第二号から第六号までを削り、 同項第七号を同項第二号とし、 同項第八号から第十一号

までを五号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「第六十八条」を「第六十七条第二項」に改め、同号を同 項第

七号とし、同項第十三号を削り、 同項第十四号を同項第八号とし、同項第十五号を同項第九号とし、同号

の次に次の一号を加える。

十 第九十八条第二項の規定に違反して団体を結成した者

第百十条第 一項第十六号及び第十七号を削り、 同項第十八号を同項第十一号とし、 同項第十九号及び第

二十号を削り、同項に次の四号を加える。

第百六条の二十八第二項(第百八条の十九第二項において準用する場合を含む。次号及び第十四

号において同じ。)又は第百八条の二十五第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をし

た者

十三 第百六条の二十八第二項若しくは第百八条の二十五第二項の規定により証人として喚問を受け正

当の理由がなくてこれに応ぜず、 又は第百六条の二十八第二項若しくは第百八条の二十五第二項の規

定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者

十四四 第百六条の二十八第二項又は第百八条の二十五第二項の規定により書類又はその写しの提出を求

められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

十五 第百六条の二十八第三項(第百八条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

百六条の二十八第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者 (第百八条の十九第二項において

準用する場合にあつては、 同条第一項の調査の対象である職員) を除く。

第百十条第二項中「前項第八号」を「前項第三号」に改める。

第百十一条中「第百九条第二号より第四号まで及び第十二号」を「第百九条第五号」に、 「第三号から

第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号」を「第二号、第四号から第九号まで及び

第十一号から第十五号まで」に、「そそのかし」を「唆し」に、「ほう助」を「幇助」に改める。

第百十一条の二第一号中「第九十八条第二項前段」を「第九十八条第三項前段」に改め、 同条第二号中

「第百二条第一項」の下に「(第百八条の十四第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第三条中 「従前職員」を「昭和二十三年七月一日前において職員に相当する者」に、 「同条の規定

の施行前」を「同日前」に改める。

附則第四条中「人事院規則 (人事院」を「政令 (人事公正委員会」に改め、 「以外の事項」を削り、 「 政

令」を「人事公正委員会規則」に改める。

附則第五条中「人事院規則」を「政令」に改める。

附則第六条中 「昭和二十四年法律第百七十四号」の下に「。第十九条から第十九条の十一まで、第二十

条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十六条第一項、第二十七条の二十四から第二十七条の二

十六まで、第二十九条及び第三十条の規定を除く。」を加え、 「(昭和四十七年法律第五十七号)」を削

る。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第八条及び第九条中「人事院規則」を「政令」に改める。

(内閣法の一部改正)

第二条 内閣法 (昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第七号から第十四号までを次のように改める。

七 行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並び

に調整に関する事務(国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第六十一条の九第一項に規定す

る幹部候補育成課程に関する事務を含む。)

八から十四まで 削除

第二十条第二項中 「第十二条第二項第七号から第十四号まで」を「第十二条第二項第七号」に改める。

第二十六条を削る。

(労働組合法の一部改正)

労働組合法 (昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一項を加える。

4 中央労働委員会の委員 (次条から第十九条の五まで及び第十九条の七から第十九条の九までにおいて

単に「委員」という。)は、独立してその職権を行う。

第十九条の三の見出し中 「中央労働委員会の」を削り、 同条第一項中「十五人」を「十八人」に改め、

同条第二項中 「使用者委員のうち四人については、」 を 「使用者委員のうち七人については、 各省各庁の

長 (内閣総理大臣、 各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。)、 最高裁判所

「次条第二項第二号」を「次条第二項第四号」に改め、 「労働者委員は労働組合」の下に「又

は国家公務員の労働関係に関する法律(令和五年法律第 号) 第五条第七項 (裁判所職員臨時 措置法

(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。 以下この項において同じ。) に規定

する認証された労働組合」を加え、 でにおいて単に「委員」という。)」を削り、同項ただし書中「二人」を「三人」に改める。 五項中「七人」を「八人」に改め、 ついては、 同条第七項に規定する認証された労働組合又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、 同条第六項中「中央労働委員会の」及び「(次条から第十九条の 「労働者委員のうち四人については、」を「労働者委員のうち七人に 同 九ま

第十九条の四第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

員を除く。)又は国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若し 百二十号)第二条第四項に規定する職員 国家公務員の労働関係に関する法律第十一条各号に定める者、 (国家行政組織法第八条の審議会等の会長又は委員長及び委 国家公務員法 (昭和二十二年法律第

くは役員

 \equiv 裁判所職員又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の労働関係に関する法律第二条

第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

第十九条の七第四項中「六人」を「七人」に改め、同条第五項中「七人」を「八人」に、 「六人」を「七

亼」に改める。

第十九条の十第一項中「中央労働委員会に」の下に「、 国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条

(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。) に規定する関係当事者の間に発生した紛争であ

つて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)

の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの」を、 「第二十四条の二第五項」の下

に「若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条(裁判所職員臨時措置法において準用する場

合を含む。)」を加える。

第十九条の十二第六項中 「第十九条の三第六項、」を「第十九条の二第四項、 第十九条の三第六項、」

に、 常勤」を「「三人以内は」に、 条例」を「二人以内は、 条例」に、 「により、 常勤」 を「に

より」に改める。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第四条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第五条 特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正す

る。

第一条第四号を次のように改める。

四削除

第一条第十二号を次のように改める。

十二 削除

第一条第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四 人事公正委員会委員長

第一条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の会長

第一条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 国家公務員倫理審査会の常勤の委員

第一条第四十七号を次のように改める。

四十七 削除

第一条第四十七号の三の次に次の一号を加える。

四十七の四 人事公正委員会委員

第一条第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員

第三条第四項第三号中「、会計検査院長又は人事院総裁」 を「又は会計検査院長」に改める。

別表第一官職名の欄中「人事院総裁」を削り、

公正取引委員会委員長

国家公務員倫理審査会の常勤の会長

」 人事公正委

「公正取引委

員会委員長

に改め、 「人事官(人事院総裁を除く。)」及び「国家公務員倫理審査会の常勤の委員」を

員会委員長」

「再就職等監視委員会委員長

削り、「再就職等監視委員会委員長」を

に、「公益認定等委員会

国家公務員倫理審査会の常勤の会長」

「公益認定等委員会の常勤の委員

の常勤の委員」を

に改める。

国家公務員倫理審査会の常勤の委員」

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 般職 の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項を次のように改める。

この法律に基づく給与は、 現金で、 直接職員に、 その全額を支払わなければならない。 ただし、 法律

に別段の定めがある場合又は確実な支払の方法であつて政令で定めるものによる場合においては現金以

外のもので支払い、 法律に別段の定めがある場合には給与の一部を控除して支払うことができる。

第三条第二項中「人事院規則に基かずに」 を「政令に基づかずに」に改める。

第六条の二第一項及び第二項を次のように改める。

指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、 同表に掲げる俸給月額のうち、 その者の占める官職

に応じて政令で定める号俸の額とする。

2 前項に規定する号俸は、会計検査院の職員の占める官職の号俸にあつては、会計検査院の意見を聴い

て、政令で定める。

第六条の二に次の一項を加える。

3 会計検査院は、 会計検査院の職員に関する前項の政令の制定又は改廃について意見があるときは、 内

閣に申し出ることができる。

第七条中「、 会計検査院長若しくは人事院総裁」を「若しくは会計検査院長」に、 「人事院の」 を 「 政

令で」に改める。

第八条第一項前段中「人事院の意見」を「会計検査院の職員の職務の級の定数の設定又は改定にあつて

は、会計検査院の意見」に改め、「(会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。)」を削り、

同項後段及び同条第二項を削り、 同条第三項中「前二項」を「前項」に、 「人事院規則」を「政令」に改

め、 令」に、 条第五項中「人事院規則」を「政令」に改め、 同項を同条第二項とし、 「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、 同条第四項中 「人事院規則」を「政令」 同項を同条第四項とし、 に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第六項中 同項を同条第三項とし、 「人事院規則」を 同条第七項 「政 同

中 「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に、

「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第七項とし、 同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を

同条第十二項を同条第十項とし、同条に次の一項を加える。

同条第九項とし、

同条第十一項を削り、

会計検査院は、 第一項の規定による会計検査院の職員の職務の級の定数の設定又は改定に関し意見が

あるときは、内閣総理大臣に申し出ることができる。

第十条の二第一項中 「人事院は、 」を削り、 「人事院規則」 を「政令」に、 「ついて」を「ついては」

に、 「基き」を 「基づき」に改め、「につき」の下に「政令で」を加え、 同条に次の三項を加える。

3 第一項に規定する特別調整額表は、 会計検査院の職員の占める官職に係るものにあつては、会計検査

院の意見を聴いて、政令で定める。

4 会計検査院は、 会計検査院の職員に関する前項の政令の制定又は改廃について意見があるときは、 内

閣に申し出ることができる。

5 前各項に規定するもののほか、 俸給の特別調整額の支給に関し必要な事項は、 政令で定める。

第二十条中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条第一項中「含む」の下に「。 次項において同じ」を加え、 「人事院」を「人事公正委員会」

に改め、同条第二項を次のように改める。

2 人事公正委員会は、 前項の申立てがあつた場合において、 当該申立てに係る給与の決定がこの法律の

内閣総理大臣又は当該決定を行つた各庁の長若し

規定に合致しないか又は不当であると認めたときは、

くはその委任を受けた者に対し、 当該申立てに係る給与の更正を命ずるとともに、その旨を本人に通知

しなければならない

第二十一条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の申立て及び審査に関し必要な事項は、 人事公正委員会規則で定

第二十三条の見出しを「(休職者等の給与)」に改め、 同条第八項中「第二十三条第七項」を「第二十

三条第八項」に改め、 同項を同条第九項とし、 同条第七項中 「第二項、 第三項又は第五項」を 「第一項、

れ、 中 七十九条第三号及び第四号に掲げる事由」に改め、 「第七十九条」を「第六十一条の十二第一項又は第七十九条」に改め、 又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七十九条の人事院規則で定める場合」を「第 第四項又は第六項」に、 「人事院規則」を「政令」 「、人事院規則で定めるところにより」を削り、 に改め、 同項を同条第八項とし、 「規定により」の下に 同条第六項 「派遣さ 同項

条の二第二項及び第三項」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条に第一項として次の一項を加える。

を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、

同条第一項中「第一条の二」を「第

れに俸給、 職員が国家公務員法第六十一条の十二第一項の規定により派遣されたときは、その派遣の 扶養手当、 地域手当、 広域異動手当、 研究員調整手当、 住居手当及び期末手当のそれぞれ百 期間 中、こ

分の七十以内を支給することができる。

第二十三条に次の一項を加える。

前各項に規定するもののほか、 当該各項に規定する給与の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とする。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七条 国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第百九十一号) の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「(負傷、 疾病、 障害又は死亡をいう。以下同じ。)」を削り、 「あわせて」を 「併せ

て」に改める。

第一条の二の見出し中「通勤の」を削り、同条第二項ただし書中「人事院規則」を「政令」に改め、 同

項を同条第三項とし、 同条第一項各号中 「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第二項とし、 同条

に第一項として次の一項を加える。

この法律において「公務上の災害」とは、 公務に起因する負傷、 障害若しくは死亡又は公務に起因す

る疾病として政令で定めるものをいう。

第一条の二に次の一項を加える。

4 この法律(第二十二条第三項及び第二十三条を除く。)において「通勤による災害」とは、 通勤に起

因する負傷、 障害若しくは死亡又は通勤に起因する疾病として政令で定めるものをいう。

第二条の見出し中「人事院」を 「内閣総理大臣」に改め、 同条中「人事院は」 を「内閣総理大臣は」に

改め、 第一号及び第二号を削り、 第三号を第一号とし、 第四号を第二号とし、 第五号を第三号とし、

号及び第七号を削り、第八号を第四号とする。

第三条第一項中「人事院及び」を「内閣総理大臣及び」に、 「人事院が指定する」を「政令で定める」

に、 「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、 「免かれさせる」

を 「免れさせる」に改め、 同条第三項を削り、同条第四項中「、人事院規則及び人事院指令」を「及びこ

の法律に基づく命令」に、 「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、 同項を同条第三項とする。

第四条第二項中 「人事院規則」 を「政令」 に改め、 同条第三項第六号中 「職員団体」 を 「国家公務員の

労働関係に関する法律(令和五年法律第

号) 第二条第二号に規定する労働組合」 に改め、 同条第四

項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第六条第一項中「災害」を「公務上の災害又は通勤による災害」に改める。

第二十条の二中「人事院規則」を「政令」に、 「当該災害」を「当該公務上の災害」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「人事院」 を 「内閣総理大臣」に改め、 同条第三項中 「業務上の災害」

の下に「(負傷、 疾病、 障害又は死亡をいう。 以下この項及び次条において同じ。)」 を加え、 同条に次

の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、 福祉事業に関し必要な事項は、 政令で定める。

第二十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に、 「人事院

に」を「人事公正委員会に」に改め、同条第二項中「前項」を「人事公正委員会は、前項」に、 「人事院

は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これ」を「速やかに審査を行い、当該申立てが理由があると

きは、実施機関に対し、当該申立てに係る補償の実施又は実施の変更を命ずるとともに、その旨」に改め、

「及びその者に係る実施機関」を削る。

第二十五条第一項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に、 「人事院に」を「人事公正委員会に」

に改める。

第二十六条第一項中 「人事院又は実施機関は、」 を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員

会は、 補償の実施又は」に改め、 「又は補償の実施」を削り、 「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第二十七条第一項中「人事院又は実施機関は、」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員

会は、 補償の実施又は」に改め、 「又は補償の実施」を削り、 「その職員」を「その指定する職員」に、

「災害」を「公務上の災害若しくは通勤による災害」に、「受け若しくは」を「受け、若しくは」に改め、

同条第二項中「人事院又は実施機関の」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会が指定す

る」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二十七条の二中「人事院又は実施機関は、」を「内閣総理大臣及び実施機関にあつては」に、「でき

る」を「、人事公正委員会にあつては実施機関に対し補償の支払を一時差し止めることを求めることが、

それぞれできるものとする」に改める。

第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

(政令等への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、 この法律の実施に関し必要な事項は、 政令(人事公正委員会

の所掌する事務に関する事項については、 人事公正委員会規則)で定める。

附則第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に、 「人事院」を「人事公

正委員会」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第八条 裁判所職員臨時措置法 (昭和二十六年法律第二百九十九号) の一部を次のように改正する。

と を 六条の三十二第一項に規定する官民人材交流センター」に、 裁判所職員を除く。)」と」を削り、 とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(裁判官及び裁判官の秘書官以外の 二号に」を「第一号及び第二号に」に改め、 職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。)」 事公正委員会」に、「人事院規則」を「政令」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に、「第五十七条」 第四項並びに第三十六条第三項及び第五項」を加え、「人事院」」を「公務員庁」」に、「内閣府」を「人 四条第二項、第十七条第一項、第二十条第四項、第二十四条第八項、第三十二条、第三十三条第三項及び 項」の下に「並びに国家公務員の労働関係に関する法律(令和五年法律第 本則中 「(昭和二十二年法律第百二十号)第五十三条の三中「特別職に属する国家公務員」とあるのは 同法第五十七条」に改め、 「国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第三十八条第三号及び」を削り、 「人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、」を削り、 「官民人材交流センター(以下「センター」という。)」 「、同法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」 「中「センター」を「中「第百六条の三十二 号) 第六条第三項、 「一般 、 第 十

٢, と に らない」とする」と」を加え、本則第一号中「から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条」 四項中「変更をしなければならない」とあるのは「変更をするようできる限り努めなければならない」と、 ればならない」と、同条第二項」とあるのは 第一項第七号中「第十一条第八号から第十一号まで」とあるのは「第十一条第八号、第十号及び第十一号」 第一項に規定する官民人材交流センター」に改め、 同 第一号、 ようできる限り努めなければ」と、 とあるのは 係に関する法律第十一条第一号及び第二号中 条第五項中 同条第二項中「前項第一号、第二号又は第六号」とあるのは「前項第一号」と、「承認を得なければ」 同法第四十一条中 第五号」と、 「第十七条第 「意見を聴かなければ」と、同法第十七条第一項中「提出しなければ」とあるのは 「措置を講じなければならない」とあるのは 同法第二十条第三項中「各省各庁の長」とあるのは 「第十七条並びに」とあるのは 項中 「提出しなければならない」とあるのは 同条第五項中「第十四条第一項第五号」とあるのは 「第十七条第二項」と、「とする」とあるのは 「主任の大臣」とあるのは 「規定する組織」と」の下に 「第十七条第一項、 「措置を講ずるようできる限り努めなければな 「提出するようできる限り努め 「最高裁判所」 「内閣総理大臣、 第二項、 一、 第四項及び第五項並び 国家公務員 と、 「第十四条第一項 各省各庁の長」 同法第十四条 「提出する の労働関 同条第 なけ

を 第二条」に改め、 一、 第四十五条の二、第四十五条の三」を削り、 「第五十五条」の下に 第六

「から第五項まで」及び「、第九十五条」を削り、 「第百六条の二十六」の下に「、第百六条の二十八か

十条の三第三項」を加え、

「第六十四条第二項」を

「第六十六条」に改め、

第七十条の三第二項」、

ら第百六条の三十二まで」を加え、「並びに第百八条の五の二」を「、第百八条の四から第百八条の二十

三まで並びに第百八条の二十五から第百八条の三十まで」に改め、本則第三号中「(第二条及び第二十四

条の規定を除く。)」を削り、 を「第四十一条」に改め、 本則第四号中「第三条第二項、 第四条及び」を削り、 本則第十号中

本則に次の一号を加える。

十条」

十 一 国家公務員の労働関係に関する法律 (第一条、 第十一条第三号及び第九号、 第十四条第一項第三号

並 びに第十七条第三項の規定を除く。)

〈国際機関等に派遣される一般職 の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

第九条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)

の — 部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」 を「前二項に定めるもののほか、第一項」に、 「人事院規則」を「政令」 に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 を維持する者又は当該派遣職員の親族に限る。)に支払うよう申出があつた場合には、 前項の規定による給与は、 派遣職員から当該派遣職員の指定する者 (当該派遣職員の収入により生計 一般職 $\widehat{\mathcal{O}}$ 職員の

給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第三条第一項の規定にかかわらず、

当該指定する者

に支払うことができる。

故発生日」という。)」とあるのは 同条第四項中 は死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日 第六条第二項中 「事故発生日」とあるのは 「第四条の規定にかかわらず、 「派遣の期間の初日 「初日」とし、 人事院規則で定める」を「第四条第一項中「負傷若しく 同条第一項ただし書及び第三項の規定は、 (第四項において単に 「初日」という。)」と、 (第四項において単に「事 適用し

ない」に改める。

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第十条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 (昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように

改正する。

目次中 「法人である登録職員団体」を 「法人である登録職員団体等」に改める。

二第一 下 第一項」を「国家公務員の労働関係に関する法律(令和五年法律第 職員団体」を に改め、 団体を」を「労働組合を」に改め、同条第四項第一号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」 第二条第一 「法人である登録職員団体」という」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体 項」 同項第二号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、 を 項 中 「国家公務員労働組合」に、 「国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号」に改め、 「国家公務員職員団体」 を 「国家公務員法 「国家公務員労働組合」 (昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二 に改 め、 号) 同条第五項中 第二条第二号」に、 同条第二項中 「国家公務員法第百八条の 「職員団体 (以 下 「国家公務員 「法人で 「職員 以

団体」 係に関する法律第五条 「登録機関」という。)」を削り、 第三条第一項中「職員団体は」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体は」に改め、 を 「認証された労働組合」に、 (裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)」に、 同項第一号中「国家公務員法第百八条の三」を「国家公務員の労働関 「人事院」 を「中央労働委員会」に改め、 同項第二号を削り、 「登録された職員 (以 下 同項

ある登録職員団体等」

と総称する」に改める。

第三号を同項第二号とし、 同条第二項中 「職員団体を」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体

を」に改める。

第四条中「第九条第一号又は第五号」を「第九条第一項第一号又は第四号」に、 「人事院規則とし、 同

条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則」を「、中央労働委員会規則」に

改める。

第八条第一項第一号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改める。

第九条第一号中「一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、

「人事院」を「中央労働委員会」に改め、 同条第二号を削り、 同条第三号を同条第二号とし、 同条第四号

を同条第三号とし、 同条第五号中「で、一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの」を削

「、これ」を「これ」に、「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、「(次号の混

り、

合連合団体を除く。)」を削り、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同号を同条第四号とし、 同条

第六号を削り、同条第七号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第五号とし、同条に次の二項を加

える。

2 \mathcal{O} 認 中央労働委員会は、 証機関としての事務 国家公務員の労働関係に関する法律第六条第一項本文に規定する合議体に、 の処理を行わせ、 当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処分とする 前項

3 中央労働委員会は、 前項の規定による事務の処理について、第五条、第六条又は前条の規定による処

同条第一項ただし書に規定する合議体に、当該事務の処理を行わせる。

事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でない

と認められる場合は、

ことができる。ただし、

分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

た国家公務員労働組合」に、 第二十七条第三号中「法人である登録職員団体」を「第三条第一項の規定による申出により法人となつ 「国家公務員法第百八条の三第六項」 を「国家公務員の労働関係に関する法

律第五条第七項」に改め、 「又は地方公務員法第五十三条第六項」 を削り、 「登録の」 を 「認証 \bigcirc に改

め、 同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加

える。

兀 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、 地方公務員法

第五十三条第六項の規定による登録の取消し

第三十九条中 「法人である登録職員団体」 を 「法人である登録職員団体等」 に、 「登録機関」 を

条第一項各号に定める機関」に改める。

第四十五条 (見出しを含む。)、第四十六条第一項、 第四十七条第一項第四号並びに第五十二条第一項

及び第二項第二号中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第三章第二節の節名中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第五十六条第一項中「国家公務員法第百八条の三」 を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条」に

改め、 「含む。)」の下に「の規定により認証されたとき」を加え、 「その登録」を「その認証又は登録」

に、 「法人である登録職員団体」 を「法人である登録職員団体等」に改め、 同条第二項中 「法人である登

録職 員団体」 を 「法人である登録職員団体等」に、 「国家公務員法第百八条の三」を 「国家公務員 への労働

関係 に関する法律第五条」に改め、 「含む。)」の下に「の規定による認証」を加え、 同条第三項及び第

四項中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第十一条 般職の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律 (平成六年法律第三十三号) の一部を次のように

改正する。

第二条を削る。

第三条中「、 会計検査院長及び人事院総裁」を「及び会計検査院長」に、 「及び各外局の長」を「、各

外局の長及び警察庁長官」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(勤務時間等に関する制度に関する調査研究等)

内閣総理大臣は、 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度について、随時、調査研究を行い、

その結果を公表するものとする。

第四条第二項中「職員」を「国家公務員」に改める。

第七条第二項中 「には、 人事院規則」を 「には、 政令」に改め、 同項ただし書中「人事院と協議して、

人事院規則」を「内閣総理大臣と協議して、政令」に改める。

第九条の見出しを「(休憩時間等)」に改め、同条中「人事院規則の定めるところにより、」を「政令

で定めるところにより、おおむね四時間の連続する勤務時間ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める時間以上の」に改め、同条に次の各号を加える。

- 第六条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振る場合 四十五分
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 三十分
- 第九条に次の二項を加える。
- 2 各省各庁の長は、 公務の円滑な運営又は職員の健康及び福祉の確保に支障があると認めるときは、 政
- 令で定めるところにより、前項の規定と異なる休憩時間を置くことができる。
- 3 各省各庁の長は、 第七条第一項に規定する職員について、 同条第二項の規定により勤務時間を割り振
- る場合又は同条の規定により週休日とされた日に前条の規定により勤務時 間を割り振る場合において、
- 当該職員 の勤務の性質がその能率の維持等を図るため勤務時間中における一 時的な作業の休止を必要と
- するものであるときは、 政令で定めるところにより、 当該勤務時間のうち、 作業を休止させるべき三十
- 分以下の時間を置かなければならない。
- 第十一条中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。
- 第十三条第一項中 「人事院規則」を「政令」に改め、 同条に次の一項を加える。
- 3 内閣総理大臣は、 各省各庁の長が前項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずる

に当たって留意すべき事項その他当該勤務を縮減するために必要な事項についての指針を定め、 これを

公表するものとする。

(一般職の任期付研究員の採用、 給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第十二条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)

の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する専門的な知識又は技術を有する者を、 当該

知識又は技術を必要とする研究業務であって特別の計画に基づき実施されるものの能率的な運営のた

めに当該研究業務に五年を超えない期間を定めて従事させる場合(昇任、 降任又は転任の方法により

欠員を補充することが困難である場合に限る。)

第三条第二項中「前項第一号」の下に「又は第三号」を加え、 「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、

同条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第四条第一項ただし書及び第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、 同条第三項中「前二項」を

「前三項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一項を加える。

3 れか短い期間 前条第一 項第三号に規定する場合における任期は、 (次条第一項において「三号最長期間」という。)を超えない範囲内で、 同号に規定する特別の 計画 $\overline{\mathcal{O}}$ 期間又は五年の 任命権者が定め いず

第五条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、 「同項の」を「前条第二項の」に、 「五年を超えな

る。

<u>\</u> を「五年、 第三条第一項第三号の規定により任期を定めて採用された職員の任期が三号最長期間 に 満

たない場合にあっては採用した日から三号最長期間を超えない」に改め、 同条第二項中 「前条第三項」を

「前条第四項」に改める。

第十二条を次のように改める。

(調査研究等)

内閣総理大臣は、この法律に定める事項について、 随時、 調査研究を行い、その結果を公表す

るものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

第三条第二項中 「安全の確保」 の 下 に 人事行政の公正の確保」 を加え、 政府」 を 公務の能

率的な運営、政府」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運

営に関する方針及び計画に関する事項

第四条第三項第五十四号の二中 「第十八条の七第二項及び第百六条の五第二項」を「第百六条の五第二

項及び第百六条の三十二第二項」に改め、 同項第五十九号の三の次に次の一号を加える。

五十九の四 国家公務員法第百八条の六に規定する事務

第四条第三項中第六十三号を第六十四号とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十三 公務員庁設置法(令和五年法律第

号)第四条第二項に規定する事務

第十一条の三の次に次の一条を加える。

第十一条の四 第四条第一項第三十六号に掲げる事務、 同条第二項に規定する事務 (公務員庁設置法第四

条第三項の規定により公務員庁の所掌に属するものに限る。)及び第四条第三項第六十三号に掲げる事

務については、 第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、 当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項中「及びこども家庭庁」を「、こども家庭庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「公正取引委員会」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及びこども家庭庁」を「、

こども家庭庁及び公務員庁」に改める。

第六十四条の表カジノ管理委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

第十四条 国家公務員倫理法 (平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「内閣」 を「内閣総理大臣」に、 「に際しては」を「の立案をしようとするときは」に

改め、同条第三項中「、人事院総裁」を削る。

第十条中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第十一条第一号中「改廃」の下に「の立案」を加え、 「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、 同条第二号

中 「懲戒処分の基準の作成及び変更に関する」を「国家公務員法第八十二条第三項の指針の策定又は変更

に関して、 内閣総理大臣に意見を申し出る」に改め、同条第八号中「第十七条の二」を「第百八条の二十

八」に改める。

第十四条第一 項 中 「次項に規定する委員以外の」を削り、 「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、 同条第

二項を削り、 同条第三項中 「前項に規定する委員以外の」を削り、 「内閣は、 第一項」 を 内 閣 総理大臣

は、 前項」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条第四項中 「内閣」 を「内閣総理大臣」に改め、 「第二項

に規定する委員以外の」を削り、同項を同条第三項とする。

第十五条第二項を削り、 同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同

条第四項とする。

第十六条中「 (第十四条第二項に規定する委員を除く。 以下この条、次条、 第十八条第二項及び第三項

並びに第十九条において同じ。)」を削る。

第十七条及び第十八条第三項中 「内閣」 を 「内閣総理大臣」 に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(懲戒処分の指針の策定又は変更に関する意見の申出)

第二十一条の二 内閣総理大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合に係る国家公務員

法第八十二条第三項の指針 (次項において単に「指針」という。)の策定又は変更に際しては、 あらか

じめ、審査会にその内容を通知するものとする。

2 審査会は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、

指針の策定又は変更に関し意見を申し出ることができる。

第三十六条の見出し中「人事院規則制定」を「人事公正委員会規則制定」に改め、同条中「人事院に」

を「人事公正委員会に」に、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改める。

第三十七条 (見出しを含む。) 中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第三十八条の見出し中「人事院規則」を「政令及び人事公正委員会規則」に改め、 同条中「人事院規則」

を「政令(第二十一条の二第二項及び第二十二条から前条までの規定の施行に関し必要な事項については、

人事公正委員会規則)」に改める。

第三十九条第一項中「、 内閣」を「及び内閣」に改め、 「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第十五条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第一項中「第二十四条」を「第二十六条」に改め、 同条第二項第四号中「人事院規則」を「政令」

に改め、 同号口中 「総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号) 第四条第一項第八号」を「公務員庁設置

法 (令和五年法律第 号) 第四条第二項第十四号」に改め、 同項第五号中「人事院」を「内閣総理大

臣」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

人事公正委員会は、 人事公正委員会規則により、 次に掲げる事項に関する基準 (以下「交流基準」と

いう。)を制定するものとする。

第五条第二項中 「人事院」を「人事公正委員会」 に改め、 同条第三項中「人事院は」 を「人事公正委員

会は」に、 「人事院規則の」を「人事公正委員会規則で」に改め、 同条を第四条とし、 同条の次に次の一

条を加える。

(任命権者等の責務)

第五条 任命権者その他の関係者は、 人事交流の制度の運用に当たっては、 交流基準に従い、 常にその適

正な運用の確保に努めなければならない。

第六条第一 項中 「人事院は、 人事院規則の」 を 「内閣総理大臣は、 政令で」に改め、 同条第二項中

事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条第一項を削り、 同条第二項中 「前項の規定による」を削り、 「当該交流派遣に係る職員の同意を

得た上で、人事院規則で定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を」を「政令で定め

るところにより、 前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業 (以下「名簿記載企業」

という。)及び職員の同意を得て交流派遣の実施に関する計画を作成し、 人事公正委員会規則で定めると

ころにより、 当該計画を記載した書類を人事公正委員会に」に、 「人事院の」を「その」に改め、 同項を

同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、 前項の認定を受けた計画に基づいて、名簿記載企業に交流派遣をすることができる。

第七条第三項中「第一項の規定による」を「前項の規定により」に、 「当該交流派遣に係る民間企業」

を 「第一項の認定を受けた計画に従って、 当該計画に記載された名簿記載企業」に改め、 前項の認定

を受けた計画に従って」を削り、 「人事院規則」を「政令」に改める。

第八条第二項中 「前条第一項」を「前条」に、 「人事院の承認」を「人事公正委員会の認定」 に改める。

第十九条第一 項を削り、 同条第二項中 「前項の規定による」を削り、 「人事院規則の」を「政令で定め

るところにより、 名簿記載企業の同意を得て交流採用の実施に関する計画を作成し、 人事公正委員会規則

で」に、「その実施に関する計画」を「当該計画」に改め、 「書類を」の下に「人事公正委員会に」を加

え、 「人事院の」を「その」に改め、同項を同条第一項とし、 同項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、 前項の認定を受けた計画に基づいて、 名簿記載企業に雇用されていた者又は現に雇用さ

れている者について交流採用をすることができる。

該交流元企業」に改め、 て、 第十九条第三項中 当該 計 画に記載された名簿記載企業 「第一項」を 同条第四項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、 「前項」に、 (以 下 「交流元企業」という。)」に、 「同項の民間企業」を 「第一項の認定を受けた計画 「当該民間 同条第五項ただ 匠企業」 に従っ を 当

し書を削り、

同条第六項を同条第七項とし、

同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二十三条第二項を削 をされた職員 任命権者は、その所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、第二項の規定により交流採用 交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 (以下「交流採用職員」という。) 及び交流元企業の同意並びに人事公正委員会の認定を り、 同条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、 同項を同条第二項とし、

人事公正委員会は、 毎年、 内閣総理大臣に対し、 次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければ 同条に第一項として次の一項を加える。

ならない。

がその交流派遣に係る第七条第一項の規定による書類の提出の時に占めていた官職 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員

前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をさ

れ た日の直前に交流元企業において占めていた地位(第二条第四項第二号に係る交流採用にあっては

当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。)

三 前二号に掲げるもののほか、第七条第一項及び第十九条第一項の規定に基づく認定の状況

第二十三条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、 毎年、三年前の年の一月一日後に交流派遣後職務に復帰した職員が前年 (三年前の

年に交流派遣後職務に復帰した場合にあっては、その復帰の日から二年を経過した日までに限る。)に

占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位その他人事交

流 の制度の運用状況の透明化を図るために必要な事項に第一項の報告書を添え、 内閣を経て国会に報告

しなければならない。

第二十四条を第二十六条とし、第二十三条の次に次の二条を加える。

(政令等への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、 この法律の実施に関し必要な事項は、政令(人事公正委員会

の所掌する事務に関する事項については、 人事公正委員会規則) で定める。

(法令の制定改廃に関する通知等)

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令の制定若しくは改廃の立案又は第二条第二項第五号

の指定若しくはその取消しに際しては、あらかじめ、人事公正委員会にその内容を通知するものとする。

2 人事公正委員会は、人事交流の制度の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、 内閣総

理大臣に対し、 第二条第二項第五号の指定又はその取消しに関し意見を申し出ることができる。

般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第十六条 般職 の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 (平成十二年法律第百二十五号) の 一 部

を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(調査研究等)

内閣総理大臣は、この法律に定める事項について、随時、 調査研究を行い、その結果を公表す

るものとする。

(国家公務員制度改革基本法の一部改正)

第十七条 国家公務員制度改革基本法 (平成二十年法律第六十八号) の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「事務を」を「事務のうち、第二号及び第八号に掲げる事務並びに第九号及び第十号に

掲げる事務 (幹部職員に係るものに限る。) については」に改め、「一元的に」の下に「行い、その他の

事務については内閣府において一元的に」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

(公務員庁の設置)

第十一条の二 政府は、 次に定めるところにより内閣府に事務を追加するとともに、 当該事務を行わせる

ために内閣府に公務員庁を置くものとし、このために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣は、 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うと

ともに、第五条第四項の規定に基づき同項に規定する事務(同項第二号及び第八号に掲げる事務並び

に同項第九号及び第十号に掲げる事務 (幹部職員に係るものに限る。)を除く。)及びこれらに関連

する事務を所掌するものとすること。

内閣人事局、 人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能につい

て、 内閣 府が新たに担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、 内閣府に移管するものとす

ること。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「施

行日」という。)から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

第十七条の規定並びに附則第六条、 第七条第一項及び第二項、第十一条、第十二条並びに第十四条の

規定 公布の日

第一条中国家公務員法附則第六条の改正規定

国家公務員の労働関係に関する法律

(令和五年法律第

号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 人事官であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、

この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 人事官であった者は、 施行日以後、 人事官でなくなった日から起算して一年を経過する日までの間

人事公正委員会の官職以外の官職に、 これを任命することができない。

3 施行日前に人事院の人事官又は事務総長の職にあって、第一条の規定による改正前の国家公務員法(以

下 「旧国家公務員法」という。)第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者は、

第一条の規定による改正後の国家公務員法 (以下「新国家公務員法」という。) 第三十八条の規定にかか

わらず、官職に就く能力を有しない。

第三条 新国家公務員法第四十一条に規定する試験機関は、 施行日前に行われた採用試験を不正 の手段によ

って受けた者又は旧国家公務員法若しくは旧国家公務員法に基づく人事院規則に違反した者に対しては、

当該試験機関に相当する旧国家公務員法第四十八条に規定する試験機関がした合格の決定を取り消すこと

ができる。

第四条 この法律の施行の際現に旧国家公務員法第七十九条の人事院規則で定める場合において休職にされ

ている職員のうち、 新国家公務員法第六十一条の十二第一項各号に掲げる場合に該当する場合において休

職にされていると認められるものは、 施行日に同項の規定により派遣された職員となるものとする。

場合においては、 当該派遣の期間には、 当該休職の期間を通算するものとする。

第五条 旧国家公務員法第八十四条第二項の規定に基づき人事院が行った職員に対する懲戒処分の効果につ

いては、なお従前の例による。

第六条 新国家公務員法第百八条の九第一項の規定による人事公正委員会の委員長及び委員の任命のために

必要な行為は、 施行日前においても、 同項の規定の例により行うことができる。

第七条 内閣総理大臣は、 新国家公務員法に基づく職員の任免、 分限及び懲戒に関する政令の制定又は改廃

の立案に際しては、 施行日前において、 新国家公務員法第百八条の二十二第一項の規定の例により、 人事

院に通知することができる。

2 人事 院は、 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、 内閣総理大臣に対

前項の規定による通知に係る政令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができる。

3 第一 項の規定によりされた人事院への通知は、この法律の施行後は、新国家公務員法第百八条の二十二

第一項の規定によりされた人事公正委員会への通知とみなす。

(処分等の効力)

第八条 改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)に相当の規定があるもの 法令」という。)の規定によってした又はすべき処分、手続、 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。 通知その他の行為であってこの法律による 旧

は、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続、 通知

その他の行為とみなす。

(命令の効力)

律

第九条 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定で、 この法

:の施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される人事公正委員会規則をもって規定すべき事項を規定

するものは、 法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、 新法令の相当規定に基づいて制

定された相当の人事公正委員会規則としての効力を有するものとする。

2 施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される政令をもって規定すべき事項を規定するものは、 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定で、この法律の 法令に

別段の定めがあるもののほか、 施行日から起算して三年を経過する日までの間は、 新法令の相当規定に基

づいて制定された相当の政令としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合に

おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 別に法

律で定める。

(関係法律の整備)

この法律の施行に伴う関係法律 (この法律によって改正されるそれぞれの法律を含む。) の整備

については、別に法律で定める。

(一般職に属する職員の給与に関する検討)

政府は、 この法律及び国家公務員の労働関係に関する法律の施行の状況を勘案し、 国家公務員法

第二条に規定する一般職に属する職員の給与に関し、 法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方につ

いて検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(幹部職員の任用等に関する検討)

第十四条 国は、 速やかに、 内閣人事局の設置後における国の行政機関の幹部職員の任用等に関する状況等

を勘案し、国の行政機関の幹部職員の任用等に関する内閣総理大臣及び内閣官房長官の役割並びに内閣人

事局の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものと

する。

国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、 人事行政

の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

国家公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)(抄)(第十七条関係)	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)(抄)(第十六条関係) 一六八	国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)(抄)(第十五条関係) 一五八	国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)(抄)(第十四条関係)	内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)(第十三条関係)	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)(抄)(第十二条関係) 一四六	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)(抄)(第十一条関係)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)(抄)(第十条関係) 一三三	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)(抄)(第九条関係) 一三一	裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(抄)(第八条関係)	国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)(抄)(第七条関係)	一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(抄)(第六条関係)	特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(抄)(第五条関係)	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)(抄)(第四条関係)	労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)(抄)(第三条関係)	内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)(第二条関係)	国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄)(第一条関係)

\subset
医家公務員法
(昭和二十)
(昭和二十二年法律第百]
十号)
抄)
(第
条 関係)

(傍線部分は改正部分)

1	(何称音グに引工音グ)
改正案	現行
目次	目次
第一章 総則(第一条・第二条)	第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 削除	第二章 中央人事行政機関(第三条—第二十六条)
第三章 職員に適用される基準	第三章 職員に適用される基準
第一節 通則(第二十七条—第三十二条)	第一節 通則(第二十七条—第三十二条)
第二節 任免(第三十三条・第三十三条の二)	第二節 採用試験及び任免(第三十三条・第三十三条の二)
第一款 通則(第三十四条—第四十一条)	第一款 通則(第三十四条—第四十一条)
第二款 採用試験(第四十二条—第四十九条)	第二款 採用試験(第四十二条—第四十九条)
第三款 採用候補者名簿(第五十条—第五十三条)	第三款 採用候補者名簿(第五十条—第五十三条)
第三款の二 選考(第五十三条の二―第五十三条の四)	(新設)
第四款 任用(第五十四条—第六十条の三)	第四款 任用(第五十四条—第六十条の二)
第五款 休職、復職、退職及び免職(第六十一条)	第五款(休職、復職、退職及び免職(第六十一条)
第六款 幹部職員の任用等に係る特例(第六十一条の二―第	第六款 幹部職員の任用等に係る特例(第六十一条の二―第
六十一条の八)	六十一条の八)
第七款 幹部候補育成課程(第六十一条の九―第六十一条の	第七款 幹部候補育成課程(第六十一条の九―第六十一条の
+)	+ -)
第二節の二 派遣(第六十一条の十二・第六十一条の十三)	(新設)
第三節 給与 (第六十二条)	第三節 給与(第六十二条)
第一款 通則(第六十三条—第六十六条)	第一款 通則(第六十三条—第六十七条)

第二款 給与の支払(第六十七条—第七十条)

第四節 人事評価 (第七十条の二―第七十条の四)

第四節の二 研修 (第七十条の五―第七十条の七)

第五節 能率 (第七十一条—第七十三条の二)

第六節 分限、懲戒及び保障(第七十四条)

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等(第七十五条—第八十一条)

第二目 管理監督職勤務上限年齢による降任等(第八十

条の二―第八十一条の五)

第三目 定年による退職等(第八十一条の六―第八十一条

の 八)

第二款 懲戒 (第八十二条—第八十五条)

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求 (第八十六条

第八十八条)

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査 (第

八十九条―第九十二条の二)

第三目 公務傷病に対する補償(第九十三条—第九十五条)

第七節 服務 (第九十六条—第百六条)

第八節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制(第百六条の二―第百六

第二款 給与の支払 (第六十八条) 一第七十条)

第四節 人事評価 (第七十条の二―第七十条の四

第四節の二 研修 (第七十条の五―第七十条の七)

第五節 能率 (第七十一条—第七十三条の二)

第六節 分限、懲戒及び保障(第七十四条

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等(第七十五条—第八十一条)

第二目 管理監督職勤務上限年齢による降任等(第八十一

条の二―第八十一条の五)

第三目 定年による退職等(第八十一条の六―第八十一条

の 八)

第二款 懲戒 (第八十二条

-第八十五条

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求 (第八十六条

第八十八条)

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査 (第

八十九条―第九十二条の二)

第三目 公務傷病に対する補償 (第九十三条—第九十五条)

第七節 服務 (第九十六条—第百六条)

第八節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制 (第百六条の二―第百六

条の四)

第二款 再就職等監視委員会 (第百六条の五―第百六条の二

第三款 雑則 (第百六条の二十三)第百六条の三十二]

第九節 退職年金制度 (第百七条·第百八条)

第十節 雑則(第百八条の二・第百八条の三)

第三章の二 人事公正委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等(第百八条の四

-第百八条の二十三)

第二節 国家公務員倫理審査会(第百八条の二十四)

第三章の三 雑則 (第百八条の二十五―第百八条の三十一)

第四章 罰則(第百九条—第百十三条)

附則

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

② (略)

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

·二 (略)

三 検査官

四〜七の四(略)

八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機

条の四)

第二款 再就職等監視委員会(第百六条の五―第百六条の二

+

第三款 雑則 (第百六条の二十三―第百六条の二十七)

第九節 退職年金制度 (第百七条・第百八条)

第十節 職員団体 (第百八条の二―第百八条の七)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四章 罰則(第百九条—第百十三条)

附則

(一般職及び特別職

第二条 (略)

② (略)

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

·二 (略)

三 人事官及び検査官

四〜七の四(略)

八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機

兀

関の長の秘書官のうち政令で指定するもの

九 (略)

に法律又は政令で指定する宮内庁のその他の職員十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並び

十一~十五 (略)

十七 (略)

びこの条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定す内閣総理大臣は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及職といい、その職を占める者を職員という。)に、これを適用する。

⑤~⑦ (略)

る権限を有する。

第二章 削除

第三条から第二十六条まで 削除

関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九 (略)

に法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並び

十一~十五 (略)

十七 (略)

(4) この法律の規定は、一般職に属するか特別職に属するかを決定する権本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかどうか及びる。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び は、これを適用する。

⑤~⑦ (略)

第二章 中央人事行政機関

(人事院)

| ある基準に従つて、内閣に報告しなければならない。 | 第三条 | 内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定

2 及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。 職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保 実施並びに当該研修に係る調査研究 俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の 条の二第一 幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項 事項を除く。)、 の改善及び人事行政の改善に関する勧告、 定数の設定及び改定に関する事項を除く。)、 \mathcal{O} 成及び活用の確保に関するものを含む。)を除く。)、 であつて、 対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する (第三十三条第一 職員の給与に関する法律 人事院は、 項第一 号に掲げる観点に係るものに限る。)の計画の樹立及び 項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号 行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養 法律の定めるところに従い、 任免 項に規定する根本基準の実施につき必要な事項 (標準職務遂行能力、 (昭和二十五年法律第九十五号) 分限、 採用昇任等基本方針、 採用試験 給与その他の勤務条件 研修 懲戒、 (第七十条の六 苦情の処理、 給与(一般職 (採用試験の 第六

② 法律により、人事院が処置する権限を与えられている部門にお③ 法律により、人事院の決定及び処分は、人事院によつてのみ審査される。

(国家公務員倫理審查会)

第三条の二 置く。 関する事務を所掌させるため、 前条第二項の所掌事務のうち職務に係る倫理の保持に 人事院に国家公務員倫理審査会を

2 か、 国家公務員倫理審査会に関しては、 この法律に定めるもののほ

ところによる。

国家公務員倫理法

(平成十一年法律第百二十九号) の定める

第四条 (職員) 人事院は、

2 人事官のうち一人は、 人事官三人をもつて、これを組織する。 総裁として命ぜられる。

3 に行うため必要とする職員を任命する。 人事院は、 事務総長及び予算の範囲内においてその職務を適切

4 十三年法律第百二十号) 人事院は、 その内部機構を管理する。 は 人事院には適用されない。 国家行政組織法 (昭和二

(人事官)

第五条 関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、 意を経て、 原則による能率的な事務の処理に理解があり、 人事官は、 内閣が任命する。 人格が高潔で、 民主的な統治組織と成績本位の かつ、 両議院の同 人事行政に

2 人事官の任免は、 天皇が認証する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、 人事官となることができ

ない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯

三 第三十八条第二号又は第四号に該当する者し、刑に処せられた者

④ 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他

これらと同様な政治的影響力を有する政党員であつた者又は任命

公選による国若しくは都道府県の公職

人事

の日以前五年間において、

|官となることができない。| |の候補者となつた者は、人事院規則で定めるところにより

官となることができない。

し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはなら⑤ 人事官の任命については、そのうちの二人が、同一の政党に属

ない。

(宣誓及び服務)

高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、第六条 人事官は、任命後、人事院規則の定めるところにより、最

その職務を行つてはならない。

② 第三章第七節の規定は、人事官にこれを準用する。

(任期)

任者の残任期間在任する。第七条 人事官の任期は、四年とする。但し、補欠の人事官は、前

- ③ 人事官であつた者は、退職後一間年は、人事院の官職以外の官

職に、これを任命することができない。

(退職及び罷免)

| で見して限色されることがない。| 第八条 | 人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意

- 第五条第三項各号の一に該当するに至つた場合に反して罷免されることがない。
- |決定された場合|| | 国会の訴追に基き、公開の弾劾手続により罷免を可とすると
- 年在任するに至つた場合三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引き続き十二
- ② 前項第二号の規定による弾劾の事由は、左に掲げるものとする。
- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと
- あること 一 職務上の義務に違反し、その他人事官たるに適しない非行が
- 意を経て、これを罷免するものとする。 においては、これらの者の中一人以外の者は、内閣が両議院の同い。 人事官の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場合
- 地位に、影響を及ぼすものではない。前項の規定は、政党所属関係について異動のなかつた人事官の

(人事官の弾劾)

第九条 人事官の弾劾の裁判は、 最高裁判所においてこれを行う。

- 2 由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。 国会は、 人事官の弾劾の訴追をしようとするときは、訴追の事
- 3 追に係る人事官に送付しなければならない。 国会は、 前項の場合においては、 同項に規定する書面の写を訴
- 4 ない。 でに、 日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前ま 最高裁判所は、 国会及び訴追に係る人事官に、 第二項の書面を受理した日から三十日以上九十 これを通知しなければなら
- (5) 6 ばならない。 最高裁判所は、 人事官の弾劾の裁判の手続は、 裁判開始の日から百日以内に判決を行わなけれ 裁判所規則でこれを定める。
- 7 国庫の負担とする。
- 裁判に要する費用は

(人事官の給与)

第十条 人事官の給与は、 別に法律で定める。

(総裁)

第十一条 人事院総裁は、 人事官の中から、 内閣が、 これを命ずる。

- 2 人事院総裁は、 院務を総理し、 人事院を代表する。
- 3 先任の人事官が、 人事院総裁に事故のあるとき、又は人事院総裁が欠けたときは、 その職務を代行する。

(人事院会議)

| 少なくとも一週間に一回、一定の場所において開催することを常第十二条 | 定例の人事院会議は、人事院規則の定めるところにより、

例としなければならない。

② 人事院会議の議事は、すべて議事録として記録しておかなけれ

③ 前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

④ 人事院の事務処理の手続に関し必要な事項は、人事院規則でこ

事務総長は、幹事として

⑤ 人事院は、次に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議⑤ 事務総長は、幹事として人事院会議に出席する。

決を経なければならない。

人事院規則の制定及び改廃

二削除

三 第二十二条の規定による関係大臣その他の機関の長に対する

勧告

四 第二十三条の規定による国会及び内閣に対する意見の申出

五 第二十四条の規定による国会及び内閣に対する報告

六 第二十八条の規定による国会及び内閣に対する勧告

七 第四十八条の規定による試験機関の指定

八 第六十条の規定による臨時的任用及びその更新に対する承

認、 定並びに臨時的任用の取消(人事院規則の定める場合を除く。) 臨時的任用に係る職員の員数の制限及びその資格要件の決

九 第六十七条の規定による給与に関する法律に定める事項の改

定案の作成並びに国会及び内閣に対する勧告

+ 第八十七条の規定による事案の判定

+ 第九十二条の規定による処分の判定

+ 第九十五条の規定による補償に関する重要事項の立案

十三 第百三条第五項の審査請求に対する裁決

十 五 十四四 第百八条の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の 第百八条の規定による国会及び内閣に対する意見の申出

停止及び取消し

十六 その他人事院の議決によりその議決を必要とされた事項

(事務総局及び予算)

第十三条 人事院に事務総局及び法律顧問を置く。

2 事務総局の組織及び法律顧問に関し必要な事項は 人事院規則

でこれを定める。

3 必要とする経費の要求書を国の予算に計上されるように内閣に提 人事院は、 毎会計年度の開始前に、 次の会計年度においてその

出しなければならない。 事務所の借上、 家具、 この要求書には、 備品及び消耗品の購入、 土地の購入、 俸給及び給料 建物の建

の支払その他必要なあらゆる役務及び物品に関する経費が計上さ

れなければならない。

国会に提出しなければならない。事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これをの関い、人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人

⑤ 人事院は、国会の承認を得て、その必要とする地方の事務所を

(事務総長)

置くことができる。

(人事院の職員の兼職禁止)

第十五条 人事官及び事務総長は、他の官職を兼ねてはならない。

(人事院規則及び人事院指令)

② 人事院規則及びその改廃は、官報をもつて、これを公布する。

措置を行うため、人事院指令を発することができる。

この法律に基いて人事院規則を実施し又はその他の

3

人事院は、

(人事院の調査)

政に関する事項に関し調査することができる。 第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行

- ② 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関係がし必要があるときは、証人を喚問し、又調査すべき事項に関係があると
- 4 3 を検査させ、 より指名された者に、当該職員の勤務する場所(職員として勤務 調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、 て行われるものに限る。)に関し必要があると認めるときは、 していた場所を含む。)に立ち入らせ、 前項の規定により立入検査をする者は、 人事院は、 第一 又は関係者に質問させることができる。 項の調査 (職員の職務に係る倫理の保持に関し 帳簿書類その他必要な物件 その身分を示す証明書 又は同項の規定に 当該
- | られたものと解してはならない。 | ⑤ 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

る倫理の保持に関して行われるものに限り、かつ、第九十条第一第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限(職員の職務に係

----規定する審査請求に係るものを除く。)を国家公務員倫理審査

会に委任する。

第十八条 人事院は、職員に対する給与の支払を監理する。(給与の支払の監理)

② 職員に対する給与の支払は、人事院規則又は人事院指令に反

てこれを行ってはならない。

(内閣総理大臣)

第十八条の二 能率 務の 握した上で行われる勤務成績の評価をいう。 がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把 職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職 法律第六条の二第一 の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務 関する事務、 試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に 活用の確保に関するものを含む。 三条第一 (任用、 級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価 行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び 厚生、 給与、 項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつ 服務、 標準職務遂行能力、 内閣総理大臣は、 分限その他の人事管理の基礎とするために、 項の規定による指定職俸給表の適用を受ける 退職管理等に関する事務 法律の定めるところに従い 採用昇任等基本方針、 般職の職員の給与に関する 以下同じ。)、 (第三条第二項の規 幹部職員 (第三十 研修、 職員 採用

定により人事院の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

の統一保持上必要な総合調整に関する事務をつかさどる。 の職員について行なう人事管理に関する方針、計画等に関し、そ② 内閣総理大臣は、前項に規定するもののほか、各行政機関がそ

(内閣総理大臣の調査)

百六条の二から第百六条の四までに規定するものに限る。)に関し第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項(第

調査することができる。

2 調査 係者に質問する」と読み替えるものとする。 せ、 該職員」 査について準用する。 職員」とあるのは る。)」とあるのは 総理大臣は、 又は前項の規定により指名された者は、 「同項の規定により指名された者に、当該職員」とあるのは「当 第十七条第二項から第五項までの規定は、 又は関係者に質問させる」とあるのは (職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限 「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、 第十八条の三第一項」と、 「対象である職員若しくは職員であつた者」と、 「第十八条の三第 この場合において、 項の調査」と、 同条第三項中「第一項の 同項」とあるのは「内閣 同条第二項中「人事院 検査 前項の規定による調 「対象である 若しくは関 「検査さ

(再就職等監視委員会への権限の委任)

| 第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を再就職等

監視委員会に委任する。

(内閣総理大臣の援助等)

職の援助を行う。 第十八条の五 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就

② 内閣総理大臣は、官民の人材交流(国と民間企業との間の人事で流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二条第三位に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用され、又は雇用され、以下を (平成十一年法律第二百二十四号) 第二条第三位 (平成十一年法律第二百二十四号) 第二条第三位 (平成十一年法律第二百二十四号) 第二条第三位 (下成十一年法律第二百二十四号) 第二条第三位 (下成十一年法律第二百二十四号) 第二条第三位 (下成十一年法律第二百二十四号) 第二条第三位 (下成十四号) 第二十四号 (下成十四号) 第二条第三位 (下成十四号) 第二位 (下元十四号) 第二位 (

(官民人材交流センターへの事務の委任)

条第二項第七号において同じ。)の円滑な実施のための支援を行

う。

流センターに委任する。第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交

の運営に関する指針を定め、これを公表する。② 内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務について、そ

(官民人材交流センター)

第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。

- ③ 官民人材交流センターの長は、官民人材交流センター長とし、

内閣官房長官をもつて充てる。

- 4 括する。 官民人材交流センター長は、 官民人材交流センターの事務を統
- (5) 又は意見を述べることができる。 を遂行するために必要があると認めるときは、 に対し、 官民人材交流センター長は、 資料の提出、 意見の開陳、 官民人材交流センターの所掌事務 説明その他必要な協力を求め、 関係行政機関の長
- 6 官民人材交流センターに、 官民人材交流副センター長を置く。
- 7 官民人材交流副センター長は 官民人材交流センター長の職務
- 8 官民人材交流センターに、 所要の職員を置く。

を助ける。

- 9 所を置くことができる。 部を分掌させるため、 内閣総理大臣は、 官民人材交流センターの所掌事務の全部又は 所要の地に、 官民人材交流センターの支
- 10 一の組織に関し必要な事項は、 第三項から前項までに定めるもののほか、 政令で定める。 官民人材交流センタ

第十九条 内閣総理大臣は

職員の人事記録に関することを管理す

(人事記録)

2 る。 て、 内閣総理大臣は、 内閣府、 デジタル庁、 各省その他の機関をし 人事記

当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、

録を作成し、これを保管せしめるものとする。

は、政令でこれを定める。

は、政令でこれを定める。

入事記録の記載事項及び様式その他人事記録に関し必要な事項

ると認めるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をつて作成保管された人事記録で、前項の規定による政令に違反すり 内閣総理大臣は、内閣府、デジタル庁、各省その他の機関によ

(統計報告)

なすことができる。

② 内閣総理大臣は、前項の統計報告に関し必要があるときは、関 る。 職関係に関する統計報告の制度を定め、これを実施するものとす のこれを実施するものとす

| 図| | 内閣総理大臣は、前項の統計報告に関し必要があるときは、関

(権限の委任)

第二十一条 人事院又は内閣総理大臣は、それぞれ人事院規則又は 関をして行なわせることができる。この場合においては、人事 機関をして行なわせることができる。この場合においては、人事 督することができる。

機関の長に勧告することができる。第二十二条人事院は、人事行政の改善に関し、関係大臣その他の

② 前項の場合においては、人事院は、その旨を内閣に報告しなけ

ればならない。

(法令の制定改廃に関する意見の申出)

第二十三条 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改

廃に関し意見があるときは、その意見を国会及び内閣に同時に申

し出なければならない。

第二十三条の二 内閣総理大臣は、この法律の目的達成上必要があ(人事院規則の制定改廃に関する内閣総理大臣からの要請)

ると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改

廃することを要請することができる。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、

速やか

に、その内容を公表するものとする。

(業務の報告)

第二十四条 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、業務の状況を

報告しなければならない。

② 内閣は、前項の報告を公表しなければならない。

(人事管理官)

| 第二十五条 内閣府、デジタル庁及び各省並びに政令で指定するそ |

の他の機関には、人事管理官を置かなければならない。

第三章 職員に適用される基準

第一 節 通則

(平等取扱い 0) 原則

第二十七条 われ、 人種、 全て国民は、 信条、 性別、 この法律の適用について、平等に取り扱 社会的身分、 門地又は第三十八条第三

号に該当する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係 によって、 差別されてはならない。

人事行政の原則)

第二十七条の二 職員に関する人事行政は 国民全体の奉仕者とし

ての職員の 職務遂行 が 確保されるよう、 公正に行われなければな

らない。

2 次、 であつたか否かにとらわれてはならず、 規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者 ある場合を除くほか、 職員の採用後の任用、 合格した採用試験 人事評価 0 種類及び第六十一条の九第二項 給与その他の人事管理は、 任用 この法律に特 給与 分限その他の 職員の採用年 段 0 第二号に 定め 人事 が

2 人事管理官は、 事に関する部 局 0 長となり、 前項の 機関の長

を助 け、 人事に関する事務を掌る。 この場合において、 人事管理

官は、 中 -央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力に

第二十六条 つとめなければならない。 削除

第三章 職員に適用される基準

第一 節 通則

第二十七条 (平等取扱いの原則 全て国民は、 この法律の適用について、

平等に取り扱

われ、 号に該当する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関 人種、 信条、 性別、 社会的身分、 門地又は第三十八条第四

係

によって、 差別されてはならない

人事管理の原則)

第二十七条の二 (新設)

1 次、 ある場合を除くほか、 であつたか否かにとらわれてはならず、 規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者 職員の採用後の任用、 合格した採用試 験の 人事評価に基づいて適切に行われなければ 給与その他の人事管理は、 種類及び第六十一条の九第二項 この法律に特段の 職員の採用 第 定め 一号に が 年

																					_
第三十三条 (咯)	(任免の根本基準)	第二節 任免	第三十条から第三十二条まで 削除	の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定める。	第二十九条 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員	(労働関係に関する制度)					(削る)		る。	会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができ	与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社	第二十八条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給	(情勢適応の原則)	価をいう。以下同じ。)に基づいて適切に行われなければならない。	揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評	管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発	
第三十三条(略)	(任免の根本基準)	第二節 採用試験及び任免			第二十九条から第三十二条まで 削除		告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。	上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報	決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以	について国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を	② 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうか	怠つてはならない。	る。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを	会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができ	与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社	第二十八条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給	(情勢適応の原則)			ならない。	

②·③ ③ (略)

は、この法律に定めのあるものを除いては、政令で定める。 第一項及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項

第一款 通則

(定義)

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、

一~五 (略)

当該各号に定めるところによる。

七 (略)

② (略)

(欠員補充の方法)

法律又は政令に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、

②·③ (略)

第一款 通則

(定義)

当該各号に定めるところによる。第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、

一~五 (略)

六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五

七 (略)

② (略)

(欠員補充の方法)

| 法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇第三十五条 | 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、

三 採用しようとする官職に係る第五十条の採用候補者名簿が第 (新設) める官職に採用しようとする場合	の又は競争試験による採用が不適当であるものとして政令で定門的である官職であつて、競争試験による採用の必要がないも	き官職又は職務の内容若しくは職務に必要な能力及び適性が専	二 医師その他の法令に基づく資格を有する者をもつて充てるべ (新設)	場合	して政令で定めるものをいう。)以外の官職に採用しようとする	員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職と		という。)の方法によることを妨げない。	場合には、競争試験以外の能力の実証	じ。)以外の官職に採用しようとする場	事院規則で定めるものをいう。第四十	下「選考」という。)の方法によることを妨げない。 ある職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人	次に掲げる場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以 係員の官職(第三十四条第二項に規定	第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、 第三十六条 職員の採用は、競争試験に	(採用の方法) (採用の方法)	法を指定した場合は、この限りではない。	きる。とができる。但し、人事院が特別の必	降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することがで 任、降任又は転任のいずれか一の方法により、
								妨げない。	競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」	官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める	第四十五条の二第一項において同	その他これに準ずる官職として	(第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員で	競争試験によるものとする。ただし、		ではない。	人事院が特別の必要があると認めて任命の方	_の方法により、職員を任命するこ

の中から採用することができない場合い場合又は当該官職に係る採用候補者名簿に記載されている者五十三条の規定により失効し、現に有効な採用候補者名簿がな

四 職員であつた者であつて、採用しようとする官職の属する職

制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力を有すると

見込まれる者を採用しようとする場合

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令

(新設)

(欠格条項)

で定める場合

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、官職に就く能力

を有しない。

(削る)

(略)

三 (略)

(受験又は任用の阻害及び情報提供の禁止)

当な影響を与える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供し職員は、受験若しくは任用を阻害し、又は受験若しくは任用に不として政令で定めるものをいう。以下同じ。)に属する者その他の第四十一条 試験機関(公務員庁又は採用試験を実施する行政機関

てはならない。

(新 設)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定

める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

一·二 (略)

三 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第

百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 (略)

(受験又は任用の阻害及び情報提供の禁止)

用を阻害し、又は受験若しくは任用に不当な影響を与える目的を第四十一条 試験機関に属する者その他の職員は、受験若しくは任

以て特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第二款 採用試験

(採用試験の実施

第四十二条 採用試験は、 この款の定めるところにより、 試験機関

が 公正に実施するものとする

(受験の資格要件)

第四十四条 行に欠くことのできない最小限度の客観的かつ画 受験者に必要な資格として官職に応じ、 的な要件は、 その職務の遂

政令で定めることができる。

(採用試験の内容)

第四十五条 する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当 該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的 かつ多角的に判定できるものでなければならない 採用試験は、 受験者が、 当該採用試験に係る官職の属

2 その他採用試験の実施に関し必要な事項は 採用試験に係る官職 当該官職の区分に応じた採用試験の 政令で定める。 種類

3 法を定め 試験機関は 採用試験 政令で定めるところにより、 0 公正な実施に支障を及ぼすおそれがある事 合格者を決定する方

項を除き

あらかじめ

公表するものとする。

(削る)

第二款 採用試験

(採用試験の実施

第四十二条 採用試験は、 この法律に基づく命令で定めるところに

より、 これを行う。

(受験の資格要件)

第四十四条 人事院は、 人事院規則により、受験者に必要な資格と

の客観的且つ画一 して官職に応じ、 その職務の遂行に欠くことのできない最小限度 的な要件を定めることができる。

(採用試験の内容)

第四十五条 採用試験は、 受験者が、 当該採用試験に係る官職の属

する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当 該採用試験に係る官職についての 適性を有するかどうかを判定す

ることをもつてその目的とする

(新設)

(新設)

(採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保

すべき人材)

第四十五条の二 採用試験は 次に掲げる官職を対象として行うも

のとする。

関する事務をその職務とする官職その他これらに類する官職で一(係員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に

二 定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官

あつて政令で定めるもの(第三号に掲げるものを除く。)

職(前号及び次号に掲げるものを除く。)

要とする事務をその職務とする官職として政令で定めるもの三、係員の官職のうち、特定の行政分野に係る専門的な知識を必

を採用することが適当なものとして政令で定めるもの間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者四、係員の官職より上位の職制上の段階に属する官職のうち、民

② 採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 総合職試験(前項第一号に掲げる官職への採用を目的とした
一 総合職試験(前項第一号に掲げる官職への採用を目的とした
とを目的として行うそれぞれの採用試験
とを目的とした
とを目的として行うそれぞれの採用試験
とを目的として行うそれぞれの採用試験
とを目的とした
とを目的とした
とを目的として行うそれぞれの採用試験
とを目的とした
とを目的として行うそれぞれの採用試験
とを目的とした
とを目的とした
とを目的として行うそれぞれの採用試験
とを目的とした
とを目的として
とを目的とした
とを目的と
とを目的とした
とを目的とした
とを目的とした
とを目的とした
とを目的とした
とを目的ととと
とを目的とした
とを目的とした
とを目的とと
とを目的とした
とを目的とと
とを目的とした
とを目的とと
とを目的ととと
とを目的とと
とを目的とと
とを目的とと
とを目的と
とを目的ととと
とを目的と
とを目的とと
とを目的とと
とを目的とと
とを目的と
とを目的と
とを目的と
とを目的と
とを目的と
とを目的とと
とを目的と
とを目的と
とを目的と
とを目的と
とを目的とと
とを目的と
とを目的と

競争試験をいう。)であつて、一定の範囲の知識等を有する者と二 一般職試験(前項第二号に掲げる官職への採用を目的とした

ことを目的として行うそれぞれの採用試験同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定するでもので定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属して政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属

三 専門職試験 (前項第三号に掲げる官職への採用を目的とした 一 京にて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるもの でとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標 でとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標 でとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標 でという。)であつて、同号に規定する特定の行政分野に

四 経験者採用試験(前項第四号に掲げる官職への採用を目的と した競争試験をいう。)であつて、同号に規定する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力 の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力 の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力 をび同号に掲げる官職にのいての適性を有する であつて、同号に規定する職制上の段階 を有する であって、同号に規定する職制上の段階 を有する とを目的として行うそれぞれの採用試験 (前項第四号に掲げる官職への採用を目的と した競争試験をいう。)であつて、同号に規定する職人の採用を目的と

(削る)

(採用試験の公開平等)

第四十六条 採用試験は、 政令で定める受験の資格を有する全ての

平等の条件で公開されなければならない。

(採用試験の 時 期及び場所 国民に対して、

第四十六条の二 採用試験の時期及び場所は、 国内の受験資格者が、

無理なく受験することができるように、これを定めなければなら

ない。

(採用試験の告知

第四十七条 (略)

2 所、 験手続並びに内閣総理 責任の概要並びに給与、 前項の告知には、 願書の入手及び提出の場所、 その採用試験に係る官職についての職務及び 大臣が必要と認めるその他の注意事項を記 受験の資格要件、 時期及び手続その他の必要な受 採用試験の時期及び場 2

3 の資格を有する全ての者に対し、 第一 項の規定による公告は、 政令で定めるところにより、 受験に必要な事項を周知させる 受験

載するものとする

(採用試験の方法等)

第四十五条の三 採用試験の方法 試験科目 合格者の決定の方法

その他採用試験に関する事項については、 この法律に定めのある

ものを除いては、 前条第二項各号に掲げる採用試験の種類に応じ、

人事院規則で定める。

(採用試験の公開平等)

第四十六条 採用試験は、 人事院規則の定める受験の資格を有する

すべての国民に対して、平等の条件で公開されなければならない。

(新設

(採用試験の告知)

第四十七条 (略)

責任の概要及び給与、 前項の告知には、 その採用試験に係る官職についての職務及び 受験の資格要件、 採用試験の時期及び場 派

願書の入手及び提出の場所、 時期及び手続その他の必要な受験手

続並びに人事院が必要と認めるその他の注意事項を記載するも

とする。

3 受験の資格を有するすべての者に対し、受験に必要な事項を周知 第一項の規定による公告は、 人事院規則の定めるところにより、

ことができるように、これを行わなければならない。

- ④ 内閣総理大臣は、受験の資格を有すると認められる者が受験す
- 取り消し、又は変更することができる。 内閣総理大臣は、公告された採用試験又は実施中の採用試験を

(合格の取消し等)

し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(試験に関する報告要求等)

に対し、政令で定めるところにより、採用試験の実施状況につい 第四十九条 内閣総理大臣は、第四十一条の政令で定める行政機関 第四十九条 ある

行つた場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。内閣総理大臣は、前項の行政機関が法令に違反して採用試験を

て報告を求めることができる。

(名簿の作成)

第三款

採用候補者名簿

第五十条 試験機関は、政令で定めるところにより、採用候補者名

(名簿の失効)

簿を作成するものとする

させることができるように、これを行わなければならない。

- に、常に努めなければならない。 (4) 人事院は、受験の資格を有すると認められる者が受験するよう
- 消し又は変更することができる。 ⑤ 人事院は、公告された採用試験又は実施中の採用試験を、取り

(試験機関)

第四十八条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、人事

院の定める試験機関が、

これを行う。

(採用試験の時期及び場所)

第四十九条 採用試験の時期及び場所は、国内の受験資格者が、無

理なく受験することができるように、これを定めなければならな

い。

第三款 採用候補者名簿

(名簿の作成)

第五十条 採用試験による職員の採用については、人事院規則の定

めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

(名簿の失効)

2 第五十三条の三 第五十三条の二 第五十三条 き、 う。)となるため退職し ち政令で定めるものをいう。 ばならない。 判定できるものでなければならない。 係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に 公正に実施するものとする。 大臣は、 0 る国家公務員 で定めるところにより 上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に した後 しくは公庫等に使用される者 (選考の告知) (選考の実施) 他その業務が 選考は、 又は内閣総理大臣の定める事由に該当するときは、 これを失効させることができる。 引き続いて当該退職を前提として当該職員であつた者を 第三款の二 採用候補者名簿が、 選考をされる者が ただし 選考は、 地方公務員又は公庫等 国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のう 任命権者は、 選考 職員が任命権者の要請に応じ特別職に属す 引き続き特別職国家公務員等として在職 当該選考の告知を公告により行わなけれ 政令で定めるところにより 以下この条において同じ。) 選考を行おうとする場合には、 (以 下 その作成後一年以上を経過したと 当該選考に係る官職の属する職制 「特別職国家公務員等」とい (沖縄振興開発金融公庫そ 任命権者が 内閣総理 の役員若 政令 第五十三条 (新設) (新設 院は、 き、 又は人事院の定める事由に該当するときは、 任意に、これを失効させることができる。 (新設) 採用候補者名簿が、 その作成後一年以上を経過したと

で政令で定める場合にあつては、この限りでない。 後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職した。 りて当該退職を前提として採用しようとする場合を含む。)に選考を行おうとする場合、当該官職が極めて高度の知識又は特殊な経験を必要とするものであることにより、当該選考の告知を行うことが適当でないと認められる場合その他これらに類する場合として在職した。 で政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(選考の受託)

第五十三条の四 公務員庁は、任命権者の委託により、前二条の事

務の一部を行うことができる。

第四款 任用

(採用昇任等基本方針)

第五十四条 (略)

項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。② 採用昇任等基本方針には、第三十三条の二に規定する基本的事

一 (略)

二 第五十六条の採用試験による採用及び第五十七条の選考によ

三~六 (略)

る採用に関する指針

七 官民の人材交流(国と民間企業との間の人事交流に関する法

(平成十一年法律第二百二十四号) 第二条第三項に規定する

律

(新設)

第四款 任用

(採用昇任等基本方針)

第五十四条 (略)

項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。 ② 採用昇任等基本方針には、第三十三条の二に規定する基本的事

一 (略)

考による採用に関する指針 ニ 第五十六条の採用候補者名簿による採用及び第五十七条の選

三~六 (略)

七 官民の人材交流に関する指針

るものをいう。 の選考による採用その他これらに準ずるものとして政令で定め 交流派遣及び民間 第百六条の三十第二項において同じ。)に関する 企業に現に雇用され 又は雇用されて いた者

八 九 (略)

指針

3 6 (略)

(任命権者)

閣、

各大臣

(内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

以下同じ。)

及

第五十五条 任命権 は、 法律に別段の定めのある場合を除いては、

する。 庁にあっ 外 閣 する官職に限られ、 び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものと 局 府及びデジタル庁を除く。)に属する官職に限られる。 0 これらの機関 長 っては、 (国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の 外局 内閣の有する任命権は、 0 の長の有する任命権は、その部内の機関に属 幹部職) に対する任命権は、 その直属する機関 各大臣に属す ただし、 **(**内

その部 る。 閣 つては、 が 前 この委任は、 任命権を有する場合にあつては、 項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職 内 0 内閣総理大臣又は国務大臣) 上級 の国家公務員 その効力が発生する日の前に、 (内閣が任命権を有する幹部職にあ 幹部職を含む。)の に限り委任することができ 書面をもつて、 任命権を、 內

2

2

る。

八 • 九 (略)

3 6

(略)

(任命権者)

第五十五条 れる。 内閣、 る実施庁以外の庁にあつては、 属する機関 内の機関に属する官職に限られ、 会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に 各大臣に属する。 属するものとする。 各大臣 ただし、 任命権は、 (内閣府及びデジタル庁を除く。) に属する官職 (内閣総理大臣及び各省大臣をいう。 外局の長 これらの機関の長の有する任命権は、 法律に別段の定めのある場合を除い (国家行政組織法第七条第五項に規定 外局の幹部職) 内閣の有する任命権は、 に対する任命権 以下同じ。) 、 その直 その部 ては、 に限 は ら

る。 つては、 その部内の上級の国家公務員 閣が任命権を有する場合にあつては、 前項に規定する機関の長たる任命権者は、 この委任は、 内 閣 総理大臣又は国務大臣) その効力が発生する日の前に、 (内閣が任命権を有する幹部職にあ 幹部職を含む。) に限り委任することができ 幹部職以外 書面をもつて、 0 任 0 官職 命権 內 を

これを内閣総理大臣に提示しなければならない。

らず、又はいかなる官職にも配置してはならない。 者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは転任させてはな③ この法律及びこの法律に基づく政令に規定する要件を備えない

(採用試験による採用)

いる者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとす||試験に係る官職について作成された採用候補者名簿に記載されて||第五十六条 採用試験による職員の採用は、任命権者が、当該採用||第

② 前項の規定にかかわらず、任命権者は、当該採用候補者名簿に (新設

記載されている者の中から採用することができない場合その他こ

る。

の官職に係る採用候補者名簿に記載されている者の中から、面接の内容が類似し、かつ、その職務の複雑及び責任の度が同等以上れに準ずる場合として政令で定める場合には、同項の官職と職務

を行い、その結果を考慮して、同項の官職への採用を行うことが

できる。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 (略)

②·③ (略)

④ 任命権者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、現に任命

されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した職員につ

これを人事院に提示しなければならない。

ならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。 い者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは転任させては③ この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えな

(採用候補者名簿による採用)

第五十六条 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、当

|該採用候補者名簿に記載された||者の中から、面接を行い、その結

果を考慮して行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 (略)

(新設)

② • ③

(略)

三四

とができる。いて、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うこ

(条件付任用)

として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した | 務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員 | じ特別職国家公務員等となるため退職し、引き続き特別職国家公 | 第五十九条 職員の採用及び昇任は、職員が、任命権者の要請に応 第

第六十条の二の規定により採用された場合その他政令で定める場いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)、後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続

期間(当該職員の採用の日から六月を経過する日までの間におい合を除き、条件付のものとし、職員が、その官職において六月の

て勤務した日数が九十日に満たない場合にあつては、六月を超え期間(当該職員の採用の日から六月を経過する日までの間におい

の職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものと一年を超えない範囲内で政令で定める期間)を勤務し、その間そ

令で定める。一前項に定めるもののほか、条件付任用に関し必要な事項は、政

する。

(臨時的任用)

臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合には、内第六十条 任命権者は、政令で定めるところにより、緊急の場合、

(条件付任用

第五十九条 規則で定める期間) 職において六月の期間 ずる者のうち、 行したときに、 められる職員として人事院規則で定める職員にあつては、 院規則で定める場合を除き、 職員の採用及び昇任は、 正式のものとなるものとする。 人事院規則で定める者を採用する場合その他人事 を勤務し、 (六月の期間とすることが適当でないと認 条件付のものとし、 その間その職務を良好な成績で遂 職員であつた者又はこれに準 職員が、 その官 人事院

事院規則で定める。②前項に定めるもののほか、条件付任用に関し必要な事項は、人

(臨時的任用

場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合に第六十条 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の

を更新することができるが、再度更新することはできない。るところにより内閣総理大臣の承認を得て、六月の期間で、これ行うことができる。この場合において、その任用は、政令で定め閣総理大臣の承認を得て、六月を超えない任期で、臨時的任用を

- 任用される者の資格要件を定めることができる。② 内閣総理大臣は、臨時的任用につき、その員数を制限し、又は
- ③ 内閣総理大臣は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消
- ④ (略)

すことができる。

(削る)

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第六十条の二 より退 員が退職する場合を除く。)をした者 た日以後に自衛隊法 する場合を除く。)をした者(以下この条及び第八十二条第二項に 任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員が退 の規定により いて「自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。)を、 おいて「年齢六十年以上退職者」という。)又は年齢六十年に達し 職 (自衛官及び同法第四十四条の六第三項各号に掲げる隊 退職 任命権者は、 (臨時的職員その他の法律により任期を定めて (昭和二十九年法律第百六十五号) 年齢六十年に達した日以後にこの法律 (以下この項及び第三項にお 0) 規定に 政 令 職

> は、 の定めるところにより人事院の承認を得て、 行うことができる。 を更新することができるが、 人事院の承認を得て、 この場合において、 六月を超えない任期で、 再度更新することはできない。 その任用は、 六月の期間で、 臨時的 人事院規則 任 これ 用 を

- される者の資格要件を定めることができる。② 人事院は、臨時的任用につき、その員数を制限し、又は、任用

用

④ (略)

⑤ 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された者に対しては、

この法律及び人事院規則を適用する。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第六十条の二 員が退職する場合を除く。)をした者 する場合を除く。)をした者(以下この条及び第八十二条第二項に 任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員が退 の規定により退職 いて「自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。)を、 より退職 た日以後に自衛隊法 おいて「年齢六十年以上退職者」という。)又は年齢六十年に達 (自衛官及び同法第四十四条の六第三項各号に掲げる隊 任命権者は、 (臨時的職員その他の法律により任期を定めて (昭和二十九年法律第百六十五号) 年齢六十年に達した日以後にこの法 (以下この項及び第三項にお 0) 規定 人事 職

ただし、 指定職: 上退職 その 員の を占めているものとした場合における第八十一条の六第一 務を要する官職でその職務が当該短時間勤 る定年退 行政執行 する法律 以下この項及び第三項において同じ。)(一般職の職員の給与に関 週 定する定年 以下この項及び第三項において同じ。) 第 報に基づく選考により、 で定めるところにより、 した者であるときは、 間 款第二目においてこれらの官職を 当 職 「たり 者がこれらの者を採用しようとする短時間勤 俸給表の適用を受ける職員が占める官職及びこれに準ずる 週間当たりの 務が当該 職 法人の官職として政令で定める官職 年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以 (昭和 退職日をいう。 0 日相当日 通常 短時 二十五年法律第九十五号)別表第十一に規定する の勤 間 通常の (短時間勤務の官職を占める職員が、 務時間に比 一勤務の官職と同 の 短時間勤務の官職 従前の勤務実績その他の政令で定める情 限 次項及び第三項において同じ。) 勤務時間が、 りでない し短い時間である官職 種の に採用することができる。 「指定職」という。)を除く。 常時勤務を要する官職で 務の官職と同 官職を占める職員の (当該官職を占め (第四項及び第六節 務 0 種 官 をいう。 を経過 項に規 常時勤 1職に係 , の る職 官 職

②~④ (略)

(選考による採用に関する報告要求等)

| 第六十条の三 | 人事公正委員会は、任命権者に対し、人事公正委員

退 るものとした場合における第八十一条の六第一 これらの者を採用しようとする短時 齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者 員 官職をいう。 要する官職でその職務が当該短時 職を占める職員 則で定める情報に基づく選考により、 院規則で定めるところにより、 るときは、 官職でその職務が当 日 及び第三項において同じ。)に採用することができる。 においてこれらの官職を として人事院規則で定める官職 を受ける職員が占める官職及びこれに準ずる行政執行法 \Diamond 職日をいう。 相当日 (の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表の る職員 0 (短時間勤 この 以下この項及び第三項において同じ。) 週間当たりの 限 次項及び第三項にお 0 でない 該短時間勤 務の官職を占める職員が、 週間当たりの 「指定職」という。)を除く。 通常 従前の 務 0 (第四項及び第六節第 勤 0 間勤務の官職と同 通常の勤務時 7 官職と同 間勤務の官職に係る定年退 務時間に比 て同じ。) 短時間勤務の官職 勤務実績その他の 種 項に規定する定 し短い を経過した者であ 常時勤務を要する 0 間 が、 官職を占めて 種 常時 ただし、 時 0 以下この項 般職 款第二目 人の 間 官職を占 人事院規 (当該官 勤務 であ 官 適 の職 年 職 が 職 用 る を

②~④ (略)

(新設)

について報告を求めることができる。会規則で定めるところにより、選考による職員の採用の実施状況

の採用を行つた場合には、その是正のため必要な指示を行うこと② 人事公正委員会は、任命権者が法令に違反して選考による職員

③ 人事公正委員会が前項の規定による指示を行つた場合には、そ

ができる。

の旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第五款 休職、復職、退職及び免職

(削る)

第六十一条 職員の休職、復職、退職及び免職は、任命権者が、こ

の法律及びこの法律に基づく政令に従い、これを行う。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

②~⑤ (略)

第六十一条の二

略

(削る)

(特殊性を有する幹部職等の特例)

25万十分の一、東晋軍令(51十)

制局、内閣府及びデジタル庁を除く。以下この項において「内閣第六十一条の八」法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣法

の直属機関」という。)、検察庁及び会計検査院の官職 (当該官職

第五款 休職、復職、退職及び免職

(休職、復職、退職及び免職)

第六十一条 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者が、

この

法律及び人事院規則に従い、これを行う。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例

(適格性審査及び幹部候補者名簿

第六十一条の二 (略)

②~⑤ (略)

|⑥ 第一項(第三号を除く。)及び第二項から第四項までの政令は、

人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(特殊性を有する幹部職等の特例)

| 第六十一条の八 | 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣法

制局、内閣府及びデジタル庁を除く。以下この項において「内閣

直属機関」という。)、人事院、検察庁及び会計検査院の官職(当

0)

六十一 が内閣 関 場合を除く。)」 条第一 七条、 0) 職 とあるのは 委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。) は 転 七条中 0 0) 職 任 「転任」 項中 条の二から第六十一条の五までの規定は適用 ·員が適格性審査を受ける場合その他の 任命に該当するものを除く。)」とあるのは 第五十八条及び 0 (職員の幹 直 「採用 .属機関に属するものであつて、 「採用」 と 降任させる場合 とあるの (職員の 部職 前 と 条第 前 幹部職 条第 0 は 第五十八条第一項中 項中 任命に該当するものを除く。)」 「降任させる場合」 (職員の 項の規定の適用については、 0) 任命に該当するものを除る 政令」 幹部 とあるの その任 職 必要があ 「転任 と \mathcal{O} 命権 任 転 については 命に せず、 は 同 (職員の幹部 任 条第三項 る場合とし 者 該当す が とある と 第五 当 内 第五 閣 該 干 中 機 Ź 同 第 \mathcal{O}

②·③ (略)

て政令で定め

る場合に

限り、

政令」とする。

第七款 幹部候補育成課程

(運用の基準)

第六十一 職 \mathcal{O} を含む。)、 員 項 (以下この条及び次条において の候補となり得る管理職員 0 条の 規定に 会計: 九 ょ 検 ŋ 内 査院長その他機関の長であつて政令で定め 自 閣 衛 総理大臣、 隊 員の 任免につい 各省大臣 (同法第三十条の二第一 「各大臣等」という。) て権限を有する防 (自衛隊法第三十一 は、 項第七号 衛大臣 幹部 るも 条第

> < _ _ _ 当該 三項 と は、 とあるの 当する場合を除く。)」 0 第五十七条中 第五十七条、 内 該 合として政令で定める場合に限り、 幹部職 .閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。) 官職が内閣 中 1機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の 第六十一 同条第一 とあるの 「転任 は へ の 転転 第五十八条及び前条第一 項中 条の二から第六十一条の五までの規定は適用 任命に該当するものを除く。)」とあるの 0 「採用 (職員の幹部職 任 は 直 属 「採用」 と、 降任させる場合 機関に属するものであつて、 (職員の幹 とあるの 前条第 と は 第五十八条第一 部職 \mathcal{O} 項 任命に該当するもの 「降任させる場合」 中 政令」とする。 (職員の幹部 項の規定の 0) 任命に該当するものを除 政令」とあるのは 項中 適用については、 その 職へ 必 「転任 要が と は を除く。)」 任 \mathcal{O} 命権 について 任 転転 ある場 せず、 同 命 (職員 条第 に該 任 者 が

②·③ (略)

第七款 幹部候補育成課程

(運用の基準)

第六 う。) を含む。)、 令で定めるもの + 項 \hat{O} は、 条の 規定に 幹部職員の候補となり得る管理職員 会計検査院長 九 より 内 (以下この条及び次条にお 自 閣 衛隊員 総理大臣、 \mathcal{O} 人事院総裁その他機関 任 免につい 各省大臣 て権限を有する防 (自衛隊法第三十 いて (同法第三十条の二 「各大臣等」 0 長であつて政 衛 と 大臣 条

(以下「幹部候補育成課程」という。)を設け、内閣総理大臣の定官を除く。)を含む。同項において同じ。)を育成するための課程を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員(自衛隊員(自衛に規定する管理隊員を含む。次項において同じ。)としてその職責

② (略)

める基準に従い

運用するものとする。

(運用の管理)

② (略)

第二節の二 派遣

(派遣の場合)

第六十一条の十二 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次|

に掲げる場合には職員を派遣することができる。

る場合を除く。)
「指定研究所等」という。)において従事する場合(同号に掲げ病院その他内閣総理大臣の指定する公共的施設(次号において病院をの他内閣総理大臣の指定する公共的施設(次号において当該職員が、学術に関する調査、研究又は指導であつて、当

総理大臣の定める基準に従い、運用するものとする。 ・の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員(自第一項第七号に規定する管理隊員を含む。次項において同じ。)を育成す

② (略)

(H)

(運用の管理)

の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。
及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程次項において同じ。)は、政令で定めるところにより、定期的に、第六十一条の十 各大臣等(会計検査院長及び人事院総裁を除く。

② (略)

(新設

(新設)

一 当該職員が、国及び行政執行法人以外の者が国(当該職員が 一 当該職員が、国及び行政執行法人以外の者が国(当該職員が 下この号及び次条第二項第二号において「共同研究 等」という。)であつて、当該職員の職務に関係があると認めら に関し指定する施設において従事する場合

で定める場合三前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令三

れを行わなければならない。 は、派遣先の要請に基づいて、かつ、当該職員の同意を得て、こ は、派遣先の要請に基づいて、かつ、当該職員の派遣を行おうとするとき

(派遣の期間及び効果)

げる派遣の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることがで第六十一条の十三 前条の規定による派遣の期間は、次の各号に掲

| | 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 | 三

年

きない。

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 五年

② 任命権者は、派遣先から派遣の期間の延長を希望する旨の申出

(新設)

があり、 号に掲げる派遣の区分に応じ、 の期間内で、 て「派遣職員」という。)及び内閣総理大臣の同意を得て、 かわらず、 かつ、 前条の規定により派遣された職員 これを延長することができる。 特に必要があると認めるときは、 引き続き当該各号に定める日まで (以下この条におい 前項の規定にか 次の各

該派遣の日から五年を経過する日 前条第 項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 当

等が終了する日 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 当該共同研究

3 きは、 任命権者は、 速やかに 派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたと 当該派遣職員を職務に復帰させなければならな

4 るものとする。 派遣職員は、 その派遣の期間が満了したときは、 職務に復帰す

(5) \ \ \ けてはならない。 る給与に関する法律で別段の定めをしない限り、 派遣職員は、 派遣職員は、 職員としての身分を保有するが その派遣の期間中、 第六十四条第一項に規定す 職務に従事しな 何らの給与を受

第三節 給与

(給与の根本基準)

第六十二条 (略)

> 第三節 給与

(給与の根本基準)

第六十二条 (略)

(給与簿)

第六十八条

(略)

ようにしておかなければならない。② 給与簿は、いつでも内閣総理大臣が指定する職員が検査し得る

|③ 前二項に定めるものを除いては、給与簿に関し必要な事項は、

政令で定める。

(給与簿の検査)

ため必要があるときは、内閣総理大臣は給与簿を検査し、必要が第六十九条 職員の給与が法令に適合して行われることを確保する

あると認めるときは、その是正を命ずることができる。

(違法の支払に対する措置)

質に応じて、これを会計検査院に報告し、又は検察官に通報しなたことを発見した場合には、自己の権限に属する事項については第七十条 内閣総理大臣は、給与の支払が、法令に違反してなされ

第四節 人事評価

ければならない。

(人事評価の実施)

第七十条の三 (略)

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必 (デージの) (三) (三)

(給与簿)

第六十八条 (略)

② 給与簿は、何時でも人事院の職員が検査し得るようにしておか

なければならない。

前二項に定めるものを除いては、給与簿に関し必要な事項は、

3

人事院規則でこれを定める。

(給与簿の検査)

与簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ずるこして行われることを確保するため必要があるときは、

人事院は給第六十九条 職員の給与が法令、人事院規則又は人事院指令に適合

とができる。

(違法の支払に対する措置)

めるときは、事の性質に応じて、これを会計検査院に報告し、又 指令に違反してなされたことを発見した場合には、自己の権限に 第七十条 人事院は、給与の支払が、法令、人事院規則又は人事院

第四節 人事評価

は検察官に通報しなければならない。

(人事評価の実施)

第七十条の三 (略)

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必

要な事項は、政令で定める。

第四節の二 研修

(研修の根本基準)

第七十条の五 (略)

- ② 前項の根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めの
- ばならない。い、その結果に基づいて、研修について適切な方策を講じなけれい、その結果に基づいて、研修について適切な方策を講じなけれ③ 内閣総理大臣は、研修による職員の育成について調査研究を行

(研修計画)

第七十条の六 計画を樹立し、 長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。) ては第 する根本基準を達成するため、 一号及び第二号に掲げる観点から行う研修とし、 内閣総理大臣及び関係庁の長は、 その実施に努めなければならない。 職員の研修 (内閣総理大臣 前条第一項に規定 につい 関 以係庁の にあ 7 0

一~三 (略)

②·③ (略)

(削る)

要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

第四節の二 研修

(研修の根本基準)

第七十条の五 (略)

- あるものを除いては、人事院の意見を聴いて政令で定める。
 ② 前項の根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めの
- ③ 人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの所掌事務に係る研修について適切な方策を講じなけれよる職員の育成について調査研究を行い、その結果に基づいて、

(研修計画)

第七十条の六 立し、 ては第三号に掲げる観点から行う研修とする。) について計画を樹 項に規定する根本基準を達成するため、 つては第二号に掲げる観点から行う研修とし、 つては第 その実施に努めなければならない。 号に掲げる観点から行う研修とし、 人事院、 内閣総理大臣及び関係庁の長は、 職員の研修 関係庁の長にあ 内閣総理大臣にあ (人事院にあ 前条第一 0

一~三 (略)

②·③ (略)

④ 内閣総理大臣は、前項の総合的企画に関連して、人事院に対し

必要な協力を要請することができる。

3 2 2 第七十一条 第七十条の七 (削る) 法律 休業、 る事項 根本基準の実施につき必要な事項は、 ところにより、 められるものとする。 の従事者の安全衛生及び福祉に関する事項との均衡を考慮して定 めるものを除いては、 行うことができる。 画に基づく研修を行つた場合には、 て報告を求めることができる。 (研修に関する報告要求等) (能率の根本基準) 職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項その他前項 内閣総理大臣は、 前項の政令で定める職員の保健及び安全保持並びに厚生に関す (平成三年法律第七十六号) その他の法令に定める民間事業 第五節 は 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する 労働安全衛生法 (略) 内閣総理大臣は、 能率 前条第 関係庁の長が法令に違反して前条第一項の計 政令で定める。 一項の計画に基づく研修の実施状況につい (昭和四十七年法律第五十七号) 関係庁の長に対し、 その是正のため必要な指示を この法律及び他の法律に定 政令で定める 育児 $\hat{\mathcal{O}}$ 2 第七十条の七 **(5)** 2 第七十一条 (新設) 第一 う。 るものを除いては 事院規則の定めるところにより、 要な指示を行うことができる。 0) (研修に関する報告要求等) (能率の根本基準) 実施状況について報告を求めることができる。 前項の根本基準の 人事院は、 人事院は 項の計画に基づく研修を行つた場合には、その是正のため必 第五節 (略) 内閣総理大臣又は関係庁の長が法令に違反して前 第 人事院は、 能率 項の計画の樹立及び実施に関し 実施につき 人事院規則でこれを定める。 内閣総理大臣又は関係庁の長に対し、 必要な事項は、 前条第 項の計 この法律に定 画に基づく研修 その監視を行

8

人

条

4

(略)

第六節 分限、 懲戒及び保障

(分限、 懲戒及び保障の根本基準

第七十四条 (略

2 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、 この法律 2

に定めるものを除いては、 政令 (勤務条件に関する行政措置の 要

求及び職員の意に反する不利益な処分の審査に関する事項につい

人事公正委員会規則)で定める。

第一 款 分限

第 目 降任、 休職、 免職等

(身分保障

第七十五条 る場合でなければ、 職員は、 その意に反して、降任され、 法律又はこれに基づく命令で定める事由によ 休職され、 又は

2 免職されることはない。 職員は、 この法律又は第七十八条各号に掲げる場合との権衡を

考慮して政令で定める事由に該当するときは、降給されるものと

する。

(欠格による失職

第七十六条 職員が第三十八条各号(第二号を除く。)のいずれかに

該当するに至つたときは、 当然失職する。

3

(略)

第六節 分限、 懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第七十四条 (略)

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、 この法律

に定めるものを除いては、

人事院規則でこれを定める。

第一款

第一 目 降任、 休職、 免職等

(身分保障)

第七十五条 職員は、 法律又は人事院規則で定める事由による場合

れることはない。

でなければ、

その意に反して、

降任され、

休職され、

又は免職さ

2 は、 職員は、この法律又は人事院規則で定める事由に該当するとき

降給されるものとする。

(欠格による失職

第七十六条 職員が第三十八条各号(第二号を除く。)のいずれかに

該当するに至つたときは、 人事院規則で定める場合を除くほか

当然失職する。

(離職)

第七十七条 この法律又は他の法律に定めるもののほ か 前 条の 規

による免職 定による失職 第八十一条の六の規定による定年による退 次条又は第八十二条第 一項若しくは第一 二項 一職その 規定 他

の職員の離職に関し必要な事項は、 政令で定める。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 ときは、 政令で定めるところにより、 職員が、 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する その意に反して、 これを降

<u>〈</u> 匹 略 任し、

又は免職することができる。

(幹部 職員の降任に関する特例

第七十八条の二 号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、 するときは、 階が最下位の段階のものを占める幹部職員を除く。 に反して降任 おいて同じ。) 政令で定めるところにより、 について、 (直近下位の 任命権者は、 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当 職制上の段階に属する幹部職 幹部職員 (幹部職のうち職制上の 当該幹部職員が 以下この その 0) 前条各 降任 条に 意 段

当該官職に対する任命権が当該幹部職員の任命権者に属するも て、 当該幹部職員が、 他 の官職 (同じ職制上の段階に属する他の官職であつて、 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照ら に限る。)を行うことができる。

(離職)

第七 十七条 職 員 0 離 職 関 する規定は、 この法律及び人事院規則

でこれを定める。

Ó

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 ときは、 れを降任し、 人事院規則の定めるところにより、 職員が、 又は免職することができる。 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する その意に反して、

〈 匹 (略)

(幹部職員の降任に関する特例

第七十八条の二 その意に反して降任 階が最下位の段階の 0) 前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合におい するときは、 おいて同じ。)について、 降任に限る。)を行うことができる。 人事院規則の定めるところにより、 任命権者は、 ものを占める幹部職員を除く。 (直近下位の職制上の段階に属する幹部職 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当 幹部職員 (幹部職のうち職制上の 当該幹部職員 以下この 、ても、 条に 段

L

る要件に該当する場合幹部職員に比して勤務実績が劣つているものとして政令で定めのをいう。第三号において「他の官職」という。)を占める他の

る他の 員より 的な事実及び当該官職についての適性に照らして、 特定の者が、 令で定める要件に該当する場合 当該幹部職員が現に任命されている官職に幹部職員となり得 優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政 特定の者を任命すると仮定した場合におい 人事評価又は勤務の状況を示す事実その て、 当該幹部職 他 当 の 該 客観 他 \mathcal{O}

三 他の 官職 ことにより、 とが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しない せる必要が 合又は幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任さ ない場合として政令で定める要件に該当すること若しくは他の まれる他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分で 当該 官職に現に就いている他の職員より優れた業績を挙げるこ の職務を行うと仮定した場合において当該幹部 幹部職員について、 ある場合として政令で定めるその他 転任させるべき適当な官職がないと認めら 欠員を生じ、若しくは生ずると見込 この場合 職員が当該 れる場

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合において

幹部職員に比して勤務実績が劣つているものとして人事院規則のをいう。第三号において「他の官職」という。)を占める他の

で定める要件に該当する場合

事院規則で定める要件に該当する場合 | 当該幹部職員が現に任命されている官職に幹部職員となり得別で定める要件に該当すると仮定した場合において、当該幹部職員より優別の表別でであるとのでは、当該他のの事にの考別で定める要件に該当するとのでは、当該社のの事に、当該幹部職員が現に任命されている官職に幹部職員となり得当に対対で、当該社の

三 職 認められる場合又は幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部 に該当しないことにより、 げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件 が当該他の官職に現に就いている他の職員より優れた業績を挙 ない場合として人事院規則で定める要件に該当すること若しく まれる他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分で \mathcal{O} は他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部職 当該幹部職員について、 他の場合 !員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定めるそ 欠員を生じ、 転任させるべき適当な官職がな 若しくは生ずると見込 いと 員

(本人の意に反する休職の場合)

| 第七十九条 | 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則

に復職を命じなければならない。より休職とされた職員が離職する場合を除き、当該職員に速やか	② 前項の規定による休職の期間が終了したときは、前条の規定に	までの期間	三 前条第四号に掲げる場合における休職 定員に欠員が生ずる	所に係属する期間	二 前条第二号に掲げる場合における休職 当該刑事事件が裁判	での期間のいずれか短い期間	えない範囲内で政令で定める期間又は休職の事由が消滅するま	前条第一号及び第三号に掲げる場合における休職 三年を超	の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。	第八十条 前条の規定による休職の期間は、次の各号に掲げる休職	(休職の期間及び効果)	定員に欠員がないとき。	合その他これらに類するものとして政令で定める場合において	四 前三号に該当することにより休職とされた職員が復職した場	つた場合	三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明とな	一•二 (略)		は、その意に反して、これを休職することができる。
属する間とする。	② 前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係							終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。	れを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然	第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこ	(休職の効果)			(新設)		(新設)	一•二 (略)	することができる。	で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職

(削る)

3

略

(適用除外)

第 八十一 条 略

職

員にあつては臨時的

任用の性質を、

同項第二号に掲げる職員に

2 前 項各号に掲げる職員の分限については、 同項第一号に掲げる

あつては条件 付 採用の 性質を、 それぞれ考慮して政令で必要な事

項を定める。

第一 二目 管理監督職勤務上限年齢による降任

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第八十一 病院 関する法律第十条の二第 じ。) を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤 官職を除く。)をいう。以下この目及び第八十一条の七において同 用することが著しく不適当と認められる官職として政令で定め 及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊 職として政令で定める官職並びに指定職 ること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の 条の二 療養所 診療所その 任命権者は、 他の国の部局又は機関に勤務する医 項に規定する官職及びこれに準ずる官 管理監督職 (これらの官職のうち、 (一般職の職員 規定を適 の給与に /性があ 師 る 務

上限年齢に達している職員について、

異動期間

(当該管理監督職

(3) かなる休職も、 その 事由 が 消 滅したときは 当然に終了し た

4 (略)

ŧ

のとみなされる。

(適用除外)

第 八十一条 略

2 前項各号に掲げる職員の分限に 0 1 、ては、 人事院規則で必要 な

事 項を定めることができる

第二目 管理監督職 勤務上限年齢 による降任等

(管理監督職勤務上限年齢による降任等

第八十一条の二 うち、 理監督職勤務上限年齢に達している職員について、 七において同じ。)を占める職員でその占める管理監督職に係る管 規則で定める官職を除く。)をいう。以下この目及び第八十一条の 性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規 る医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特 職として人事院規則で定める官職並びに指定職 関する法律第十条の二 定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院 病院、 療養所、 任命権者は、 第一 診療所その 項に規定する官職及びこれに準ずる官 管理監督職 他の 国の部局又は機関に勤務 $\widehat{}$ 般職 (これらの の職員の給 異動 期間 官職 与に **当** 殊 0

第八 とする。 含む。 十 一 管 勤 たまま引き続き勤務させることとした場合は、 員について他 いう。) (以下この項及び第三項においてこれらの 務 理 日 監督職 条の + まで 上 以下この 限年 への降任又は転任 条の 0) 五. ただし、 間を 齢 第 勤 この官職 七 に達 務上 項におい いう。 第 項 異 した日 から第四項までの規定により延長され 限年齢 項 動期間に、 0 0 以下この目及び同条において同じ。) て同じ。) , 昇任、 規定により当該職 . (T) . が 当 翌日から同 (降給を伴う転任に限る。) 該職 この法律の 降任若しくは転任をした場合又は に、 員 0 日以 管理監督職以外 年齢 員を管理監督職 他の規定により当 官職を 後における最初の を超える管理 この限りでない。 他 をするも 0) 0 た期 官 官職又は を占め 職 監 (第八 該 督 兀 間 لح 月 職 職 \mathcal{O} を

2 年齢は、 次 の各号に掲げる管理監督職を占める職 項 0 当該各号に定める年齢とする 管 理監督 職 勤 務 上 限年 -齢は、 年 齢六十年とする。 員 の 管理監督職勤務上限 ただし、

に準ずる管理監督職のうち政令で定める管理監督職 年齢六十に準ずる管理監督職のうち政令で定める管理監督職 年齢六十一 国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれ

務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認めら あること又は欠員 前号に掲げる管理監督職の 0) 補充が :困難であることにより管 ほ か、 その職務と責任に特殊性 理 監 督 職 ħ が 勤

> 管理監督職 ŋ 督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、 0 外 該管理監督職 た場合又は第八 より当該職員につい をするものとする。 された期間を含む。 同じ。) (第八十一 る最初の でない。 官職」という。) 0 官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員 四月 (以下この項及び第三項においてこれらの 勤務上 + 日までの間を 条の五第 への降任又は転任 以下この て他の官職 限年齢に達 条の七 ただし、 第 項において同じ。) 異動期間に、 項から第四項までの規定により いう。 項 した日の翌日から同 0) 0 , 昇任、 規定により当該 以下この目及び (降給を伴う転任に限る。) この法律の 降任若しくは転任を に、 0 管理監 日以 職 年 同 官職を 他の 条にお 員 齢 を管理 公後にお を超 この 規定 督職 一他 える 延 限 て 監 以 長 け

年齢は、当該各号に定める年齢とする。
次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限② 前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、

齢六十二年 に準ずる管理監督職のうち人事院規則で定める管理監督職 年 国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれ

務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められあること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性が

1理監督職として政令で定める管理監督職 年を超えな 範囲内で政令で定める年齢 六十年を超え六

第一 項本文の規定による他の官職への降任又は転任

3

3 の他 を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その 目及び第八十 0 官職 の降任等に関し必要な事項は、 九条第 項において「他の官職へ 政令で定める。 の降任等」という。) (以下この 他

管 理 1監督職 勤 務 上 限年齢による降任等及び管理監督職 0) 任用

 \mathcal{O} 制 限 0 特 例

第八十一 条の 五. 略

0 認めら 他 当 0 該 官職 職 員 れる事由として政令で定める事由 \mathcal{O} 職 の降任等により公務の運営に著し 務 \mathcal{O} 遂 行上の特別 \mathcal{O} 事情を勘案して、 い支障が生ず 当 該 職 Ź 員

とにより公務の運営に著しい の降任等により、 して政令で定める事 当該 職員 の職 務 当 の特 該管理監督職の欠員の 殊性を勘案して、 支障が生ずると認めら 当該職員 補充が 困 \mathcal{O} れ 難となるこ 他 る事由 0 官 職

2 規 0 るときは、 める職員について、 末日 定により 命 0 権者は、 翌日から起算して一年を超えない期間内 内閣総理 延長され 前 項又はこの 大臣 前項各号に掲げる事由 た期間を含む。) . の 承認を得て、 項の規定により異動期間 が延長され 延長された当該異 が引き続きあ た 管 (当該 理 監 (これらの 期間 ると認っ 督 『職を占 動 内に 期 間 8

> 超え六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢 る管理監督職として人事院規則で定める管理監督職 六十年 を

 \mathcal{O} 0) を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他 目 (管理監督職 他の官職 及び第八十九条第一 第一 制 限 項本文の \mathcal{O} 特 例 の降任等に関し必要な事項は、 勤 務 規定による他の官職 上限年齢による降任等及び管理監督職 項において「他の の降任又は転任 官職 人事 の降任等」という。) 院規則で定める。 (以下この 0) 任 用

第 깄 十 一 条の 五. 略

とにより公務の運営に著 と認められる事由として人事院規則で定める事 0 0 して人事院規則で定める事 他の 降任等により、 当該職員 当該職員 官職 0 \mathcal{O} 職 の降任等により公務 職 務の特殊性を勘案して、 務 当 0 該管理監督職の 遂 行上 L 由 一の特 ľ 支障が 別 0 0 事情 生ずると認めら 運営に著しい支障が生ずる 欠員の補 当該職 を勘案して、 充が 員 木 0 「難となるこ れる事由 他 当該 0 官 職 職 員

2 規定により延長され 0) 8 るときは、 翌日から起算して一年を超えない る職員について、 任命権者は、 人事院の 前項又はこの項 た期間を含む。) 承認を得て、 前項各号に掲げる事由が引き続きあると認 の規定により異動 延長された当該異動 期間内 が延長された管理監督 (当該期間 期 間 内に定 期 これ 間 職 \mathcal{O} 年 末 を ら 退 日 8 占 0

更に 定年退 督 が 延長された当 日 できない 職 0 に 延 翌 係 長さ 日 職 カ る異 日 5 が れ 該 定年退職 . る 当 動 あ 期 異 る職員にあつては、 間 該 動 異 0) 期 末 動 間 日 にまでの 期 を更に延長することができる。 日 、間の末日は、 0 翌日から起算)期間 内。 延長され 第四項において同じ。) 当該職員が占める管理 して三年を超えること た当該異 動 ただし、 期 間 \mathcal{O} 監 末

3 理監 あると る管 職 間 間 職 著 に る管理監督職として政令で定める管理監督職をい 易に補充することができない 以下この きる場合を除 を延 L 員 お 0 任 務 督 Ņ 理 1 末 0) 命 一監督 **|職を占めたまま勤務をさせ、** 長 認めるときは、 0 権者は、 支障が生ずると認められる事由として政令で定め 7 日 他 項 内 同 0 0) [容が相] 官職 υ° 及び次項に 꽢 職 引き続き当該管理監督職 日 0 き 第 から 欠員 に属する管理監督職を占める職員につ 互に の降任等により、 他 項 起算して一 0 \mathcal{O} 当 補 お 類似する複数の管理監督職 官 \hat{O} 充が 一該職員が占める管理監督職 1 職 規定により異動期間を延長することが て同じ。) 群の他の管理監督職に降 :困難となることにより 年齢別構成その他 0) 年 降任等をすべき特定管 を超えない 又は当 当該特定管理監督職 であつて、 を占めてい 該職員を当 期間 これ の特 う。 る職員に当 内 (指定職を除 任し、 で当 公務 に 別 5 該管 理 係 以 \mathcal{O} \mathcal{O} V る異 る事 辞に 下この 該 事 監 0) 欠員を容 て、 理 督 異 運 情 監督 営営 · 属 該 由 当 職 動 動 が 管 す 該 で 期 項 あ 期 が 群

が

属する特定管理監督職

若しく

係る異 ない。 職 長される当該異 れ 日 た当 から 目 がある職 『該異動 定年退職 動 期間 期 員にあつては、 0 一日ま 動 間 末 期 を更に 日 での 間 0 の末日 꽢 期間 日 延長することができる。 から 内。 は、 延 起算して三年を超えることが 長された当該異動 第四項において同じ。) 当該職員が占める管理監 ただし、 期間 0 で延長 末 更に 督 日 で \mathcal{O} 職 き 延 翌

3

群に この て、 を当該管理監督職 る職 きる場合を除 内 職に係る異 で定める事 0 る管理監督職として人事院規則で定める管理監督職 易に補充することができない年齢別 以 下この 職 で当該異動 運営に著し 任命権者 頃に 員に当該管 属する管理監督 当 務の内容が 該職 項及び次項に おい 右は、 動 由 員 期間 き、 期 が 1 \mathcal{O} て同じ。) 相互 理監督職を占 間 支障が生ずると認めら 第 あると認めるときは、 他 が を \mathcal{O} 0 他 延長 属する特定管理監督職群の他 職 官職 に \mathcal{O} 項 末 おい 類似 の規 官 日 の欠員 に属する管理監督 Ļ 0 職 て同じ。) する複数の管理監督 꽢 の降任等により、 定により \Diamond 引き続き当該管理監督職 日 0) 0) から たまま勤務をさせ、 補 降任等をすべき特定管理監督職 充が 起算して一 構成その他 異 であつて、 当該職員が占める管理 れる事由として人事院規 ・困難となることにより 、動期間 職 を占め 当該特定管理 を延長することが 年 職 これらの 0) 特別 を超えな の管理監督 (指定職を除 又は当 る職 をい を占い 0 · う。 員 事 欠員を容 位監督 該 に め 情 公務 職 職 期 監 7 以 が 0 に 間 則 職 1 下 あ 群

は転任することができる。

- 4 る事 む。 異動 とができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により 職 えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することがで れらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督 を占める職員につい 期間 延 由 命権者は、 が延長された管理監督職を占める職員について前項に 長された当該異 が引き続きあると認めるときは、 項 (T) (前三項又はこの項の規定により延長された期間を含 規定により延長された当該異動 第 一項若しくは第二項の規定により異動 動 て前項に規定する事由があると認めるとき 期間の末日の翌日 内閣総理大臣 から起算して一 期間を更に延長するこ \mathcal{O} 期間 承認を得 年を超 に規定す $\widehat{\mathcal{L}}$ 4
- (5) れら 係る職員 の規定により延長された期間を含む。) 各項に定めるも 0 降任又は転 Ō 任に関し必要な事項は 0) にはか、 これらの規定による異 の延長及び当該延長に 政令で定める。 動 期 間 $\widehat{\mathcal{Z}}$

第三目 定年による退職等

(定年による退職)

第八十一条の六 (略)

に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年② 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任

降任し、若しくは転任することができる。

期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。 む。 異 とができるときを除く。)、 職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき れらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督 長された当該異動期間の末日 る事由が引き続きあると認めるときは、 (第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長するこ (動期間 任命権者は、 が延長された管理監督職を占める職員について前項に規 (前三項又はこの項の規定により延長された期間を含 第 項若しくは第二項の規定により異動期間 又は前項若しくはこの項の規定により の翌日から起算して一年を超えな 人事院の承認を得 定す 延

る。 係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、人事院規則で定めれらの規定により延長された期間を含む。)の延長及び当該延長に⑤ 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間(こ

第三目 定年による退職な

(定年による退職

八十一条の六 (略)

第

に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年② 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任

を年齢 年 め る医 は、 六十二 一六十五年とすることが著しく不適当と認めら 師 及び歯 五. 年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年 科医師 その他の職員として政令で定め れる官 る職 職 員 を占 0 定

③ (略)

齢とする。

(定年による退職の特例)

第八十一 定年退 第一 め、 員が占め 年 規定により させるため、 あ 定により 総理大臣 を延長した場合であ ると 退 条の て三年を超えることができない 項又は第二項の規定により当該定年退 職 当 条の 認めるときは 日 Ŧī. 該 職 Ć にお 脱職員を当該定年退職日において従事している職 0 第 日 退職すべきこととなる場合におい 延長された期間を含む。) 七 承認を得たときに限るものとし、 1 0 る管理監督職に係る異動 翌日から起算して一年を超えない 引き続き勤務させることができる。 いて管理監督職を占めている職員に 項 から第 任命 つて、 権者は、 匹 同項の規定にかかわらず、 項までの規定により 引き続き勤務させることにつ 定年に達した職員が前条第一 を延長した職員であつて、 期間 職日まで当該異 て、 0 当該期 末日の 異動期間 範囲 次に掲げる事 当該職 ただし、 ついては、 꽢 限 内 日 は で期限を定 (これら カコ Į, 務に従事 員に係る 第八 項 6 動 当 7 起算 內閣 \hat{o} 期 同 該 由 十 間 定 Ō が 規 職 条

前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務

0

則で定める年齢とする。 員 8 を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる官職 る医 の 定年 |師及び は、 六十五年を超 歯 科医師その他 え七十年を超えない範囲内で人事院 の職員として人事院規則で定める職 を占 規

③ (略)

(定年による退職の特例

第

院の 第一 年退 を延 め、 定年 八 年 8 規定により延長され させるため、 あ 定により てい 条の ・を超えることができない。 ると認めるときは、 十一条の 退職 ?長した場合であつて、 項又は第二項の 1職日において管理監督職を占めている職員につい 当 承認を得たときに限るも 五第一 「該職員を当該定年退職日に る管理監督職 、退職すべきこととなる場合に 日 0) 七 翌 日 項 引き続き勤務させることができる。 から 任命権者は、 から に係る異 規定により当該定年退職日まで当該 た期間を含む。) 第四項までの規定により異動 起算 同項の規定にかかわらず、 引き続き勤務させることについ して 動 0 定年に達した職員が前条第 とし、 期 一年を超えない 間 おいて従事している職 0) を延長した職員であつて、 お 当 末日の翌日 T該期限 1 て、 は 範囲 次に掲げ 期間 ただし、 当該職 か 6 当 内で期限 ては、 起算して三 該 これ 務に る事 異 員に係 職 項 員 第八 動 7 人事 が 期 同 ら 0) 従 を 由 占 定 + 間 条 \mathcal{O} 事 定 る が 規

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の

る事由 運営に著しい支障が生ずると認められる事由として政令で定め 運営に著しい支障が生ずると認められる事由として政令で定め 遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の

官職 支障が生ずると認めら 特 前条第 殊性を勘案して、 0 欠員の補 項 の規定により退職すべきこととなる職 充が 当 困難となることにより公務の運営に著し れる事由として政令で定める事由 一該職員の退職により、 当該職! 員 員 が の 占め 職 務 1 る \mathcal{O}

2 ことができない 監督職に係る異動 できる。 翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することが ると認めるときは、 限 ただし書に規定す 任命 が 到来する場合にお 権者 ただし、 は、 前 当該 期 る職員にあつては、 項 内閣総理大臣の承認を得て、 間 0 0) 期限は、 V 期限又はこの項の規定により延長された期 末日) て、 前項各号に掲げる事由が引き続きあ 当該職員に係る定年退職 0 翌日 当該職員が占 から起算して三年を超える これら め てい 日 0 、る管理 期 同 限 項 \mathcal{O} 2

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必

第二款 懲戒

要な事

項

は、

政令で定

つめる。

(懲戒の場合)

第八十二条 (略)

一 この法律若しくは国家公務員倫理法 (平成十一年法律第百二

で定める事由運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則

官職の欠員の補充が 特殊性を勘案して、 前条第一 項の規定により退 困難となることにより公務の運営に著し 当該職員 0 職すべきこととなる職員 退職により、 当該 欧職員が 0 ,占め 職 務 る \mathcal{O}

支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事

由

る。 職に係る異動 ら起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができ 限が到来する場合において、 L ると認めるときは、 書に規定する職員にあ 任命権者は、 ただし、 期間 当該期限は、 前項の 0) 末日) 人事院の 期限又はこの項の規定により つては、 当該職員に係る定年退職日 0) 翌 承認を得て、 前 日 項各号に掲げる事由 から起算して三年を超えること 当該職員が占めてい これらの 期限の が引き続きあ 延長された期 る管理監督 (同項ただ 꾶 日 カゝ

3 要 な事項は、 前二 一項に定め 人事 るもの 院 規 のほ 則で定める。 か、 これ . 6 の規定による勤務に関 L

必

が

できない

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二条 (略)

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基

づ

規則を含む。)に違反した場合五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく計令及び同条第四項の規定に基づく十九号)又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第

二·三 (略)

2 により して 応じた退 退職者となつた日 ことができる。 当したときは、 応じた退 及び職員としての採用がある場合には、 職員としての在職期間 職 1 退 続く職員としての在職期間を含む。 おいて「先の退職」という。)、特別職国家公務員等としての して採用された場合を含む。) 公務員等として在職し、 て当該退職を前提として職員として採用された場合 職 職員 国家公務員等として在職した後、 Ņ んが、 た期間中に前 かつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員とし 職 職 引き続き特別 前の 前の 任 命権 在職期間を含む。)又は第六十条の二第一 当該職員に対し、 在職期間」という。) 中に前項各号の 定 ま 年前再任用短時間勤務職員が、 者 での 項各号のい 0 職国家公務員等として在職した後、 要請に応じ特別職国家公務員等となるため (当該退職前に同 引き続く職員としての在職期 引き続いて当該退職を前提として において、 ずれかに該当したときも、 同項に規定する懲戒処分を行う 引き続き一以上の 以下この項におい 当該先の退 様の退職 当該退職 年齢六十 までの (以下この いず 職 まで 特 間 て「要請に $\widehat{}$ 引き続 項 ĥ 別 (要 同様と て在職 かに 引き続 \hat{O} 车 職 職 0) 0 規定 以上 引き 在職 項に 員と 特別 請 玉 家 該 に 2

び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合く命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及

一·三 (略)

が、 各号の 項に 先の する懲戒処分を行うことができる。 務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、 退 退職までの引き続く職員としての在職期間 を前提として職員として採用された場合を含む。)に れた場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、 在職した後、 という。)となるため退職し、 方公務員又は ものに使用される者 しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定める 以上の特別職国家公務員等として在職し、 職員 職 におい 年齢六十年以上退職者となつた日までの引き続く職員として 退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。 (以下この項において いず が、 て「要請に応じた退 任命 れかに該当したときは、 沖縄 引き続いて当該退職を前提として職員として採用 権者の 振 興 (以下この項におい 、開発金 要請に応じ特別 「先の退職」という。)、 職 融 引き続き特別職国家公務員等として 前 公庫その 0 在職期間」 定年前再任用短時 当該職員に対し、 職に属する国 7 他その業務が 「特別職国家公務員等」 (当該退 引き続いて当該退職 という。) 特別 職 家公務員 おい 献前に同 間 同 玉 項 職 引き続 の 勤 中に前 以 て、 べに規 下こ 事務若 務職 国 当該 当該 様 家 定 公 項 0 0 地

する。	勤务職員として玍職してハた朝間中こ前頃各号のハずれかこ该当条の二第一項の規定によりかつて採用されて定年前再任用短時間の在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)又は第六十
	したときも、同様とする。
③ 内閣総理大臣は、懲戒処分に関し、その適切な実施を図るため	(新設)
に必要な指針を定めるものとする。	
④ 内閣総理大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したとき	(新設)
は、遅滞なく、これを公表しなければならない。	
(懲戒の効果)	(懲戒の効果)
第八十三条 停職の期間は、一年以内とする。	第八十三条 停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事
	院規則でこれを定める。
② (略)	② (略)
③ 減給は、一年以内の期間、俸給の月額の五分の一に相当する額	(新設)
以下の額を給与の額から減ずるものとする。	
(懲戒権者)	(懲戒権者)
第八十四条 (略)	第八十四条 (略)
② 人事公正委員会は、職員が国家公務員倫理法又はこれに基づく	② 人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に
命令(同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規	付することができる。
定に基づく規則を含む。)に違反した場合に限り、この法律に規定	
された調査を経て当該職員を懲戒手続に付することができる。	
(国家公務員倫理審査会への権限の委任)	(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第八十四条の二 人事公正委員会は、前条第二項の規定による権限

を国家公務員倫理審査会に委任する。

(刑事裁判との関係)

第八十五条 懲戒に付せられるべき事件が、刑事裁判所に係属する | 笠

間においても、人事公正委員会又は人事公正委員会の承認を経て

任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めること

ができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関

連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求

(勤務条件に関する行政措置の要求)

第八十六条 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人

により、適当な行政上の措置が行われることを要求することがで事公正委員会に対して、内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長

きる。

(事案の審査及び判定)

第八十七条 前条に規定する要求のあつたときは、人事公正委員会

は、

必要と認める調査、

口頭審理その他の事実審査を行い、

般

第八十四条の二 人事院は、前条第二項の規定による権限 (国家公

務員倫理法又はこれに基づく命令(同法第五条第三項の規定に基

づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反する

行為に関して行われるものに限る。)を国家公務員倫理審査会に

任する。

(刑事裁判との関係)

第 件について、 八十五条 においても、 による懲戒処分は、 懲戒に付せらるべき事件が、 適宜に、 人事院又は人事院の 当該職員が、 懲戒手続を進めることができる。 同 承認を経て任命権者は、 又は関連 刑事裁判所に係属する間 の事件に関 この法 同 重 律 事

第三款 保障

ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第一目 勤務条件に関する行政措置の要

(勤務条件に関する行政措置の要求)

| 第八十六条 職員は、俸給、給料その他あらゆる勤務条件に関し、

人事院に対して、人事院若しくは内閣総理大臣又はその職員の所

轄庁の長により、適当な行政上の措置が行われることを要求する

ことができる。

(事案の審査及び判定)

と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般国民及び第八十七条 前条に規定する要求のあつたときは、人事院は、必要

が曾建一う見色において、事業な判別しなければなったい。国民及び関係者に公平なように、かつ、職員の能率を発揮し、及

び増進する見地において、事案を判定しなければならない。

(判定の結果採るべき措置)

はその職員の所轄庁の長に対し、その実行を勧告しなければなら務条件に関し一定の措置を必要と認めるときは、内閣総理大臣又第八十八条 人事公正委員会は、前条に規定する判定に基づき、勤 気

ない。

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)

第八十九条 (略)

② (略)

③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事公正委員会に対し

て審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができ

る期間を記載しなければならない。

(審査請求)

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事公正委

員会に対してのみ審査請求をすることができる。

②·③ (略)

(調査)

第九十一条 第九十条第一項に規定する審査請求を受理したとき

る見地において、事案を判定しなければならない。関係者に公平なように、且つ、職員の能率を発揮し、及び増進

す

(判定の結果採るべき措置)

第八十八条 ばならない。 大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、 いては、 し一定の措置を必要と認めるときは、 自らこれを実行し 人事院は、 前条に規定する判定に基き、 その他の その権限に属する事項につ 事項については、 その実行を勧告しなけ 勤務条件に関 内閣総 理 れ

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付

第八十九条 (略)

② (略)

記載しなければならない。 求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に対して審査請

(審査請求)

②·③ (略)

(調査

| 第九十一条 第九十条第一項に規定する審査請求を受理したとき

は、人事公正委員会又はその定める機関は、直ちにその事案を調

②·③ (略)

査

しなければならない

会に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。前項に規定する者以外の者は、当該事案に関し、人事公正委員

(調査の結果採るべき措置)

又はその裁量により修正しなければならない。 ることが判明したときは、人事公正委員会は、その処分を承認し、第九十二条 前条に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあ は

- 2 ŋ 置を是正しなければならない。 な処置を講じ、 0) 分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなけ ないことが判明したときは、 消 前条に規定する調 職員としての権利を回復するために必要で、 及びその職員がその処分によつて受けた不当な処 査の結果、 人事公正委員会は、 その職員に処分を受けるべき事 人事公正委員会は、 その処分を取 職員がその処 かつ、 ればなら 適切 由 2
- 定めるところにより、人事公正委員会によつてのみ審査される。
 ③ 前二項の判定は、最終のものであつて、人事公正委員会規則で

(審査請求と訴訟との関係

ない。

正委員会に対して審査請求をすることができるものの取消しの訴第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事公

は、人事院又はその定める機関は、直ちにその事案を調査しなけ

②·③ (略)

ればならない。

あらゆる事実及び資料を提出することができる。前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、人事院に対し、

(調査の結果採るべき措置)

の裁量により修正しなければならない。 ることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はそ第九十二条 前条に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあ

- ころにより、人事院によつてのみ審査される。 前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めると

(審査請求と訴訟との関係)

に対して審査請求をすることができるものの取消しの訴えは、審第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院

③·④ (略) ②·③	体を結成し、又はこれに加入してはならない。	条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団	警察職員及び海上保安庁において勤務する職員は、職員の勤務 (新設)	第九十八条 (略) 第九十八条	為の禁止等)	(法令及び上司の命令に従う義務並びに団結権の制限及び争議行 (法令及び	事公正委員会規則)で定める。	の制限及び営利企業に関する制限に関する事項については、人 れを定める。	又は国家公務員倫理法に定めるものを除いては、政令(政治的行 又は国家公	前項に規定する根本基準の実施に関し必要な事項は、この法律 ② 前項	第九十六条 (略) 第九十六条	(服務の根本基準) (服務の根本	第七節 服務	施しな	い、そ	第九十五条 削除 第九十五条	(補償:	第三目 公務傷病に対する補償	ば、提起することができない。	えは、審査請求に対する人事公正委員会の裁決を経た後でなけれ 査請求に対
(略)				.条 (略)		・及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)		ある。	[家公務員倫理法に定めるものを除いては、人事院規則でこ]	前項に規定する根本基準の実施に関し必要な事項は、この法律	条 (略)	の根本基準)	第七節 服務	しなければならない。	その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実	一条 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行	補償制度の立案及び実施の責務)	第三目 公務傷病に対する補償	ない。	に対する人事院の裁決を経た後でなければ、提起すること

(秘密を守る義務)

第百条 (略)

②·③ (略)

4 \ \ \ た者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。 に 許可を受ける必要がない。 することを人事公正 理に際して、 人事公正委員会から 前三 ついて、 何人も、 項の規定は、 人事公正委員会に対して、 秘 事 密の又は公表を制限された情報を陳述し 公正委員会の権限によつて行われる調 委員会から求められた場合には、 求められる情報に関しては、 人事公正委員会で扱われる調査又は審 人事公正委員会が正式に要求した情報 陳述及び証言を行わなか これを適用し 何 文は 査又は 人からも 理 証 0 際 審 0 言 な 4

(5) のとする。 委員会」と、 に け おいて、 た再就職等監視委員会が行う調査について準用する。 前 項の 規定は、 同項中 調 査又は審理」 第百六条の二十九の規定により権限の委任を受 人事 公正委員会」 とあるの とあるのは は 調 査 と読み替えるも 「再就職等監視 この 場合

(政治的行為の制限)

人事公正委員会規則で定める政治的行為をしてはならない。わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問第百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の

(秘密を守る義務)

第百条 (略)

②·③ (略)

\ <u>`</u> 5 行わなかつた者は、 られた場合には、 表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求 院の権限によって行われる調査又は審理に際して、 正式に要求した情報について、 求められる情報に関しては、 前三項の規定は、 何人からも許可を受ける必要がない。 この法律 人事院で扱われる調査又は審理の際人事院 が 影 これを適用しない。 人事院に対して、 則 \mathcal{O} 適用を受けなけ 陳述及び証 秘密の 何 人も、 ればなら 人事 又は 言 院 人事 な 公 が か

(5) 再就職等監視委員会が行う調査について準用する。 査又は審理」 1 て、 前項の規定は、 同項中 とあるのは 「人事院」とあるのは 第十八条の四 「調査」 の規定により権限の委任を受け と読み替えるものとする。 「再就職等監視委員会」と、 この場合に お

(政治的行為の制限)

第百二条 ず、 事 利益を求め、 院規則で定める政治的行為をしてはならない。 これらの行為に関与し、 職員は、 若しくは受領し、 政党又は政治 あ るい 又は何らの方法を以てするを問わ 的 目 的 は選挙権の行使を除く外、 のために、 寄附金その 他

2 (略

(営利企業に関する制限)

第百三条 (略)

2 轄庁の 前項 長の申出により の規定は、 人事公正委員会規則で定めるところにより、 人事公正委員会の承認を得た場合には、 ۲ 所

れを適用しない。

- 3 その他 は、 企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、 営利企業について、 人事公正委員会規則で定めるところにより、 の関係について報告を徴することができる。 株式所有の関係その他の関係により、 株式所有の関係 人事 公正 委員会 当該
- 4 その職 職 前 員に通知することができる 項の報告に基づき、 人事公正委員会は、 「員の職務遂行上適当でないと認めるときは、 企業に対する関係の全部又は 人事公正委員会規則で定めるところにより、 一部の存続が、 その旨を当該
- (5) るときは、 人事公正委員会に審査請求をすることができる。 前 項の 通知を受けた職員は、 その通知を受領した日の翌日から起算して三月以内に、 その通知の内容について不服があ
- 6 略
- 7 決された職員は、 \mathcal{O} 審 第五項の 査請求につい 審査請 て調 求をしなかつた職員及び人事公正委員会が同 人事公正委員会規則で定めるところにより、 査した結果、 通 知の内容が正当であると裁 人 項

② • (略)

(私企業からの隔離)

第百三条 (略)

- 2 0) 申出により人事院の承認を得た場合には、 前項の規定は、 人事院規則の定めるところにより、 これを適用しない。 所轄庁の長
- 3 院規則の定めるところにより、 企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、 11 て報告を徴することができる 営利企業について、 株式所有の関係その他の関係により、 株式所有の関係その他の関係につ 人事院は 当該 人事
- 4 き 遂行上適当でないと認めるときは、 ことができる。 人事院は、 企業に対する関係の全部又は 人事院規則の定めるところにより、 一部の存続が、 その旨を当該職員に通知する その 前項の 職 戦員の職権 報告に基

務

- (5) るときは、その通知を受領した日の翌日から起算して三月以内に、 人事院に審査請求をすることができる。 前項の通知を受けた職員は、 その 通知の内容について不服があ
- 6 (略)
- 7 職員は、 求について調 第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が同項の 人事院規則の定めるところにより、 査した結果、 通知 の内容が正当であると裁決された 人事院規則の定める 審査 請

部若しくは一部を絶つか、 事公正委員会規則で定める期間内に、その企業に対する関係の全 又はその官職を退かなければならない。

(他の事業又は事務の関与制限

第百四条 職員が報酬を得て、 営利企業以外の事業の団体の役員、

顧問若しくは評議員の職を兼ね、 その他いかなる事業に従事し、

若しくは事務を行うにも、 内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の

る場合にあつて は 当該 職員の所轄庁の長の申出による内閣総理

長の許可

(職員が第六十一条の十二第

一項の規定により

派遣され

大臣の承認) を要する。

第百六条

削除

第八節 退職管理

第一 款 離職後 0 就職に関する規制

(他の役職員につい ての 依 は頼等の 規制

第百六条の二 (略)

2 前項の規定は、 次に掲げる場合には適用しない。

(略)

三 第百六条の三十二第 項に規定する官民人材交流センターの

期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、

又はその官職を退かなければならない

(他の事業又は事務の関与制限)

第百四条 職員が報酬を得て、 営利企業以外の事業の団体の役員、

顧問若しくは評 議員 の 職を兼 ね その他いかなる事業に従事し

若しくは事務を行うにも、 内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の

長 の許可を要する。

(勤務条件)

第百六条 職員の勤務条件その他職員の服務に関し必要な事項は、

人事院規則でこれを定めることができる。

2 前項の人事院規則は この法律の規定の趣旨に沿うものでなけ

ればならない。

第八節 退職管理

第一 款 離 職後の 就職に関する規制

(他の役職員につい ての 依 は頼等の 規制

第百六条の二 (略)

2 前項の規定は、 次に掲げる場合には適用しない。

(略)

三 官民人材交流センター (以下「センター」という。)の職員が、

職員が、その職務として行う場合

③ • ④ (略)

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 (略)

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一・二 (略)

三 第百六条の三十二第一項に規定する官民人材交流センターか

ら紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又

はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

四 (略)

③~⑤ (略)

第二款 再就職等監視委員会

(設置)

第百六条の五 内閣府に、再就職等監視委員会(以下この款及び次

款において「委員会」という。)を置く。

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

一 (略)

二 第百六条の二十九の規定により委任を受けた権限に基づき調

査を行うこと。

) (注) その職務として行う場合

③・④ (略)

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 (略)

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一·二 (略)

三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害

関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行

う場合

四 (略)

③~⑤ (略)

第二款 再就職等監視委員会

(設置)

第百六条の五 内閣府に、再就職等監視委員会(以下「委員会」と

いう。)を置く。

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十八条の四の規定により委任を受けた権限に基づき調査を

行うこと。

二 (略)

(新設)

三 (略)

第三款 雑則

(内閣総理大臣の)調査)

第百六条の二十八 (第百六条の二から第百六条の四までに規定するものに限る。) 内閣総理大臣は、 職員の退職管理に関する事項

関し調査することができる。

2 喚問し、 識することができない方式で作られる記録であつて、 磁的記録 内閣総理大臣は 又は調査すべき事項に関係があると認められる書類 (電子的方式 前項の調査に関し必要があるときは、 磁気的方式その他人の知覚によつては認 電子計算機 証人を (電

による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。第百八条の

二十五第二項において同じ。)若しくはその写しの提出を求めるこ

3 求めて質問し、 は とができる。 ていた場所を含む。)に立ち入り、 内閣総理大臣は 当該調査の対象である職員若しくは職員であつた者に出頭を 又は当該職員の勤務する場所 第 一項の調査に関し必要があると認めるとき 帳簿書類その他必要な物件を検 (職員として勤務し

4 を携帯し ならない。 前項の規定により立入検査をする者は、 関係者の請求があつたときは、 これを提示しなければ その身分を示す証明書

査し、

若しくは関係者に質問することができる。

三

第三款 雑則

(新設)

(略)

(3) 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (本) (本) (本) (大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		③ センターの長は、官民人材交流センター長とし、内閣官房長官
られたものと解してはならない。 「会員会への権限の委任) 「会に委任する。」 (内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員百六条の二十九」内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員百六条の三十」内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務を次条第百六条の三十一内閣総理大臣は、前項の規定により委任する。 「官民人材交流センターへの事務の委任) 「官民人材交流センター) 「官民人材交流センター) 「官民人材交流センター) 「官民人材交流センター) 「官民人材交流センター) 「官民人材交流センター) 「官民人材交流センター)		項を処理する。 、この法律及び他
られたものと解してはならない。 「会員会への権限の委任」 「会員会への権限の委任」 「大条の二十九」内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員百六条の二十九」内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員合に委任する。 「内閣総理大臣は、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う。」 「「官民人材交流センターに委任する。」 「「官民人材交流センターに委任する事務を次条第百六条の三十一」内閣総理大臣は、前条の規定により委任する事務を次条第百六条の三十一」内閣総理大臣は、前条の規定する事務を次条第百六条の三十一」内閣総理大臣は、前条の共行う。 「官民人材交流センターに委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表する。」 「官民人材交流センター」 「官民人材交流センター」		ー」という。)
られたものと解してはならない。 「会員会への権限の委任」 「会員会への権限の委任」 「会員会への権限の委任」 「一項に表の二十九」内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員会に委任する。 「信民人材交流センターへの事務の委任」 「信民人材交流センターへの事務の委任」 「「可に規定する官民人材交流センターに委任する。」 「内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表する。」 「官民人材交流センター)	(新設)	官民人材交流センター(以下
られたものと解してはならない。 られたものと解してはならない。 「委員会への権限の委任) 「不養の二十九 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員百六条の二十九 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員百六条の三十 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の内閣総理大臣は、官民人材交流の円滑な実施のための支援を「行う。」 「「可に規定する官民人材交流センターに委任する。」 「可に規定する官民人材交流センターに委任する。」 「可に規定する官民人材交流センターに委任する。」 「可に規定する官民人材交流センターに委任する。」 「可に規定する官民人材交流センターに委任する。」 「可に規定する官民人材交流センターに委任する。」 「可に規定する指針を定め、これを公表する。」		(官民人材交流センター)
られたものと解してはならない。 られたものと解してはならない。 「委員会への権限の委任」 「大条の二十九」内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員 百六条の二十九」内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員 「内閣総理大臣は、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を 「官民人材交流センターへの事務の委任」 「官民人材交流センターに委任する。 「可に規定する官民人材交流センターに委任する。」 「内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務を次条第 「可に規定する官民人材交流センターに委任する。」		`
第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 「会員会への権限の委任」 百六条の二十九 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員会に委任する。 「内閣総理大臣の援助等) 「内閣総理大臣は、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を内閣総理大臣は、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を内閣総理大臣は、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を内閣総理大臣は、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を内閣総理大臣は、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を内閣総理大臣は、官民人材交流を入村交流を入村交流を入村交流を入村交流を入村交流を入村交流を入村交流を入村		前項の規定により委任する事務について、
第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 「会員会への権限の委任」 「内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員 一方条の三十一内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員 一方の援助を行う。 「官民人材交流センターへの事務の委任」 「官民人材交流センターへの事務の委任」		一項に規定する官民人材交流センターに委任する。
(言民人材交流センターへの事務の委任) (言民人材交流センターへの事務の委任) (言民人材交流センターへの事務の委任) (言民人材交流センターへの事務の委任)	(新設)	`
第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 「会員会への権限の委任」 「内閣総理大臣の援助等」 「内閣総理大臣の援助等」 「内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の百六条の三十「内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の百六条の三十「内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の内閣総理大臣は、官民の人材交流の円滑な実施のために認め		センターへの事務
内閣総理大臣は、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を別に委任する。		行う。
就職の援助を行う。 就職の援助を行う。 就職の援助を行う。 (本員会への権限の委任) (本員会への権限の委任) (内閣総理大臣の援助等) (内閣総理大臣の援助等) (内閣総理大臣の援助等)		`
百六条の三十 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後のられたものと解してはならない。 (委員会への権限の委任) (内閣総理大臣の援助等) (内閣総理大臣の援助等)		就職の援助を行う。
(内閣総理大臣の援助等) (内閣総理大臣の援助等) (内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員 会に委任する。 (内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員	(新設)	ì
会に委任する。 一会に委任する。		(内閣総理大臣の援助等)
百六条の二十九 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を委員(委員会への権限の委任) られたものと解してはならない。 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め		会に委任する。
(委員会への権限の委任) られたものと解してはならない。 第三項の規定による立入検査の権限は、	(新設)	`
られたものと解してはならない。第三項の規定による立入検査の権限は、		(委員会への権限の委任)
第三項の規定による立入検査の権限は、		と解してはならない
		の権限は、

をもつて充てる。

- ④ 官民人材交流センター長は、センターの事務を統括する。
- 述べることができる。

 ・
 の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を
 の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を
 がに必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料
- ⑥ センターに、官民人材交流副センター長を置く。
- を助ける。
 ⑦ 官民人材交流副センター長は、官民人材交流センター長の職務
- ⑧ センターに、所要の職員を置く。
- 団 するため、所要の地に、センターの支所を置くことができる。団 内閣総理大臣は、センターの所掌事務の全部又は一部を分掌さ
- ⑩ 第三項から前項までに定めるもののほか、センターの組織に関

し必要な事項は、政令で定める。

第九節 退職年金制度

(退職年金制度に関する意見の申出)

第百八条 内閣総理大臣は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、

必要な意見を関係大臣に申し出ることができる。

第十節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)

第百八条の二 第九十八条第二項に規定する職員の勤務条件は、当

第九節 退職年金制度

(意見の申出)

な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。 第百八条 人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要

第十節 職員団体

(職員団体)

第百八条の二 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤

て定めるものとする。

務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその 連合体をいう。

3 2 める。 る職員、 入し、 とが組織する団体は、 体を組織することができず、 理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは 任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触する 針に関する機密の事項に接し、 他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方 いて当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員 と認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係にお ある職員、 の決定を行う職員 職員は、 前項の「 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は 若しくは加入しないことができる。 職員の任免、 職員」とは、 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にあ 職員団体を結成し、 重要な行政上の決定に参画する管理的地位に この法律にいう「職員団体」ではない。 分限、 第五項に規定する職員以外の 管理職員等と管理職員等以外の職員 懲戒若しくは服務、 そのためにその職務上の義務と責 若しくは結成せず、 ただし、 職員の給与その 人事院規則で定 同 重要な行政上 又はこれに加 職員をいう。 の職員団 (以下「管

4

(5) は 局と交渉する団体を結成し、 警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員 職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、 又はこれに加入してはならない。 かつ、 当

(各省各庁の長等が定める勤務条件)

第百八条の三 を定めることができる。 命令の規定に反しない限りにおいて、 はその委任を受けた部内の国家公務員は、 査院長並びに宮内庁長官、 各省各庁の長 各外局の長及び警察庁長官をいう。)又 (内閣総理大臣、 その所属の職員の勤務条件 法律又はこれに基づく 各省大臣及び会計検

(職員団体の登録)

第百八条の三 職員団体は、 人事院規則で定めるところにより、 理

請書に規約を添えて人事院に登録を申請することができる。 事その他の役員の氏名及び人事院規則で定める事項を記載した申

2 職員団体の規約には、 少なくとも次に掲げる事項を記載するも

のとする。

名 称

目的及び業務

三

兀 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定 主なる事務所の所在地

五. 理事その他の役員に関する規定

六 次項に規定する事項を含む業務執行 会議及び投票に関する

七 経費及び会計に関する規定

八 他の職員団体との連合に関する規定

九 規約の変更に関する規定

+解散に関する規定

3 準ずる重要な行為が、 する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙につい いるためには、 職員団体が登録される資格を有し、 規約の作成又は変更、 すべての構成員が平等に参加する機会を有 役員の選挙その他これらに 及び引き続いて登録されて

員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員 れることをもつて足りるものとする。 定される旨の手続を定め、 \mathcal{O} の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、 を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接かつ秘密 を必要とする。 もつ職員団体にあつては、 過半数 現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されること 投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、 (役員の選挙については、 ただし、 連合体である職員団体又は全国的規模を かつ、 すべての構成員が平等に参加する機会 現実に、 投票者の過半数) その手続により決定さ この代議員の全 によつて決 カゝ

4 員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。 職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。 定するに至らないものを構成員にとどめていること、 間 該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期 して免職され、 ただし、 及び引き続いて登録されているためには、 !内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求を 前項に定めるもののほか、 若しくは訴えを提起し、 同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反 若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、 職員団体が登録される資格を有し、 これに対する裁決若しくは裁判が確 前条第五項に規定する 及び当該職 当

⑤ 人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合する

要件に適合しないものと解してはならない。

著の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録のの旨を通知しなければならない。この場合において、職員でないの目を通知しなければならない。この場合において、職員でない

- ればならない。 は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなけ 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理
- より、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合におの記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところに⑨ 登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書

いては、 第五項の規定を準用する。

10 ところにより、 登録された職員団体は、 人事院にその旨を届け出なければならない。 解散したときは、 人事院規則で定める

第百八条の四 削除

(交渉)

第百八条の五 は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、 務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、 当局は、 登録された職員団体から、 職員の給与、 適法な交渉の 社交的又 勤

2 つものとする。 職員団体と当局との交渉は、

団体協約を締結する権利を含まな

申入れがあつた場合においては

その申入れに応ずべき地位に立

3 とができない。 国の事務の管理及び運営に関する事項は、 交渉の対象とするこ

いものとする。

4 職員団体が交渉することのできる当局は、 交渉事項について適

法に管理し、又は決定することのできる当局とする。

(5) 項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。 で、 員団体と当局との間において との間において行なわなければならない。 交渉は、 職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者 職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内 議題、 時間、 交渉に当たつては、 場所その他必要な事 職

⑥ 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、
おつて証明できる者でなければならない。

※ 本条こ規定する適告な交歩は、勧务時間中こおいても行なりに の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻 の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻

されてはならない。
する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定

職員団体に属していないという理由で、

第一項に規定

9

職員は、

(人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請)

大事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請すころにより、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、第百八条の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めると

その内容を公表するものとする。

前項の規定による要請を受けたときは、

速やかに、

2

人事院は、

ることができる。

(職員団体のための職員の行為の制限)

できない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員第百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することが

ることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁② 前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与え

団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

でなくなつたときは、取り消されるものとする。 職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事する者 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された

(不利益取扱いの禁止) 職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。 職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、

第三章の二 人事公正委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等

(設置)

第百八条の四 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、

内閣総理大臣の所轄の下に、人事公正委員会(以下この節におい

て「委員会」という。)を置く。

(任務)

第百八条の五 委員会は、公務の公正性を確保し、かつ、職員の利

益を保護するため、職員に関する人事行政の公正の確保を図るこ

とを任務とする。

(所掌事務)

第百八条の六 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる

事務をつかさどる。

一 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分に

ついての審査請求その他の職員の苦情を処理すること(他の行

政機関の所掌に属するものを除く。)。

二 第百二条の規定による職員の政治的行為の制限及び第百三条

扱いを受けない。

その職員団体における正当な行為をしたことのために不利益な取りようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又は第百八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成

(新設)

の規定による営利企業に関する制限に関する事務

三 規定により同項の交流基準を制定すること。 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第四条第一項の

兀 会の所掌事務とされた事項に関する事務 国家公務員倫理法第十一条の規定により国家公務員倫理審査

Ŧī. 対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。 第百八条の二十一の規定により関係大臣その他の機関の長に

六 に基づき委員会に属させられた事務 前各号に掲げるもののほか、 法律(法律に基づく命令を含む。)

(職権の行使)

第百八条の七 委員会の委員長及び委員は、 独立してその職権を行

う。

(組織)

第百八条の八 委員会は、 委員長及び委員二人をもつて組織する。

2 委員は、 非常勤とする。

(委員長及び委員の任命)

第百八条の九 委員長及び委員は、 人格が高潔であり 両議院の同 人事行政に

関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから

意を得て、 内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、 又は欠員を生じた場合におい

国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得るこ

7

することができる。同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命とができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、

- 長又は委員を罷免しなければならない。 後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事
- ④ 委員長の任免は、天皇が、これを認証する。
- の候補者となつた者は、委員長又は委員となることができない。の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職これらと同様な政治的影響力を有する政党員であつた者又は任命⑤ 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他

(任期)

| 欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | 第百八条の十 | 委員長及び委員の任期は、四年とする。ただし、補

- き十二年を超えて委員長及び委員に在任することはできない。② 委員長及び委員は、再任されることができる。ただし、引き続
- は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員

(身分保障)

一破産手続開始の決定を受けたとき。

三 第三十八条第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。

められたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認

たるに適しない非行があると認められたとき。

兀

(罷免)

| 両議院の同意を得て、罷免するものとする。 | 定にかかわらず、これらの者のうち一人以外のものについては、| が同一の政党に属することとなつたときは、第百八条の十一の規第百八条の十三 | 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人以上

の地位に影響を及ぼすものではない。前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員

(服務)

委員に準用する。 第百八条の十四 第百条第一項及び第百二条の規定は、委員長及び

準用する。
第百三条第一項及び第二項並びに第百四条の規定は、委員長に

③ 委員長は、他の官職を兼ねてはならない。

(給与)

(委員長)

第百八条の十五 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第百八条の十六 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場

2

(会議)

ければ、会議を開き、議決をすることができない。 第百八条の十七 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がな

② 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のと

の一致した議決がなければならない。 前二項の規定にかかわらず、本人以外の二人の者が出席し、両者前二項の規定にかかわらず、本人以外の二人の者が出席し、両者

④ 委員長に事故がある場合の第一項及び第二項の規定の適用につ

員長とみなす。いては、前条第二項に規定する委員長の職務を代理する者は、委

(規則の制定)

いて、人事公正委員会規則を制定することができる。
政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づ第百八条の十八 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは

事項に関し調査することができる。 第百八条の十九 委員会又はその指名する者は、委員会の所掌する(人事公正委員会の調査)

2 九第一 員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。)」と、 による調査について準用する。この場合において、同条第二項中 若しくは関係者に質問させる」と読み替えるものとする。 れた者に、 ある職員」と、 「対象である職員若しくは職員であつた者」とあるのは「対象で 第 「内閣総理大臣は 第百六条の二十八第二項から第五項までの規定は、 「検査し、若しくは関係者に質問する」とあるのは「検査させ 項の調査」とあるのは 項の規定により指名された者は、 当該職員」と、 「当該職員」とあるのは「同項の規定により指名さ 前項」とあるのは「委員会又は第百八条の十 「立ち入り」とあるのは 「第百八条の十九第 同項」 と、 「立ち入らせ」 項の調査 同条第三項中 前項の規定 (職

(調査に関する権限の委任)

任する。
「定する審査請求に係るものを除く。」を国家公務員倫理審査会に委察に係る倫理の保持に関して行われるもの(第九十条第一項に規第百八条の二十(委員会は、前条の規定による権限のうち職員の職

(人事行政改善勧告)

保大臣その他の機関の長に勧告することができる。 するため必要があると認めるときは、人事行政の改善に関し、関第百八条の二十一 委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保

知しなければならない。 ② 前項の場合においては、委員会は、その旨を内閣総理大臣に通

(法令の制定改廃に関する意見の申出等)

- きは、委員会に対し、人事公正委員会規則を制定し、又は改廃する内閣総理大臣は、この法律の目的達成上必要があると認めると

ることを要請することができる。

で、その内容を公表するものとする。内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、速やか

(事務局)

- ② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- ③ 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第二節 国家公務員倫理審查会

倫理法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。に置かれる審議会等は、国家公務員倫理審査会とし、国家公務員第百八条の二十四別に法律で定めるところにより人事公正委員会

第三章の三 雑則

(内閣総理大臣の調査)

掌に属するものを除く。)に関し調査することができる。 に関する事項及び第百八条の六の規定により人事公正委員会の所 関する事項(第百六条の二十八第一項に規定する職員の退職管理 第百八条の二十五 内閣総理大臣は、この法律に定める人事行政に

(なその写しの提出を求めることができる。(奥問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しの)(内閣総理大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を)

(新設)

(人事記録)

作成させ、これを保管させるものとする。当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を② 内閣総理大臣は、内閣府、デジタル庁、各省その他の機関に、

は、政令で定める。

は、政令で定める。

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に関し必要な事項

講ずるものとする。① 内閣総理大臣は、内閣府、デジタル庁、各省その他の機関による政令に違反すると認めるものについて、その訂正を命じ、その他所要の措置を

(統計報告)

ものとする。 職員の在職関係に関する統計報告の制度を定め、これを実施する第百八条の二十七 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、

求めることができる。 係庁に対し随時又は定期に一定の形式に基づいて、所要の報告を 別に対し随時又は定期に一定の形式に基づいて、所要の報告を 別に対しができる。

(権限の委任)

第百八条の二十八 内閣総理大臣又は人事公正委員会は、それぞれ

し、他の機関の長を指揮監督することができる。においては、内閣総理大臣又は人事公正委員会は、当該事務に関基づく権限の一部を他の機関に行わせることができる。この場合政令又は人事公正委員会規則で定めるところにより、この法律に

(職員の人事行政に関する業務の報告)

況を報告するとともに、公表しなければならない。毎年、内閣を経て国会に対し、職員の人事行政に関する業務の状第百八条の二十九 内閣総理大臣及び人事公正委員会は、それぞれ、

(人事管理官)

るその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。 第百八条の三十 内閣府、デジタル庁及び各省並びに政令で指定す

(政令等への委任)

務に関する文書については、人事公正委員会規則)で定める。
の保存に関し必要な事項は、政令(人事公正委員会の所掌する事に定めるもののほか、職員の人事行政及び人事管理に関する文書第百八条の三十一。この法律その他の法律及びこれらに基づく命令

2

この法律に定めるもののほか、

この法律の施行に関し必要な事

処置又は指示こ故意こ従わなかつた者)人事公正委員会の判定、 十一 第九十	T S M M M M M M M M M	(削る) 七 第二十条の規定に違反して故意に報告しなかつた者	改訂をしなかつた者	(削る) 対 第十九条の規定に違反して故意に人事記録の作成、	改廃を官報に掲載することを怠つた者	(削る) 五 第十六条第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその	(削る) 四 第十五条の規定に違反して官職を兼ねた者	限りでない。)	た閣員(此の期間内に両議院の同意を経なかつた場合には此の	(削る) 三 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつ	た閣員	(削る) 二 第八条第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつ	(削る) 第七条第三項の規定に違反して任命を受諾した者	は五十万円以下の罰金に処する。	第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又 第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又	第四章 罰則 第四章 罰則	ては、人事公正委員会規則)で定める。	項は、政令(人事公正委員会の所掌する事務に関する事項につい	
-------------------	---------------------	---	--------------------------------	-----------	--------------------------------	-------------------	------------------------------------	----------------------------	---------	------------------------------	------------------------------------	-----	------------------------------------	-----------------------------	-----------------	---	---------------	--------------------	-------------------------------	--

を含む。)若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違

反して秘密を漏らした者

む。) の規定に違反して営利企業の地位に<u>就いた</u>者六 第百三条 (第百八条の十四第二項において準用する場合を含

七~十 (略)

あつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員で(独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第七十一 第七号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼

十二 第百八条の十四第三項の規定に違反して官職を兼ねた者

又は相当の行為をしなかつた者

不正な行為をし、

十三 第百八条の二十六の規定に違反して故意に人事記録の作

成、保管又は

訂正をしなかった者

十四 第百八条の二十七の規定に違反して故意に報告しなかつた

者

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又

一 (略)

は百万円以下の

罰金に処する

(削る)

(削る)

規定に違反して秘密を漏らした者

十三 第百三条の規定に違反して営利企業の地位についた者

十四~十七(略)

上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員の場から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼

(新設)

(新設)

(新設)

| は百万円以下の罰金に処する。| 第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又

一 (略)

二削除

三 第十七条第二項(第十八条の三第二項において準用する場合

次号及び第五号において同じ。)の規定による証人とし

を含む。

八 · 九 + + 二 ~ 六 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) 第六十七条第二項の規定に違反して給与の支払をした者 第九十八条第二項の規定に違反して団体を結成した者 (略) (略) (略) 十八 十 二 兀 十三 七~十一 五. 十四・十五 五の二 十六及び十七 (新設) 場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、 写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者 な措置をとらなかつた人事官 る職員又は職員であつた者)を除く。) おいて準用する場合にあつては、同条第一項の調査の対象であ 又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者(第 由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその 十七条第一項の調査の対象である職員(第十八条の三第二項に て喚問を受け虚偽の陳述をした者 第十八条の規定に違反して給与を支払つた者 第十七条第二項の規定により書類又はその写の提出を求めら 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理 第六十八条の規定に違反して給与の支払をした者 第七十条の規定に違反して給与の支払について故意に適当 虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者 (略) 第十七条第三項(第十八条の三第二項において準用する (略) (略) 削除 若しくは忌避し、

対に該当する者の収受した金銭その他の利益は、これでは、同条第一項の調査の対象である職員)を除く。)のつた者(第百八条の十九第二項において準用する場のつた者(第百八条の十九第二項の調査の対象である職員又	は忌避し、又は質問に対して凍述をせず、若しくは虚為の凍述	定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記十四 第百六条の二十八第二項又は第百八条の二十五第二項の規正当の理由がなくてこれに応じなかつた者	応ぜず、又は第百六条の二十八第二項若しくは第百八条の二十一の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに十三 第百六条の二十八第二項若しくは第百八条の二十五第二項の陳述をした者	百八条の二十五第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽準用する場合を含む。次号及び第十四号において同じ。)又は第(削る)
② 前項第八号に該当する者の収受した金銭その他の利益は、これの 前項第八号に該当する者の収受した金銭その他の利益は、これの できない かんしゅう はんしゅう かんしゅう はんしゅう かんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう かんしゅう かんしゅう はんしゅう かんしゅう はんしゅう はんしゃ はんしゅう かんしゅう はんじょう かんしゅう はんしゅう かんしょう はんしゅう かんしゅう はんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう かんしゅう はんしゅう はんしゅん はんしゅう はんしゅん はんしゃ はんしゃ はんしゅん はんしゅん はんしゅんしゅん はんしゅんしゅん はんしゅんしゃ はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゃ はんしゃん はんしゅん はんしゅんしゅん はんしゅん はんしん はんし	(新設)	(新設)	(新設)	(新設) (新設) 二十 第百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者十九 削除

を没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、

その価額を追徴する。

金て、命じ、故意にこれを容認し、唆し又はその幇助をした者は、号から第九号まで及び第十一号から第十五号までに掲げる行為を第百十一条第百九条第五号又は前条第一項第一号、第二号、第四

それぞれ各本条の刑に処する。

第百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の

禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

を企てた者為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為一何人たるを問わず第九十八条第三項前段に規定する違法な行

| 合を含む。) に規定する政治的行為の制限に違反した者| 第百二条第一項 (第百八条の十四第一項において準用する場

附則

相当する者であつた者で同日前に退職した者についても適用す第三条 第百条の規定は、昭和二十三年七月一日前において職員に

る

の所掌する事項については、人事公正委員会規則)をもつて、当律の特例を要する場合には、別に法律又は政令(人事公正委員会第四条 職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法

を没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、

その価額を追徴する。

の刑に処する。

禁錮又は百万円以下の罰金に処する。 第百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の

を企てた者為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為一何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行

二 第百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

附則

す| 前に退職した者についても適用する。| 第三条 第百条の規定は、従前職員であつた者で同条の規定の施行

所掌する事項以外の事項については、政令)をもつて、当該特例律の特例を要する場合には、別に法律又は人事院規則(人事院の第四条 職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法

該特例を規定することができる。ただし、当該特例は、第一条の

精神に反するものであつてはならない。

第五条 0 者 職員に関する法令 他 に、 0 この この 事項は、 法律 法律の各規定施行又は適用の際現に効力を有する政 法律又は政令で定める。 の規定を適用するに当たり、 の規定の改廃及びこれらの 規定の適用を受ける 必要な経過的特例そ 府

第六条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号。第十九条か 第

ら第十

九条の十

ーま

で

第二十条から第二十三条まで、

第二十四

条第一 低賃金法 十二年法律第四十九号)、 関係調整法 条の二十六まで 項 (昭和三十四年法律第百三十七号)、 第 (昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法 一十六条第 第二十九条及び第三十条の規定を除く。)、 船員法 項 第二十七条の二十四から第二十七 (昭和二十二年法律第百号)、 じん肺 法 (昭和三十 (昭和二 労働 最

第七条 削除

律に基づく命令は、

職員には適用しない

に関する法律

(昭

和四十二年法律第六十一号)

並びにこれ

. ら

0

法

労働安全衛生法及び船員災害防

止

活

動

の促進

五年法律第三十号)、

を規定することができる。ただし、当該特例は、第一条の精神に

反するものであつてはならない

第五条 この法律の各規定の施行又は適用の際現に効力を有する政

る者に、この法律の規定を適用するに当たり、必要な経過的特例府職員に関する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受け

その他の事項は、法律又は人事院規則で定める。

第六条 整法 + 律第三十号)、労働安全衛生法 び 法 法律第四十九号)、 \ \ \ 船員災害防 (昭 号) (昭和二十一 和三十四年法律第百三十七号)、 労働組合法 並びにこれらの法律に基づく命令は、 止活動の促進に関する法律 年法律第二十五号)、 船員法 (昭和二十四年法律第百七十四号)、 (昭和二十二年法律第百号)、 (昭和四十七年法律第五十七号)及 じん肺法 労働基準法 (昭和四十二年法律第 職員には適用 (昭和三十五年法 (昭和二十二年 労働関! 最低賃 L 係 な 金 調

第七条 るの 関係の 率 的 は な運営に資するため 実態に鑑 第百八条の 一七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。 み 六 労働関係 0 規定の 当分の間 の適 適 用につ 正 化を促進 同条第三項中 7 は 玉 家公務員 もつて公務 <u>—</u> Ђ. 年 の労働 とあ の能

第八条 (略)

第八条

(略)

九二

2 号。 二項ただし書中同表の 第一 にかかわらず、 する第八十一条の六第二項の規定の適用については、 る国家公務員法等の一部を改正する法律 法」という。) 令和 号に掲げる職員に相当する職員として政令で定める職員に対 以下この条及び次条において「令和三年国家公務員法等改正 Ŧī. 年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間におけ 第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 中 ・欄に掲げる字句は、 (令和三年法律第六十 それぞれ同 前 表の 項の 同 条第 規定 下 . 欄 2

十三年三 令 令 年三月三十 令 年三月三十一日まで 令 和七年 に掲げる字句とする。 和九 和 年三月三十 和五年四月一日から令 + 年 月三 -四月一 年 一四月一日から令和 ·四月 日まで $\overline{+}$ 日まで 日から令和 日から令 日 まで 和 和 + 九 t 七十年 七十年 七十年 六 る 囲 + 年齢 + 内 年を超えな で政令で 五. 年 を 超 定 1 え 範 め 七 年 六 六 六 八十八年 + + 齢六十六年 Ė 九 年 年

③ (略)

十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員として政令令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八④ 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における

号。 同条第二項ただし書中同表 \mathcal{O} 員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、 第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職 る国家公務員法等の 0) 法」という。) 下欄に掲げる字句とする。 規定にかかわらず、 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間にお 以下この条及び次条において「令和三年国家公務員法等改 第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項 部を改正する法律 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 \mathcal{O} 中 欄に掲げる字句は、 (令和三年法律第六十一 それぞれ同 前 表 項 け

(一		
 令和五年四月一日から令和七 六十五	一年を超え七	年齢六十六年
年三月三十一日まで	める年齢で人事院規則を超えない範	
年三月三十一日まで 令和七年四月一日から令和九 七十年		六十七年
一年三月三十一日まで 令和九年四月一日から令和十 七十年		六十八年
十三年三月三十一日まで 令和十一年四月一日から令和 七十年		六十九年

③ (略)

4 令 十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員として人事 和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正 令和五年四 月 日 いららつ 和七年三月三十一日 にまでの 間 にお 前 の第 け る

で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、同条第二項中「、年齢六十五年を超えない範囲内で政制で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用につい

(5) 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間におけ (5) 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間におけ (5) 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間におけ (5)

十三年三月三十一 令 令 年三月三十一日まで 令 和十一 年三月三十一日まで 和九年四月一 和七年四月一日 年 四 月 一日まで 日 日から から カュ 5 令和 令和 令 + 和 九 + め 範 + め + 範 範 範囲内で政令で定十五年を超えな | 六十一年を超えた | 六 る年齢 る年齢 る年 - 囲内で政令で定- 五年を超えない 五. 六十二年を超え六 六十三年を超え六 囲内で政令 西内で政令で定五年を超えない 六十七年 六十八年 六 + 九

> 超え七十年を超えない範囲内で 内で人事院規則で定める年齢」と、 六十五年」とあるのは 院規則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用 0) については、 は 「年齢六十六年」とする。 第一項の規定にかかわらず、 乛 六十年を超え六十五年を超えない 人事院規則で定める年齢」 同項ただし書中「六十五年を 同条第二項中 とある 範 年齢 囲

とあるのはそれぞれ同 はそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、 用については、 る前項に規定する職員に対する第八十一条の六第二項の る期間の区分に応じ、 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの 第一 項の規定にかかわらず、 表の下欄に掲げる字句とする。 同条第二項中 同項ただし書中「七十年」 年齢六十五年」 次の表の上欄に掲げ 間におい とあるの 規 定 \mathcal{O} け 適

十三年三月三十一日まで	一年三月三十一日まで一年三月三十一日まで	年三月三十一日まで
定める年齢 一五年を超えない範 で人事院規則で	定める年齢 一五年を超えない範 一五年を超えない範 一五年を超えない範	定める年齢 田内で人事院規則で 大事院規則で
六十九年	六 十 八 年	六十七年

第九条 占め 及び 日以 定め る職 より 則第十二 ま 法等改正法による定年の引上げに伴う当分の 該職員に対 政令で定める職員に に職員でなかつた者その 条において同じ。)に達する日の属する年度 当する職 ら よる情報の 政令で定める職員にあ る職員として よる改正 で れ る年 る 以下この条において同じ。) る職員 国家公務員退職手当 後 0 員に相当する職員として政令で定める職 任 \mathcal{O} .期を定めて任用される職員及び常時 規 任 一項から: 定に 当 般職 一齢とし、 ・員のうち政令で定める職員その他政令で定め 命 前 ⅳ該職 権 提 の第八十 並びに令和三年国家公務員法等改正法第一 よる年 供及び の職員 政令で定め 者 第十 は、 員 政令で定めるところにより、 の俸給月額を引き下げる給与に関 同 当分の 意思 五. 齢六十年に達した日後におけ の給与に関する法律附則第八項 あ 項第三号に掲げる職員に相当する職 項までの規定による当該職員が年齢六十 つては つては同号に定める年齢とする。 条の二第二項第一号に掲げる職員に 法 の 他の当該前年度においてこの る職員及び 間 確認を行うことができな (昭和二十八年法律第百八十二号) 職員 政令で定める期間) が年齢六十年 间項 (臨 第三号に掲げ 時 勤務を要 的 0 間の措 員にあ 令和三年 前年度 職員その (同項第二号に掲げ る最 はする特 に って 置として講じ *(*) から第十六 L (当 おい 条の る職員 る職 条の ない 国家公務員 職員とし 初 他 T該前年 以 員 (T) 0 は同号に 下この 相当す 例 員 規 法 兀 て、 規定に のうち 官 んを除 定に 律に に 職 措 月 车 当 て 庨 相 附 項 置 か

第九条 より 務員退職手当法 該 による年齢六十年に達 事院規則で定めるところにより、 ては、 該 属する年度の前年度 号に定める年齢とする。 職員に相当する職員 8 則で定める職員を除く。 占める職員並 職 を行うことができない 員に相当する職員のうち人事 る職員として人事院 による定年の引上げに伴う当分の よる改正前 同 前年 職 0 る職員にあつては同号に定める年齢とし、 職員 1項第二号に掲げる職員に相当する職員として 、任期を定めて任用される職員及び 員 $\hat{\mathcal{O}}$ ・度にお 任命権者は、 人事院規則で定める期間 俸給月額を引き下げる給与に関する特例 0 給与に関する法 の第八十 1 びに令和三年国家公務員法等改正 てこの 昭 当 分 のうち 規則で定 和二十八年法律第百八十二号) (当該前年度に職員でなかつた者その 職員として人事院規則で定める職員にあ 条の規 条の二第二項第 した日後に 以下この条において同じ。) 以下この条において同じ。) の間 律 人事院規則で定める職員にあつては 附 定による情報の提供及び 院規則で定める職員その \emptyset る職 則 職 令和三年国家公務員法等改 おける最初 間 員 第 において、 八 0 員及び同項第三号に掲げ 項から第十六項 措置として講じられる 常時勤務を要し (臨時的職 一号に掲げる職員に 当該職員 の四月一 同項第三号に掲げ 員その 法第一 措置 人事 附則第十二 に達する日 が年齢六十 んに対 意思 条の 他の 及び な までの 院規則で 他 日 以 人事院 法 官職 玉 後 他 相 規 0 る職 の当 規 当 律に 正 確 \mathcal{O} 定 項 人 当 る 規 公 定 般 法 0 認 0 同 定 に

意思を確認するよう努めるものとする。 に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることに達した日から定年に達する日の説明立により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例のと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例を提供するものとするとともに、同日の翌日以後に適用されるを提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務のを提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務のを提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務のを提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務のを提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務のとした。

から第十五項までの規定による当該職員が年齢六十年に達した日のとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認を場合における観職手当の基本額を当該職員が当該退職をした場合における観と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与のとするとともに、同日の翌日以後に適用される任用、給与のとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認ものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認ものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認ものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認ものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認ものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認ものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認ものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認した。

するよう努めるものとする。

第十二条 (略)	
----------	--

に関する事務を分掌させることができる。	
び第十四号に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理	
務所に、内閣官房の所掌事務のうち、第十二条第二項第十三号及	
第二十六条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事	(削る)
3 • 4 (略)	3 · 4 (略)
る事務をつかさどる。	る。
2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げ	2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号に掲げる事務をつかさど
第二十条 (略)	第二十条 (略)
③•④ (略)	③・④ (略)
十五 (略)	十五 (略)
増減及び廃止に関する審査を行う事務	
十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、	
に関する事務	

○ 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)(抄)(第三条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(中央労働委員会)	(中央労働委員会)
第十九条の二 (略)	第十九条の二 (略)
2 • 3 (略)	2•3 (略)
4 中央労働委員会の委員(次条から第十九条の五まで及び第十九	(新設)
条の七から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。)は、	
独立してその職権を行う。	
(委員の任命等)	(中央労働委員会の委員の任命等)
第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公	第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公
益委員各十八人をもつて組織する。	益委員各十五人をもつて組織する。
2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち七人につい	2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち四人につい
ては、各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長	ては、行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百
並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。)、最高裁判所又は行政	三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、
執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二	次条第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。)の推
条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、次条第二	薦)に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦(労働者委員のう
項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。)の推薦)に基づ	ち四人については、行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和
いて、労働者委員は労働組合又は国家公務員の労働関係に関する	二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定する職員(以
法律(令和五年法律第 号)第五条第七項(裁判所職員臨時	下この章において「行政執行法人職員」という。)が結成し、又は
措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場	加入する労働組合の推薦)に基づいて、公益委員は厚生労働大臣
合を含む。以下この項において同じ。) に規定する認証された労働	が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名

成し、 法律 た委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院 る職員(以下この章において「行政執行法人職員」という。) は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成し 定する認証された労働組合又は行政執行法人の労働関係に関する 組合の推薦 (昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定す 若しくは加入する労働組合の推薦) (労働者委員のうち七人については、 に基づいて、公益委員 同条第七項に規 0 同意を が結

> 簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、 内閣総 理

大臣が任命する。

3 4 (略)

得て、

内閣総理大臣が任命する。

5 公 益委員の任命については、そのうち八人以上が同一の 政党に

属することとなつてはならない。

6 委員は、 非常勤とする。 ただし、 公益委員のうち三人以内は、

常勤とすることができる。

(委員の欠格条項)

第十九条の四

(略)

2 次の各号の 1 ずれ かに該当する者は、 公益委員となることがで

きない。

(略)

国家公務員の労働関 係に関 する法律第十 条各号に定める

国家公務員法

(昭和二十二年法律第百二十号) 第二条第四

(略)

3 (略)

5 公益委員の任命については、 そのうち七人以上が同一 0) 政党に

属することとなつてはならない。

6 中央労働委員会の委員 (次条から第十九条の九までにおいて単

二人以内は、 「委員」という。)は、 常勤とすることができる。 非常勤とする。 ただし、 公益委員のうち

(委員の欠格条項)

第十九条の四 略

2 次の各号の いずれ かに該当する者は、 公益委員となることがで

きない。

(新設)

は委員長及び委員を除く。)又は国家公務員の労働関係に関する項に規定する職員(国家行政組織法第八条の審議会等の会長又

法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

三 裁判所職員又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家

公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組

合の組合員若しくは役員

四 (略)

(委員の失職及び罷免)

第十九条の七 (略)

2 · 3 (略)

4 内閣総理大臣は、公益委員のうち七人が既に属している政党に

新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。

ることとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、5 内閣総理大臣は、公益委員のうち八人以上が同一の政党に属す

公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動の

一の政党に属する者が七人になるように、両議院の同意を得て、

同

なかつた委員を罷免することはできないものとする。

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する

|含む。)に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公法律第三十一条 (裁判所職員臨時措置法において準用する場合を

(新設)

二 (略)

(委員の失職及び罷免)

第十九条の七 (略)

2·3 (略)

4 内閣総理大臣は、公益委員のうち六人が既に属している政党に

新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。

| 5 内閣総理大臣は、公益委員のうち七人以上が同一の政党に属力

ることとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、

公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動の同一の政党に属する者が六人になるように、両議院の同意を得て、

なかつた委員を罷免することはできないものとする。

(地方調整委員)

働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせ人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労第十九条の十 中央労働委員会に、行政執行法人とその行政執行法

用 働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつ て準用する場合を含む。) 労働関係に関する法律第二十一条 ることができる事項に係るもの、 務員の労働関係に関 ん若しくは調停又は第二十四条の二第五項若しくは国家公務員 人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方におい 者、 いて準用する場合を含む。)の規定に基づいて団体協約を締結す 労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。 する法律第十三条 の規定による手続に参与させるため、 行政執行法人とその行政執行法 (裁判所職員臨時措置法におい (裁 判所職員臨 時 措 て中央労 遺置法に せ 使 0

2·3 (略)

(都道府県労働委員会)

2~5 (略)

6

第十九条の十二

略

三第六項ただし書中 県労働委員会について準用する。 項、 例で定めるところにより」と、 第十九条の八、 員にあつては中央労働委員会の同意を得て、 大臣」とあるのは 第十九条の二第四 第十九条の 五 第十九条の九並びに前条第一項の規定は、 「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委 第十九条の七第一項前段、 項 「三人以内は」とあるのは 第十九条の三第六項、 第十九条の七第二項中 この場合におい 公益委員にあつては 第二項及び第三項 第十九条の四 「二人以内 て、 第十九 「内閣総理 都道府 は 条の 第 条

与させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方ん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参

調整委員を置く。

2 · 3 (略)

(都道府県労働委員会)

第十九条の十二 (略)

2~5 (略)

6 同意を得て、 第十九条の七第二項中 て準 九 事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の 十九条の七第一 条の九並びに前条第一 第十九条の三第六項、 常勤」 -用する。 とあるのは この場合において、 公益委員にあつては両議院」とあるのは 項前段、 「内閣総理大臣」とあるのは 項の規定は、 第二項及び第三項、 第十九条の四第 条例で定めるところにより 第十九条の三第六項ただし書 都道府県労働委員会につ 項、 第十九条の八、 第十九条の 「都道府県 「都道 常勤 五 第十 府 と 知 第 県

一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替え働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会の委員」と、前条第閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労両議院」とあるのは「都道府県労働委員会」と、同条第三項中「内

るものとする。

るのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。府県労働委員会の委員」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあ道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都

\circ
国家
国家公務員
貝の寒
冷地丢
当当
に関す
4務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)
十(昭
和二
十四年
十法律
第二
百号)
(抄)
第四
条関係
()
(傍線

(傍線部分は改正部分)

第四条 削除				(削る)	第三条 (略)	(内閣総理大臣への委任)	改正案
要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。第四条 人事院は、この法律に定める給与に関して調査研究し、必	事 院	てこれをしなければならない。	に前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づい	2 内閣総理大臣は、第一条、前条第一項、第三項及び第四項並び	第三条 (略)	(内閣総理大臣への委任)	現行

委員	五十七の三 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の	四十八~五十七の二(略)	四十七の四 人事公正委員会委員	四十七の二・四十七の三 (略)	四十七 削除	二十九~四十六 (略)	二十八の二 国家公務員倫理審査会の常勤の委員	十九~二十八 (略)	十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の会長	十五~十八の二 (略)	十四の四 人事公正委員会委員長	十三〜十四の三 (略)	十二削除	五〜十一の三 (略)	四削除	一~三(略)	第一条 (略)	(目的及び適用範囲)	改正案	○ 特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) (抄)
	(新設)	四十八~五十七の二 (略)	(新設)	四十七の二・四十七の三 (略)	四十七 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員	二十九~四十六 (略)	(新設)	十九~二十八(略)	(新設)	十五~十八の二(略)	(新設)	十三~十四の三(略)	十二 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員	五〜十一の三 (略)	四 人事院総裁及びその他の人事官	一~三(略)	第一条 (略)	(目的及び適用範囲)	現行	- 二号)(抄)(第五条関係) (傍線部分は改正部分)

五十八~七十五 (略)

第三条 (略)

2·3 (略)

大臣に協議しなければならない。 4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、内閣総理

一·二 (略)

別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとすると三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官又は会計検査院長

き。

別表第一(第三条関係)

五十八~七十五 (略)

第三条 (略)

2 · 3 (略)

大臣に協議しなければならない。 4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、内閣総理

一·二 (略)

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又

別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定め

ようとするとき。

は人事院総裁

別表第一 (第三条関係)

官職名	俸 給 月 額
(略)	(略)
(略)	(略)
会計検査院長	
人事院総裁	
(略)	(略)
副大臣	
国家公務員倫理審査会の常	
勤の会長	
公正取引委員会委員長	
原子力規制委員会委員長	
(略)	
検査官(会計検査院長を除	(略)

C
_
般
瓏
σ
贈
σ
給
片
1.7
Į.Ę
送け
9
法
律
一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九-
此
杠
Ţ
+
\pm
年
注
律
쓸
力
4
+
第九十五号
抄
(抄)
_
_
_
_
_
抄)(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

																	一条 削除		改正案
地における生計費等の調査研究を行うこと。	と認める措置を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各	五 給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に関する適当	に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。	務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準	四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職	国会及び内閣に同時に報告すること。	的達成のため適当と認める勧告を付してその研究調査の結果を	に基づいて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目	果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査	内閣に同時に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結	三 職員の給与額を研究して、その適当と認める改定を国会及び	二 第六条に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。	則を制定し、及び人事院指令を発すること。	号において同じ。) の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規	この法律(第六条の二第一項及び第八条第一項を除く。第七	් වි	第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有す	(人事院の権限)	現行

俸	つては、会計検査院の意見を聴い
2 会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員の号	2 前項に規定する号俸は、会計検査院の職員の占める官職の号俸
院の意見については、十分に尊重するものとする。	
閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事	
理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内	
うに、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総	
に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するよ	める号俸の額とする。
事院の職員を除く。)の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨	に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定
第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員(会計検査院及び人	第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、同表
3 (略)	3 (略)
支払い、又は支給してはならない。	い、又は支給してはならない。
2 いかなる給与も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して	2 いかなる給与も、法律又は政令に基づかずに職員に対して支払
	には給与の一部を控除して支払うことができる。
	おいては現金以外のもので支払い、法律に別段の定めがある場合
	合又は確実な支払の方法であつて政令で定めるものによる場合に
く外、現金で支払わなければならない。	を支払わなければならない。ただし、法律に別段の定めがある場
第三条 この法律に基く給与は、第五条第二項に規定する場合を除	第三条 この法律に基づく給与は、現金で、直接職員に、その全額
(給与の支払)	(給与の支払)
七 この法律の完全な実施を確保し、その責めに任ずること。	
これを審査すること。	
六 第二十一条の規定による職員の苦情の申立てを受理し、及び	
_	

第七条 3 ころに従い、 の長という。)又は各庁の長の委任を受けた者は、 は改廃につ 会計 内閣総理大臣、 検査院 いて意見があるときは、 それぞれその所属の職員が、 は 会計検査院の 各省大臣若しくは会計検査院長 職員に関する前項の 内閣に申し出ることができる。 その毎月の俸給の 政令で定めると 政令の (以下各庁 制 支給 定又

を受けるよう、

この法律を適用しなければならない。

第八条 の設定又は改定にあ か 及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、 つ、 予算の範囲内で、 内閣総理大臣は、 って 国家行政組織に関する法令の趣旨に従 は 及び会計検査院の 会計検査院の意見を聴いて、 職員の職務の級の 職務 定数 \mathcal{O}

(削る)

級

の定数を設定し、

又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内

内で、及び人事院の定めるところにより、決定する。の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲

(新設)

第七条 内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長若しくは人事院総第七条 内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長若しくは人事院総

第 八条 定数 かつ、 理大臣 及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、 意見については、 設定し、 (会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。 上は、 予算の範囲内で、 内閣総理大臣は、 又は改定することができる。 職員 の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院 十分に尊重するものとする。 国家行政組織に関する法令の趣旨に従 及び人事院の意見を聴いて、 この場合におい 職務の級 内閣 を 総 \mathcal{O}

2 設定し、 算の範囲内で 条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように 八事院 又は改定することができる。 は 国家行政組織に関する法令の趣旨に従 会計検査院及び 人事院の 職員の職務の V. 級の か 及び第六 定数を 予

3 職員の職務の級は、前二項の職員の職務の級ごとの定数の範囲

で、かつ、政令で定める基準に従い決定する。

つた者の号俸は、政令で定める初任給の基準に従い決定する。 新たに俸給表(指定職俸給表を除く。)の適用を受ける職員とな

4 ころにより決定する。 異にする他の官職に移つ た場合を含む。)又は 職員 0 適用を受ける職員が他の俸給表の が 0) 職務 の級 一の官職から同じ職務の級の初任給の から他の職務の級に移つた場合 た場合における号俸は、 適用を受けることとなっ 政令で定めると (指定職俸 基準を

5

6

務 給 の項に に該当したときは、 が国家公務員法第八十二条第 お ける当該 令で定める日に、 分を受けたことその他これに準ずるものとして政令で定める事 の号俸数は、 職員 項の規定により職員 おい カ (指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。) 職員の勤務成績に応じて、 つ、 同 て同じ。) 日 の翌日 同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の 前 同日前において政令で定める日以前一年間にお 項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤 これらの事由を併せて考慮するものとする。 を昇給させるか否か及び昇給させる場合の から昇給を行う日の前日までの間 (次項各号に掲げる職員を除く。 項又は第一 行うものとする。 一項の規定による懲戒処 の昇給は、 この場合に に当該 以下こ 号俸 職員 昇 山 政

6

数を四号俸

(行政職俸給表

の適用を受ける職員でその職務

内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

つた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定す4 新たに俸給表(指定職俸給表を除く。)の適用を受ける職員とな

る。

この 数を四号俸 務 事院規則で定める日に、 給の号俸数は、 0) に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、 けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事 に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受 職員 項において同じ。) 前項の規定により 場合におい か (指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。) つ、 (行政職俸給表 同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸 て、 前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤 職員 を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇 同 日の翌日 同日前において人事院規則で定める日以 (次項各号に掲げる職員を除く。 から昇給を行う日の前日までの間 の適用を受ける職員でその職務 行うものとする。 の昇給は、 以下こ 人

7

従い決定するものとする。 では一号俸)とすることを標準として政令で定める基準に は外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるもの として政令で定める職員にあつては三号俸、専門スタッ であるものとして政令で定める職員でその職務の級がこれに相当 にあつては一号俸)とすることを標準として政令で定める基準に にあつては一号俸)とすることを標準として政令で定める基準に

7 段の 場合の昇給の号俸数は、 職 に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該 1 決定するものとする。 員 次の各号に掲げる職員の第五項の規定による昇給は、 規 0) 定の 勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、 適用を受けない場合に限り行うものとし、 勤務成績に応じて政令で定める基準に従 カゝ 昇給させる つ、 当該各号 同項後 8

の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除齢で政令で定めるもの)を超える職員(専門スタッフ職俸給表五十五歳(政令で定める職員にあつては、五十六歳以上の年

二 (略)

特に良好である場合

8 · 9 (略)

(削る)

(略)

定める基準に従い決定するものとする。

にあつては一号棒)とすることを標準として人事院規則であるものにあつては一号棒)とすることを標準として人事院規則で定める職員でその職務の級がこれに相当以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表

場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該を号

あるものを除く。) 特に良好である場合 ツフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上で上の年齢で人事院規則で定めるもの)を超える職員(専門スター 五十五歳(人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以

準に従い決定するものとする。

二 (略)

9 (略)

■ 要な事項は、人事院規則で定める。 □ 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必

□ (略)

2 2 第二十三条 3 げる事由に該当して休職にされたときは、 第一 より ない。 俸給の更正決定を含む。 要な事項は、 与の更正を命ずるとともに、 当であると認めたときは、 職 れに給与の全額を支給する。 公務員災害補償法 末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。 庁の長若しくはその委任を受けた者に対し、 (休職者等の給与) 員は、 前 職員が公務上負傷し、 立てに係る給与の決定がこの法律の規定に合致しないか又は不 一項及び第三項に規定する通勤をいう。 若しくは疾病にかかり、 派遣されたときは、 事公正委員会は 地域手当 項に定 人事公正委員会に対し審査を申し立てることができる。 職員が国家公務員法第六十一条の十二第一 人事公正委員会規則で定める。 めるも 広域異動手当 (昭和二十六年法律第百九十一号) 0 0 前項の申立てがあつた場合において、 次項において同じ。)に関して苦情のある 若しくは疾病にかかり、 その派遣の期間中、 ほ か 内閣総理大臣又は当該決定を行つた各 その旨を本人に通知しなければなら 国家公務員法第七十九条第一号に掲 第一 研究員調整手当 項の申立て 以下同じ。) により負傷 その休職の期間中、 当該申立てに係る給 これに俸給、 及び審 又は通勤 住居手当及び 項の 第一 査に 条の二 扶養手 関し 規定に (国家 当該 期 必 1 第二十三条 2 (新設) 俸給の更正決定を含む。)に関して苦情のある職員は、 支給する。 て休職にされたときは、 にかかり、 公務員災害補償法 に規定する通勤をいう。 ならない し審査を申し立てることができる に関する決定をなし (休職者の給与) 職員が公務上負傷し、 前項の申立てがあつたときは 国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当し (新設 (昭和二十六年法律第百九十一号) これを本人及び関係各庁に通知しなけれ 以下同じ。)により負傷し、 若しくは疾病にかかり、 その休職 0 人事院は 期間中、 これに給与の全額 前条に準じて、 又は通 若しくは疾病 第 人事院に対 勤 条の二 (国家

これ

を

3 5 (略)

及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。 | 扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、 | 5 |

8 政令で定める職員については、この限りでない。 の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、 政令で定める日に、 前 0 規定に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日 箇月以内に退職し、 項、 第三項 それぞれ第 第四項又は第六項に規定する職員が、 又は死亡したときは、 一項、 第三項 第四項又は第六項 同項の規定により これら 7

□ 前各項に規定するもののほか、当該各項に規定する給与の支給に

か、他のいかなる給与も支給しない。他の法律に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほら、国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、

則で定める日に、 則で定める職員については、 による額の期末手当を支給することができる。 以内に退職し、 規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日 第二項、 第三項又は第五項に規定する職員が、これらの規定に 又は死亡したときは、 それぞれ第一 この限りでない。 二項 第三項又は第五項の規定の例 同項の規定により ただし、 前 人事院規 人事院規 笛 月

七項」と読み替えるものとする。おて、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合においての規定の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、

(新設)

第二十四条	(罰則)							(削る)		関し必要な事項は
(略)										(事項は、政令で定める。)
第二十五条 (略)	(罰則)	与に関する勧告を作成する。	を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給	めに、人事院は、総務省、厚生労働省その他の政府機関から提供	期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のた	済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基づき、定	かを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経	第二十四条 国会は、給与の額又は割合の改定が必要であるかどう	(給与の額及び割合の検討)	

2 (略)	で定めるものをいう。する負傷、障害若しくは死亡又は公務に起因する疾病として政令	第一条の二 この法律において「公務上の災害」とは、公務に起因	(定義)	2 (略)		とを目的とする。	て被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するこ	災職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行い、もつ	けた職員(以下「被災職員」という。)の社会復帰の促進並びに被	速かつ公正に行い、併せて公務上の災害又は通勤による災害を受	害又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)を迅	未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。)の公務上の災	法(昭和二十八年法律第百六十一号)第十七条第一項に規定する	第二条に規定する一般職に属する職員(未帰還者留守家族等援護	第一条 この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)	(この法律の目的及び効力)	第一章 総則	改正案	○ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)(抄)(第七条関係)
1 (略)		第一条の二 (新設)	(通勤の定義)	2 (略)	る。	びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とす	の遺族の援護を図るために必要な事業を行い、もつて被災職員及	下「被災職員」という。)の社会復帰の促進並びに被災職員及びそ	い、あわせて公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(以	る災害に対する補償(以下「補償」という。)を迅速かつ公正に行	害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤によ	未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。)の公務上の災	法(昭和二十八年法律第百六十一号)第十七条第一項に規定する	第二条に規定する一般職に属する職員(未帰還者留守家族等援護	第一条 この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)	(この法律の目的及び効力)	第一章 総則	現行	東七条関係) (傍線部分は改正部分)

一 (略)

的とする団体の役員 ている場合における当該就業の場所から勤務場所 0) る就業の場所から勤務場所への移動 他 項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目 0) 0 政令で定める職員に関する法令の規定に違反して就業し 勤務場 所 から他の勤務場所への移動その他 顧問又は評議員の職を兼ねている場合そ (国家公務員法第百三条第 へ の の政令で定め 移動を除

令で定める要件に該当するものに限る。) 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(政

3 のである場合は、 及びその後の に掲げる移動を中断した場合においては、 で定めるものをやむを得ない 職員が、 該逸脱 前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、 同項各号に掲げる移動は、 又は中断が、 当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。 事由により行うための最小限度の 日常生活上必要な行為であつて政令 同 項の通勤とし 当該逸脱 又は 文は ない。 中 同 断の 1項各号 た 間 2

4 この法律(第二十二条第三項及び第二十三条を除く。)において

亡又は通勤に起因する疾病として政令で定めるものをいう。「通勤による災害」とは、通勤に起因する負傷、障害若しくは

(内閣総理大臣の権限

(略)

場合その他の とを目的とする団体の役員 三条第一 で定める就業の場 反して就業している場合における当該就業の場所から の移動を除く。) 一の勤務場所から他の勤務場所 項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むこ 人事 院規則で定める職員に関する法令の 所から勤務場所 顧問又は評議員の職を兼ね への移動その他の 0) 移動 (国家公務員法第百 人事院規則 規定に違 勤務場 てい 所 る

事院規則で定める要件に該当するものに限る。) 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(人

だし、 度のものである場合は、 でない。 院規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最 及びその後の同項各号に掲げる移動は、 に掲げる移動を中断した場合においては、 職員が、 当該逸脱又は中断が、 前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、 当該逸脱又は中断の間を除き、この限 日常生活上必要な行為であつて人事 同 当該逸脱又は中 項の 通勤とし 又は同 ない。 百項各号 断 小限 の間 ŋ た

(新設

(人事院の権限)

及び責務を有する

(削る)

(削る)

一~三 (略)

(削る)

(削る)

四 (略)

(実施機関)

下同じ。)は、この法律及び政令で定めるところにより、この法律定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。)をいう。以立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定三条 内閣総理大臣及び実施機関(政令で定める国の機関及び独

2 前項の規定は、内閣総理大臣にこの法律の実施に関する責任を

に定める補償の実施の責めに任ずる。

(削る)

免れさせるものではない。

第二条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責

務を有する。

この法律の完全な実施の責に任ずること。

この法律の実施及び解釈に関し必要な人事院規則を制定し、

及び人事院指令を発すること。

三~五(略)

六 第二十四条の規定による審査の申立てを受理し、

審査し、

及

び判定を行うこと。

び判定を行うこと。
七 第二十五条の規定による措置の申立てを受理し、審査

及

八 (略)

(実施機関)

法律に定める補償の実施の責めに任ずる。行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定第三条 人事院及び実施機関(人事院が指定する国の機関及び独立第三条 人事院及び実施機関(人事院が指定する国の機関及び独立

| させるものではない。| 2 前項の規定は、人事院にこの法律の実施に関する責任を免かれ

| 規則及び計画に従つて補償の実施を行わなければならない。| 3 実施機関は、この法律及び人事院が定める方針、基準、手続、

合には、内閣総理大臣は、その是正のため必要な指示を行うこと法律及びこの法律に基づく命令に違反して補償の実施を行つた場 実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの

ができる。

(平均給与額)

第四条 (略)

2

及び第一 年法律第九十五号) 及び国際平和協力手当を加えることができる。)、その他の職員に 勤務手当とし 超過勤務手当、 扶養手当、 通勤手当、 本府省業務調整手当、 前 項の給与は、 特地勤務手当 三項の 地域手当、 単身赴任手当、 職員を除く。) にあつては、俸給、 (ただし、 休日給、 0) 般職の職員の給与に関する法律 同 広域異動手当、 初任給調整手当、 適用を受ける職員 政令で定めるところにより、 夜勤手当、 .法第十四条の規定による手当を含む。)、 特殊勤務手当 宿日直手当及び管理職員特別 研究員調整手当、 専門スタッフ職調整手当 (政令で定めるものを除 (同法第二十二条第一 俸給の特別調整額 (昭和二十五 寒冷地手当 住居手当、 項

3 (略)

あ

つては、

政令で定める給与とする。

一~五 (略)

六 国家公務員の労働関係に関する法律(令和五年法律第

号)第二条第二号に規定する労働組合の業務に専ら従事するた

場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことがで法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行つた4 実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの

きる。

(平均給与額)

第四条 (略)

2

む。)、 寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。)、その 年法律第九十五号) 他 員特別勤務手当とし(ただし、 通勤手当、 扶養手当、 本府省業務調整手当、 のを除く。)、 及び第二項の職員を除く。)にあつては、 0 前項の給与は、 職員にあつては、 超過勤務手当、 地域手当、 単身赴任手当、 特地勤務手当 の適用を受ける職員 般職の職員の給与に関する法律 広域異動手当、 初任給調整手当、 休日給、 人事院規則で定める給与とする。 特殊勤務手当 (同法第十四条の規定による手当を含 人事院規則で定めるところにより、 夜勤手当、 研究員調整手当、 専門スタッフ職調整手当 俸給、 (人事院規則で定めるも (同法第二十二条第一項 宿日直手当及び管理職 俸給の特別調整額 (昭和二十五 住居手当

3 (略)

一~五 (略)

かつた日

六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しな

めの許可を受けて勤務しなかつた日

4 場合その 償事由 令で定める。 欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、 及び事故発生日 前 一項の 発生日」 他の 規定により平均給与額を計算することができない場合 前 という。) までの間に職員の給与の改定が行われた 三項 から補償を支給すべき事由が生じた日 の規定によつて計算した平均給与額 (以 下 が . 公 正 補 政 を

5 (略)

害賠償の請求権を取得する。
「価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その第六条「国は、補償の原因である公務上の災害又は通勤による災害

2 (略)

第二十条の二 事し、 測される状況の下において、 災害に係る傷病補償年金、 制 政令で定めるものが、 (警察官等に係る傷病補償年金、 止 そのため公務上の災害を受けた場合における当該公務上の 天災時に 第二項の規定による額、 警察官、 おける人命の その生命又は身体に対する高度の危険が予 海上保安官その他 障害補償又は遺族補償については、 救助その 犯罪の捜査、 障害補償又は遺族補償の 第十三条第三項若しくは第四 他の 脱務内容の特殊な職員で 政令で定める職 被疑者の逮 捕、 特例) 務に従 犯罪 \mathcal{O} 第

4 事院規則で定める。 欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、 場合その他の前三項 償事由発生日」という。) までの間に職員の給与の改定が行わ 及び事故発生日から補償を支給すべき事由が生じた日 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合 0 規定によつて計算した平均給与 額が (以 下 公公正 れ 補 人 を た

5 (略)

受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。た場合に補償を行つたときは、その価額の限度において、補償を第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じ

2 (略)

第二十条の二 犯罪の 第十二条の二第二項の規定による額、 当該災害に係る傷病補償年金、 める職務に従事 険が予測される状況の下にお 人事院規則で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の (警察官等に係る傷病補償年金、 制 正 警察官、 天災時における人命 į そのため公務上の災害を受けた場合における 海上保安官その他職務内容の特殊な職員 いて、 障害補償又は遺族補償については 障害補償又は遺族補償の特例) Ò 救 犯罪の捜査、 第十三条第三項若しくは第 助その他 0 被疑者の 人事院規則で定 逮 捕 危

超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算した額との六第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十を項の規定による額、第十七条第一項の規定による額又は第十七条

(福祉事業)

する。

なければならない。 の福祉に関して必要な福祉事業として次の事業をするように努め第二十二条 内閣総理大臣及び実施機関は、被災職員及びその遺族 は

一·二 (略)

器等の補装具を支給することができる。 一号の補装具に関する事業として、当該職員に義肢、義眼、補聴障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、前項第疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、2 内閣総理大臣及び実施機関は、職員が公務上負傷し、若しくは

3 第一項に規定する福祉事業については、業務上の災害 (負傷、

する福祉に関する給付その他の事業の実態を考慮してその実施を又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対疾病、障害又は死亡をいう。以下この項及び次条において同じ。)

| 4|| 前三項に規定するもののほか、福祉事業に関し必要な事項は

政令で定める。

図るものとする。

の五十を超えない範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額条の六第一項の人事院規則で定める額は、それぞれ当該額に百分四項の規定による額、第十七条第一項の規定による額又は第十七

(福祉事業)

を加算した額とする。

に関して必要な福祉事業として次の事業をするように努めなけ第二十二条 人事院及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福

れ

祉

一·二 (略)

ばならない。

2 補装具に関する事業として、 級に該当する程度の障害が存する場合においては、 か 補装具を支給することができる かり、 人事院及び実施機関は、 又は通勤により負傷し、 職員が公務上負傷し、 当該職員に義肢、 若しくは疾病にかかり、 義眼、 若しくは疾病に 前項第 補聴器 障害等 号 等 \mathcal{O} 0

とする。
に関する給付その他の事業の実態を考慮してその実施を図るものに関する給付その他の事業の実態を考慮してその実施を図るものによる災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉事業については、業務上の災害又は通勤

(新設)

(補償の実施に関する審査の申立て等)

がある者は、人事公正委員会規則に定める手続に従い、人事公正定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服第二十四条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認 気

委員会に対し、審査を申し立てることができる。

2 人事公正委員会は、前項の申立てがあつたときは、速やかに審 。

該申立てに係る補償の実施又は実施の変更を命ずるとともに、そ

当該申立てが理由があるときは、

実施機関に対し、

当

しなければならない。

査を行い

の旨を本人に通知しなければならない。

3 (略)

(福祉事業の運営に関する措置の申立て等)

福祉事業の運営に関し不服のある者は、人事公正委員会規則に定第二十五条 実施機関の実施している第二十二条第一項に規定する は

める手続に従い、人事公正委員会に対し、実施機関により適当な

措置が講ぜられることを申し立てることができる。

2 (略)

第四章 雑則

(報告、出頭等)

ると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はは、補償の実施又は第二十四条の規定による審査のため必要があ第二十六条 内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会

(補償の実施に関する審査の申立て等)

認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不第二十四条 実施機関の行なう公務上の災害又は通勤による災害の

審査を申し立てることができる。

服がある者は、

人事院規則に定める手続に従い、

人事院に対し

査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知2 前項の申立てがあつたときは、人事院は、すみやかにこれを審

3 (略)

(田)

(福祉事業の運営に関する措置の申立て等)

に従い、人事院に対し、実施機関により適当な措置が講ぜられる福祉事業の運営に関し不服のある者は、人事院規則に定める手続第二十五条 実施機関の実施している第二十二条第一項に規定する

2 (略)

ことを申し立てることができる

第四章 雑則

(報告、出頭等)

は しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさめ 又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若会 第二十六条 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査

させ、 その他の関係人に対して、 出頭を命じ 医師 の診断を行い、 報告をさせ、 文書その他の物件を提出 又は検案を受けさせるこ

(略)

とができる。

2

(立入検査等)

第二十七条 内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会

若しくは診療所に立ち入らせ、 ると認めるときは、 は、 補償の実施又は第二十四条の規定による審査のため必要があ 公務上の災害若しくは通勤による災害のあつた場所又は病院 又は補償を受け、 その指定する職員に、 若しくは受けようとする者その他の関係 帳簿書類その他必要な物件を検査 被災職員の勤務する場

2 委員会が指定する職員が、 示す証票を携帯 項の規定により内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正 関係 :人の請求によりこれを提示しなければな その職権を行う場合には、 その身分を

人に対して質問させることができる。

問させることができる。

(略)

らない。

3

(支払の 時差止め

第二十七条の二 物件を提出せず、 第二十六条第一項の規定による報告をせず、 補償を受ける権利を有する者が、 出頭をせず、若しくは医師の診断を拒み、 正当な理由がな 文書その 又は 他の

> せ、 V) 文書その他の物件を提出させ、 又は検案を受けさせることができる 出頭を命じ、 医師の診断を行

2 (略)

(立入検査等)

第二十七条 補償を受け若しくは受けようとする者その他の関係人に対して質 療所に立ち入らせ、 被災職員の勤務する場所、 又は補償の実施のため必要があると認めるときは、 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査 帳簿書類その他必要な物件を検査させ、 災害のあつた場所又は病院若しくは診 その職員に、 又は

2 う場合には、 これを呈示しなければならない 前項の規定により人事院又は実施機関の職員が、 その身分を示す証票を携帯し、 関係 人の請求により その職 を行

3 (略)

(支払の一 時差止め

第二十七条の二 くて、 物件を提出せず、 第二十六条第一項の規定による報告をせず、 補償を受ける権利を有する者が、 出頭をせず、 若しくは医師の診断を拒み、 正当な理由が 文書その他 又 は な 0

を一 ることが、 前条第一 時差し止 総理大臣及び実施機関にあつては補償の支払を一 項の規定による質問に対して答弁をしなかつたときは、 人事公正委員会にあつては実施機関に対し補償の支払 めることを求めることが、 それぞれできるものとす 時差し止め

る

(政令等 の委任 る。

第三十四条 この法律に定めるもののほか、 この法律の実施に関し

項につい 必要な事項は、 政令 (人事公正委員会の所掌する事務に関する事

(罰則)

ては

人事

公正委員会規則)で定める。

(略)

第三十五条

(略)

附 則

(経過規定)

2

のの支給について異議のある者は に基づいて国が支給する職員に係る給与のうち補償に相当するも 給与の応急措置に関する法律 の例による。 おいて支給すべき事由の生じたものの支給については、 職員に係る補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前 ただし、 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る (昭和二十二年法律第百六十七号) 人事公正委員会に対して、 なお従前 審 に

査を請求することができる。

前条第一項の規定による質問に対して答弁をしなかつたときは、

人事院又は実施機関は、 補償の支払を一時差し止めることができ

(新設)

(罰則)

第三十四条 (略)

(略)

附 則

(経過規定)

2 基いて国が支給する職員に係る給与のうち補償に相当するものの 支給について異議の 与の応急措置に関する法律 \mathcal{O} おいて支給すべき事由の生じたものの支給については、 ことができる。 例による。 職員に係る補償に相当する給与又は給付で、この法律施 但し、 ある者は、 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給 (昭和二十二年法律第百六十七号)に 人事院に対して、 審査を請求する なお従 行 前 前 に

 \bigcirc

と、同法第七十条の六第一項中「研修(人事院にあつては第一号に	十七条中「採用(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」
員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「転任」	判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。)」と、同法第五
く。)」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任(職	のは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(裁
項中「降任させる場合(職員の幹部職への任命に該当する場合を除	百二十号)第五十三条の三中「特別職に属する国家公務員」とある
の任命に該当するものを除く。)」とあるのは「転任」と、同条第二	職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法(昭和二十二年法律第
のは「採用」と、同法第五十八条第一項中「転任(職員の幹部職へ	所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所
中「採用(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とある	「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判
は「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第五十七条	判所」と、「政令」、「人事公正委員会規則」又は「命令」とあるのは
のは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるの	閣総理大臣」、「人事公正委員会」又は「内閣」とあるのは「最高裁
とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とある	に第三十六条第三項及び第五項の規定を除く。) 中「公務員庁」、「内
とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」	第二十四条第八項、第三十二条、第三十三条第三項及び第四項並び
定を除く。)中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」又は「内閣」	六条第三項、第十四条第二項、第十七条第一項、第二十条第四項、
休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第八条第二項の規	国家公務員の労働関係に関する法律(令和五年法律第 号)第
年法律第百二十号)第三十八条第三号及び国家公務員の自己啓発等	業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第八条第二項並びに
の場合において、これらの法律の規定(国家公務員法(昭和二十二	の場合において、これらの法律の規定(国家公務員の自己啓発等休
ものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。こ	ものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。こ
職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのある	職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのある
給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退	給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、	裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、
現行	改正案

第十一 任 号まで」 所 項に規定する官民人材交流センター」とあるのは あつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。)」とあるのは 任 合を除く。)」 条第二項中 同条第一 項第三号に規定する組織」 の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判 の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員 は第一号及び第二号に掲げる観点から行う研修とし、 一第 0 職 (職員の幹部職 同法第十七条第一項中 組 条第 織 0) 項 項中 とあるのは に規定する官民人材交流センター」とあるのは 任命に該当するものを除く。)」とあるのは 同 司 同法第百六条の二第二項第三号中 法第 法第七十条の六第一項中 ٤, 一号及び第二号中 とあるのは 降任させる場合 承認を得なければ」とあるのは 「前項第 同 四条第 法第百六条の三第二項第三号中 の任命に該当するものを除く。)」とあるの 第十 一号、 「降任させる場合」と、 項第七号中 「提出しなければ」とあるのは 第二号又は第六号」 条第八号 「主任の大臣」とあるのは (職員の幹部職への任命に該当する場 国家公務員の労働関係に関する法律 「研修 「第十一 第十号及び第十 (内閣総理大臣にあつて 「第百六条の三十二第 一意見を聴かなければ 条第八号 とあるの 同条第三項中 「第百六条の三十 「最高裁判所規則 転 関係庁の長に から 任」と、 「最高裁判 「前条第二 号 は 「提出す 第十 は 「前項 と 研 転 転 同

三号中 と読み替えるものとする るの 三号中 条第二 掲げる観点から行う研修とし、 する事務を行う最高 秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の 秘書官以外の裁判所職員を除く。)」と、 する国家公務員 観点から行う研修とする。)」とあるの げる観点から行う研修とし、 は 一項中 「センター」とあるのは 「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官 「官民人材交流センター 「特別職に属する国家公務員」 特別職に属する国家公務員 裁 判 所 0 関係庁の長にあつては第三号に掲げる 組 「前条第二項第三号に規定する組織 織 内閣総理大臣にあつては第二 (以下「センター」という。)」 は 同法第百六条の三第 同法第百六条の二第二項第 「研修」 とあるのは (裁判官及び裁判官 と、 就職の 同法第八十二 援助に関 般職に属 一号に掲 二項第 とあ \mathcal{O}

とあるのは

「採用」と、

同法第五十八条第一項中「転任

(職員の幹

ない」 条第一 をしなければならない」とあるのは 省各庁の長」 第二十条第三項中 項第五号」とあるのは るようできる限り努めなければ」と、 めなければならない」と、 十七条第一 できる限り努めなければならない」と、 「第十七条第 とする」と読み替えるものとする。 項中 とあるのは 項」 と 提出しなければならない」とあるのは 項 同法第四十一条中 「各省各庁の長」とあるのは 「措置を講ずるようできる限り努めなければなら 「とする」とあるのは「と、 第一 項 「第十四条第 同条第五項中 第四項及び第五項並びに」と、 「第十七条並びに」 「変更をするようできる限り努 項第一号、 同条第五項中 同条第二項」とあるのは「第 「措置を講じなければなら 同条第四項中 「内閣総理大臣 第五号」と、 「提出するよう 「第十四 とあるのは 第十七 条第 「変更 同法 各

号及び第三項、 条の十一まで、 第五十五条、 三十三条の二、第三十四条第一項第六号及び第七号、第五十四条、 三十二まで、 の二十五、 百六条の十四第三項から第五項まで、 国家公務員法 第七十八条の二、第百六条の七から第百六条の十三まで、 第百六条の二十六、 第六十条の三第三項、第六十一条の二から第六十一 第百八条、 第六十六条、第六十七条、第七十条の六第一項各 第七十条の七、第七十三条第二項、 (第一条、 第百八条の四から第百八条の二十三まで 第二条、第三十三条第二項第二号、 第百六条の二十八から第百六条の 第百六条の十五、 第七十三条の 第百六条 第 第

二項、 まで、 十四第三項から第五項まで、 第九十五条、 条の十一まで、 第三十四条第一項第六号及び第七号、第四十五条の二、 十条の七、第七十三条第二項、第七十三条の二、第七十八条の二、 条の三、第五十四条、 国家公務員法 第七十条の六第一 第二十八条、 第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の 第六十四条第二項、 (第一 第三十三条第二項第二号、第三十三条の二、 第五十五条、 条から第三条まで、 項各号及び第三項から第五項まで、 第百六条の十五、 第六十一条の二から第六十 第六十七条、 第四条から第二十五条 第百六条の二十五、 第七十条の三第 第四十五 第七

八十一条の二から第八十一条の八まで並びに附則第八条及び第九れらの規定に関する罰則並びに執行官について第六十条の二、第並びに第百八条の二十五から第百八条の三十までの規定並びにこ

二 (略)

条の規定を除く。)

| 三 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五

百号)(第五条の規定を除く。)

兀

国家公務員の寒冷地手当に関する法律

(昭和二十四年法律第二

号)

五~九

(略)

から第六項まで、第十三条から第二十一条まで、第四十一条から条第四項第二号及び第三号、同条第七項、第四条、第五条第四項項第三号から第五号まで、同条第三項第二号から第四号まで、同十 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)(第二条第二十

号及び第九号、第十四条第一項第三号並びに第十七条第三項の規十一 国家公務員の労働関係に関する法律(第一条、第十一条第三

第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。)

定を除く。

び第九条の規定を除く。)
二、第八十一条の二から第八十一条の八まで並びに附則第八条及にこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第六十条の第百六条の二十六、第百八条並びに第百八条の五の二の規定並び

一 (略)

| 三 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五

四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二

号)(第二条及び第二十四条の規定を除く。)

五~九 (略)

百号)

(第三条第二項

第四条及び第五条の規定を除く。)

十 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)(第二条第二十一条まで、第四十条から第二号、同条第七項、第四条、第五条第四項第二号から第五号まで、同条第三項第二号から第四号まで、同四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。)

(新設)

 \bigcirc 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)(抄)(第九条関係)

_
傍
線
線部
分
は
改
Ī
部
分
Č

改正案	現行
(派遣職員の給与)	(派遣職員の給与)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 前項の規定による給与は、派遣職員から当該派遣職員の指定す	(新設)
る者(当該派遣職員の収入により生計を維持する者又は当該派遣	
職員の親族に限る。)に支払うよう申出があつた場合には、一般職	
の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第三	
条第一項の規定にかかわらず、当該指定する者に支払うことがで	
きる。	
3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による給与の支給に	2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則
関し必要な事項は、政令(派遣職員が検察官の俸給等に関する法	(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第
律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場	七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三
合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。	条第一項に規定する準則)で定める。
(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)	(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)
第六条 (略)	第六条 (略)
2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する	2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する
補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額につい	補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額につい
ては、同法第四条第一項中「負傷若しくは死亡の原因である事故	ては、同法第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。
の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日(第四項に	

3 (略)	3 (略)
	び第三項の規定は、適用しない。
	「事故発生日」とあるのは「初日」とし、同条第一項ただし書及
	初日 (第四項において単に「初日」という。)」と、同条第四項中
	おいて単に「事故発生日」という。)」とあるのは「派遣の期間の

女三章	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法
	+法律第八十号) (抄) (第十条関係)
Ī	(傍線部分は改正部分)

3 2 目 4 第四章 싃 附則 第三章 第一 次 労働関係に関する法律 お (定義) (裁判所職員臨時措置法 この法律において 第一 この法律にお いて準用する場合を含む。)に規定する労働組合をいう。 第二節 章 • 略 地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。 この法律において 節 第二章 雑則 略 体等へ 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団 (略) いて の移行 略 「混合連合団体」とは、 「国家公務員労働組合」 (令和五年法律第 「職員団体等」とは、 (第五十六条) (昭和二十六年法律第二百九十九号) 改 IF 案 とは、 構成員の勤務条件の 号) 第二条第二号 国家公務員労働組 国家公務員の に 第二条 2 4 3 目 体 附則 第四章 員臨時措置法 次 する場合を含む。) 第三章 第一章· (昭和二十二年法律第百二十号) 第百八条の二第一項 (定義) この法律において 第二節 第一節 この法律におい (略) 地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。 この法律において 第二章 (略) 略 体への移行 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団 (略) (昭和二十六年法律第二百九十九号) て に規定する職員団体をいう。 (略) 「混合連合団体」とは、 「国家公務員職員団体」とは、 (第五十六条 「職員団体等」とは、 瑪 行 構成員の勤務条件 国家公務員職員団 において準用 国家公務員法 (裁判所職 0

いずれかに

維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号の

維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに

該当するものをいう。

職員 関係に 連合団体で、 働組合法 を除く。 務員」という。) 家公務員労働組合又は地方公務員職員団体であるものを除く。) (昭和二十二年法律第八十五号)による国会職員の組合又は労 三数が過半数を占めているもの 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体及び国会職員法 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体の連合団体 (以下「非現業の一般職の地方公務員」という。) 関する法律第二条第一号の職員 以下同じ。)の数及び地方公務員法第五十二条第 (昭和二十四年法律第百七十四号) による労働組合の 当該連合団体の構成員の総員中国家公務員の労働 の数、 裁判所職員 (裁判官及び裁判官の (以 下 般職の の数の合 秘書官 国家公 項 (国 \hat{O}

法人となつた職員団体等 方 0 る。) 及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて この 規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合又は地 公務員職員団体 法律において (以 下 「法人である職員団体等」 (以 下 「法人である登録職員団体等」と総称す 「法人である認証職員団体等」 とは、 次条第 لح 項

5

(法人格の取得)

いう。)をいう。

団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることに第三条 次の各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員

該当するものをいう。

じ。 現業の一般職の地方公務員」という。)の数の合計数が過半数を 八条の二第一 連合団体で、 働組合法 占めているも 0 家公務員職員団体又は地方公務員職員団 数、 (昭和二十二年法律第八十五号)による国会職員の組合又は労 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体及び国会職員法 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体の連合団体 0 裁判所職員 数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員 (昭和二十四年法律第百七十四号) による労働組 項の職員(以下 当該連合団体の構成員の総員中国家公務員法第百 (裁判官及び裁判官の秘書官を除く。 _ 般職の国家公務員」という。) 体であるものを除く。) (以 下 以下同 合 (国 0)

る認証職員団体等」という。)をいう。の規定による申出により法人となつた職員団体(以下「法人である登録職員団体」という。)及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体(以下「法人である職員団体等」とは、次条第一項

(法人格の取得)

定める機関(以下「登録機関」という。)に申し出ることにより法第三条 次の各号に掲げる職員団体は、法人となる旨を当該各号に

より法人となることができる。

国家公務員の労働関係に関する法律第五条(裁判所職員臨時

措置法において準用する場合を含む。)の規定により認証された

労働組合 中央労働委員会

(削る)

二 (略)

務員職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。)で、規2 職員団体等(前項各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公

約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の

所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令(第

は、中央労働委員会規則とする。以下同じ。) で定めるところによ九条第一項第一号又は第四号の職員団体等に係る事項について

(認証の取消し)

り、

申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

は、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において

消すことができる。

人となることができる。

国家公務員法第百八条の三の規定により登録された職員団体

人事院

条の三の規定により登録された職員団体 最高裁判所 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第百

三 (略)

とによつて法人となる。 ものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をするこ条までにおいて同じ。)で、規約について認証機関の認証を受けた2 職員団体等(前項各号に掲げる職員団体を除く。次条から第十

(認証の申請)

(認証の取消し)

消すことができる。は、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において

る団体又はその連合体でなくなつたとき(混合連合団体となつ 公務員、 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体が一般職の国家 裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織す

二~六 (略)

た場合を除く。)。

2 • (略)

(認証機関)

第九条 この法律における認証機関は、 次の各号に掲げる職員団体

当該各号に掲げる機関とする。

国家公務員労働組合 中央労働委員会

等の区分に応じ、

(削る)

二 三 三 (略)

兀 団体に国家公務員労働組合を含むもの 0) な組織を有する混合連合団体でこれを直接又は間接に構成する 般 般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業 |職の地方公務員の数以上である混合連合団体及び全国的 中央労働委員会

(削る)

る団体又はその連合体でなくなつたとき(混合連合団体となつ た場合を除く。)。 公務員、 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家 裁判所職員又は非現業の一 般職の地方公務員が組織す

二~六 (略)

2 • (略)

(認証機関)

第九条 等の区分に応じ、 この法律における認証機関は、 当該各号に掲げる機関とする。 次の各号に掲げる職員団 体

般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院

裁判所職員が組織する国家公務員職員団体

最高裁判所

三 • 兀 (略)

五. の — を除く。) る団体に国家公務員職員団体を含むもの な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成 0 国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的 般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、 般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業 人事院 (次号の混合連合団体 般職 す

六 職員の数が一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な 一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業 般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で 裁判所

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解 第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によって解 第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によって解 第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によって解 第二十七条 法人である職員団体で記述 2000年間 20	一・二 (略) 散する。	一・二 (略) 散する。
(法人である職員団体等の解散事由)	法人である職員団体等は、	法人である職員団体等は、
組織を有する混合連合団体で、これを直接又は 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 一中央労働委員会は、同東に起定する合議体に、当該事務の処理としての事務の 一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第 一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第 一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第 一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第 一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第 一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第 「新設) 一村、新設	(法人である職員団体等の解散事由)	(法人である職員団体等の解散事由)
工業、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の 三条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の 正中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第一項本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の 処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の かつ、同条第一項ただし書に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の 処理を行わせる。 一中央労働委員会は、前項の規定による更多の処理について、第一項本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の を行わせる。 一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第一の他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合 を行わせる。 一中央労働委員会は、前項の規定による処分を除き、一人又は数人の (新設)		公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。
一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第 (新設) 組織を有する混合連合団体で、これを直接又は 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 (新設) 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 (新設) 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 (新設) 一中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 (新設) 一中央労働委員会は、同条第一項ただし書に規定する合議体に、当該事務の処理について、第 (新設) 組織を有する混合連合団体で、これを直接又は 一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第 (新設) 組織を有する混合連合団体で、これを直接又は 一中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第 (新設) 一中央労働を責合は、前項の規定は、前項を対し、対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対		第六条又は前条の規定による処分を除き、一
を行わせる。 (これを直接又は間接に構成する団体に、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員の数が裁判所の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事 (これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員会工は公平委員会 (これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員会を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の人事 (新設) (これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員では、国家公務員の数が裁判所を員会での他当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせる。 (新設) (これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員では、国家公務員の数が裁判所を員会での他当該合議体に、前項の認証機関としての事務の (新設) (これを直接又は間接に構成する国家公務員職員では、国家公務員の数が裁判所を員会であるといる場合で、これを直接又はといる場合で、これを直接又はといる場合では、国家公務員の表が表別の表に表して、「新設」といる。 (新設) (これを直接又は間接に構成する団体で、これを直接又は、国家公務員の数が裁判所を目体の表に表して、「新設」といる。 (本語、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	(新設)	中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、
日本の他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、同条第一項ただし書に規定する合議体に、当該事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の地理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の地理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体に、当該事務の処理を行わせ、当該合議体に、当該事務の処理を行わせ、当該合議体に、当該事務の処理を行わせ、当該合議体に、当該事務の処理を行わせ、当該合議体に、当該事務の処理を行わせ、当該合議体に、当該事務の処理を行わせ、当該合議体に、当該事務の処理を行わせ、当該合議体に、当該合議体に、当該を有する混合連合団体で、これを直接又は、国権、対策を有する混合連合団体で、これを直接又は、国権、対策を有する混合連合団体で、これを直接又は、国権、対策を有する混合・対策を有する混合・対策を有が表する。		を行わせる。
その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合では当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合では、国家公務員の労働関係に関する法律第六条では、国家公務員の労働関係に関する法律第六条では、国家公務員の労働関係に関する法律第六条では、国家公務員の数が裁判所を員会は、国家公務員の数が裁判所を引入しての事務の関本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の関本を員会では、国家公務員の数が裁判所を引入しての事務のというといできる。ただし、事件が重要と認められる場合を対しての事務のというというというというというというというというというというというというというと		、同条第一項ただし書に規定する合議体に、
知学の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事		その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場
知 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事		
第一項本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の 中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条事委員会又は公平委員会事会員会 事委員会又は公平委員会 事会となる またいる はいました。 はいる		
中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条 (新設) 田本の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事 は、国家公務員の数が裁判所 古のを除く。) 最高裁判所 あるものを除く。) 最高裁判所 あるものを除く。) 最高裁判所 おるものを除く。) 最高裁判所 おるものを除く。) 最高裁判所 おるものを除く。) 最高裁判所 おるものを除く。) 最高裁判所 おるものを除く。) 最高裁判所 おおりの表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の		
	(新設)	中央労働委員会は、
前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事 七 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体 で定める人事	事委員会又は公平委員会	委員会又は公平委員会
で有する混合連合団体で、	前二号の混合連合団体以外の混合連合団体	前号の混合連合団体以外の混合連合団体
かつ、一般職の国家公務を直接又は間接に構成する国	除く。)	
(これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含む組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成	かつ、一	
団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含む組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成		
る混合連合団体で、	団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含む	
	る混合連合団体で、	

五条第七項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含

。) の規定による認証の取消し

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務

員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定

による登録の取消し

五~七 (略)

(清算結了の届出)

第三十九条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を登録認証 | 第

機関(法人である登録職員団体等にあつては第三条第一項各号に

定める機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をい

う。第五十条において同じ。)に届け出なければならない。

(法人である登録職員団体等の設立の登記)

在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週第四十五条 法人である登録職員団体等は、その主たる事務所の所

間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することが第四十六条 法人である登録職員団体等の設立は、その主たる事務

できない。

の三第六項 (裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含三 法人である登録職員団体にあつては、国家公務員法第百八条

む。)又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取

消し

(新設)

四~六 (略)

(清算結了の届出)

第三十九条 清算が結了したときは、清算人は、

機関(法人である登録職員団体にあつては登録機関、法人である

その旨を登録認

証

認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同

じ。)に届け出なければならない。

(法人である登録職員団体の設立の登記)

地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間第四十五条 法人である登録職員団体は、その主たる事務所の所在

(登記の効力)

以

、内に設立の登記をしなければならない。

第四十六条 法人である登録職員団体の設立は、その主たる事務所

の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することがで

きない。

2 (略

(主たる事務 所 0 所 在地における設立の登記の登記事項及び 変更

の登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地におけ

る設立の 登記においては、 次に掲げる事項を登記 しなけ ればなら

ない。

(略)

兀 法人である登録職員団体等にあつては、 第三条第一 項の規定

による申出の年月日

五~九 略

2 (略)

(設立の 登記の申請

第五十二条 法人である職員団体等の設立の登記は、 法人である登

録職員団体等にあつては理事、 法人である認証職員団体等にあつ

ては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、 次に掲げる

書面を添付しなければならない。

(略)

法人である登録職員団体等にあつては、 理事の資格を証する

書面及び第三条第一 項の規定による申出を証する書面

三

(略)

2

(略)

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更

0 (登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地にお

け

る設立の登記においては、 次に掲げる事項を登記しなければなら

ない。

一 <u>5</u> 三 (略)

兀 法人である登録 職員団体にあつては、

第三条第一項の規定に

よる申出の年月日

五~九 (略)

2 (略)

(設立の登記の申請)

第五十二条 法人である職員団体等の設立の登記は、 法人である登

録職員団体にあつては理事、 法人である認証職員団体等にあつて

は法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である職員団体等の設立の 登記の申請書には、 次に掲げる

書面を添付しなければならない。

(略)

_ 法人である登録職員団体にあつては、 理事の資格を証する書

面及び第三条第一 項の規定による申出を証する書面

三

(略)

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職

員団体等への移行

第五十六条 等は、 を含む。) 関する法律第五条 等となる。 条の規定により登録されたときは、その法人である認証 その の規定により認証されたとき又は地方公務員法第五 認証 法人である認証職員団体等が国家公務員 又は登録の日において、 (裁 |判所職員臨時措置法において準用する場合 法人である登録職員団体 0 労働 職 員団 関 十三 深係に 体

- 2 登録」 む。 項の規定による申出」とあるのは、 十七条第 七条第 る法律第五条 前 項の規定に基 0) とする 規定による認証又は地方公務員法第五十三条の規定による 項及び第五十二条第二項の規定の適用につ 項第四号及び第五十二条第二項第二号中 (裁判 づく法人である登録職員団体等に関する第四 所職員臨時措置法において準用する場合を含 「国家公務員の労働関係に関す いては、 「第三条第 第四 干 2
- 3 におい 員団 認 旨をも登記 第一 証 体等が同項 職 、ては、 員団 項の規定に基づく法人である登録職員団体等 体等 L なければならない。 当該法人である登録職員団体等となつた法人であ の規定により法人である登録職員団体等となつた の名称及び主たる事務所並びに法人であ の設立 る認 0) 登記 証 る 職
- 4 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職

員団体へ

、の移行

第五十六条 録職員団体となる。 である認証職員団体等は、 方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、 \equiv (裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。) 法人である認証職員団体等が国家公務員法第百 その登録 の日において、 法人である登 その法 又は地 八 条 人 \mathcal{O}

条第一 七条第一 員法第五十三条の規定による登録」とする。 判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。) の規定による申出」とあるのは、 前項の規定に基づく法人である登 項及び第五十二条第二項 項第四号及び第五十二条第二項第二号中 の規定の適用については、 「国家公務員法第百八条の三 |録職員団体|に関する第四十七 「第三条第 又は地方公務 第四 (裁 項

- 3 体等が同項の規定により法 職 お 登 記し 員団体等 į١ 第一 ては、 なければならない。 項の規定に基づく法人である登録職員団体の設立 当該法人である登録職員団体となつた法人である認 0 名称及び主たる事務所並びに法人である認証 人である登録職員団体となつた旨をも 0) 職員 登 記 寸 証 に
- 4 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体の設立の登記が

録を閉鎖しなければならない。る認証職員団体等の登記記録にその事由を記録して、その登記記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人であ

記 認証職員団体等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録の されたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人である

を閉鎖しなければならない。

間 る	国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と休暇に関する制度について必要な調査研究を行い、その結果を		定し、及び人事院指令を発すること。 二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制	三 この法律の実施の責めに任ずること。	(内閣総理大臣の責務) (内閣総理大臣の責務)	内閣総理大臣は、各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣 第三条 内閣総理大臣は、各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣、	及び会計検査院長並びに宮内庁長官、各外局の長及び警察庁長官 会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長を	をいう。以下同じ。) が行う勤務時間、休日及び休暇に関する事務 いう。以下同じ。) が行う勤務時間、休日及び休暇に関する事務の	の運営に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。 運営に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。	(勤務時間等に関する制度に関する調査研究等)	制度について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するもの 三条 内閣総理大臣は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する (新設)	
-------	--	--	--	---------------------	-------------------------	--	---	---	---	------------------------	--	--

(各省各庁の長の責務等)

第四条 (略)

| 員に委任することができる。 | 2 各省各庁の長は、この法律による権限の一部を部内の国家公務

第七条 (略)

2 Ļ 以上) 期間につき八日 週 務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である職員に 0 務時間となるように勤務時間を割り振らなければならな りを定める場合には るように勤務時 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上 日 休日を設け、 期間につき八日 以 各省各庁の長は、 上 職 務の特殊性又は当該官庁の特殊の必要により、 内閣総理大臣と協議して、 週休日を設け、 0) 週 休日を設け、 間 及び当該期間につき同条に規定する勤務時 (定年前再任用短時間勤務職員にあ を割 (定年前再任用短時間勤務職員にあ 前 ŋ 政令で定めるところにより、 項 振る場合には、 及び当該期間につき第五条に規定する勤 の規定により週休日及び勤務時 又は当該期間につき同 政令で定めるところにより、 この限りでない。 一条に規 っては、 四週間ごとの って 兀 () 週 間 の割合で 定する勤 間とな は、 間ごと 0 ただ 八 割 八 日 振

(休憩時間等)

は前条の規定により勤務時間を割り振る場合には、政令で定める第九条 各省各庁の長は、第六条第二項から第四項まで、第七条又

(各省各庁の長の責務等)

第四条 (略)

任することができる。
2 各省各庁の長は、この法律による権限の一部を部内の職員に

委

第七条 (略)

2

ただし、 ごとの期間につき八日 週 勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である職員 ごとの期間につき八日 ŋ るように勤務時 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の について、 八日以上) る勤務時間となるように勤務時間 八日以上) 休日を設け、 を定める場合には、 各省各庁の長は、 職務の特殊性又は当該官庁の 人事院と協議して、 の週休日を設け、 の週休日を設け、 間 及び当該期間につき同条に規定する勤務時 を割 前項の規定により週休日及び勤務時 ŋ 人事院規則で定めるところにより、 (定年前再任用短時間勤務職員にあって (定年前再任用短時間勤務職員にあって 振る場合には、 及び当該期間につき第五条に規定 又は当該期間につき同条に規定する 人事院規則で定めるところにより、 を割り振らなけ 特殊の必要により、 この限りでない ればならな 間 間とな 割合で 兀 兀 0 週 割 週 は 間 間 振

(休憩時間)

は前条の規定により勤務時間を割り振る場合には、人事院規則の第九条 各省各庁の長は、第六条第二項から第四項まで、第七条又

ない範囲内において延長することができる。この場合における第条第一項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超え時間勤務職員を除く。)について、内閣総理大臣と協議して、第五第十一条 各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員(定年前再任用短	(船員の勤務時間の特例)	させるべき三十分以下の時間を置かなければならない。	ときは、政令で定めるところにより、当該勤務時間のうち、作業	勤務時間中における一時的な作業の休止を必要とするものである	において、当該職員の勤務の性質がその能率の維持等を図るため	り週休日とされた日に前条の規定により勤務時間を割り振る場合	第二項の規定により勤務時間を割り振る場合又は同条の規定によ	3 各省各庁の長は、第七条第一項に規定する職員について、同条	前項の規定と異なる休憩時間を置くことができる。	確保に支障があると認めるときは、政令で定めるところにより、	2 各省各庁の長は、公務の円滑な運営又は職員の健康及び福祉の	二 前号に掲げる場合以外の場合 三十分	時間を割り振る場合 四十五分	第六条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務	憩時間を置かなければならない。	各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間以上の休	ところにより、おおむね四時間の連続する勤務時間ごとに、次の
囲内において延長することができる。この場合における第六条第項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範時間勤務職員を除く。)について、人事院と協議して、第五条第一第十一条 各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員(定年前再任用短	(船員の勤務時間の特例)							(新設)			(新設)	(新設)		(新設)			定めるところにより、休憩時間を置かなければならない。

分の 規定により 同項ただし書中 とあるのは 間」とあり、 0 適 えた時間」 六条第二項本文、 用については、 は _ 七 を超えな 時間四十五分に第十一条の規定により延長した時 と、 延長された後の勤務時間」とする。 「第十一条の規定により延長された後の勤務時間」と、 並びに第七条第二項中 同 い範囲内において各省各庁の長が定める時 第三項及び第四項並びに第七条第二項の規定の 同条に規定する勤務時間」 第六条第二項本文中 条第三項及び第四項中 「第五条に規定する勤務時間 「七時間四十五分」とある 「前条に規定する勤務時 とあるの は 「同条の 間を加 間 0 五

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第十三条 ことを命ずることができる 収受を目的とする勤務その他 外 前条の規定による勤務時間 , の 時 間にお 各省各庁の長は、 いて職員に設備等の保全、 第五条から第八条まで、 (以 下 の政令で定める断続的な勤務をする 「正規の勤務時間」という。) 外部との連絡及び文書 第十一条及び 以 \mathcal{O}

2 (略)

3 その他当該勤務を縮減するために必要な事項についての指針を定 時 間 閣総理 IJ 外 0 大臣 時 間 に は おける勤務を命ずるに当たって留 各省各庁の 長が 前 項 Ō 規定によ 意す り 正 × 規 き事 0 勤 項 務

これを公表するものとする。

るの 二項本文、 間 項ただし書中 あ 超えない 時間四十五分に第十一条の規定により延長した時間の 定により延長された後の勤務時間」 ついては、第六条第二項本文中「七時間四十五分」とあるの Ď, は と、 並びに第七条第二項中 「第十一条の規定により延長された後の勤務時 同条第三項及び第四項中 範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時 第三項及び第四項並びに第七条第二項の規定の 同条に規定する勤務時間」 「第五条に規定する勤務時間」 「前条に規定する勤 とする。 とあるのは 間 務時 五 「同条の 分の 適用 と 間 は とあ を 同 لح に 規

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第十三条 収受を目的とする勤務その他 外 前条の規定による勤務時間 をすることを命ずることができる 0 時 間におい 各省各庁の長は、 て職員に設 備等 第五条から第八条まで、第十一条及び (以下「正規の勤務時間」 0) 0 保全、 事 院規則で定める断続的 外部との 連絡及び文書 _ という。) な勤 以 務 0

2 (略)

(新設)

一四六

 \bigcirc 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)(抄)(第十二条関係)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(任期を定めた採用)	(任期を定めた採用)
第三条 (略)	第三条 (略)
一 • 二 (略)	一•二 (略)
三 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する専門的	(新設)
な知識又は技術を有する者を、当該知識又は技術を必要とする	
研究業務であって特別の計画に基づき実施されるものの能率的	
な運営のために当該研究業務に五年を超えない期間を定めて従	
事させる場合(昇任、降任又は転任の方法により欠員を補充す	
ることが困難である場合に限る。)	
2 任命権者は、前項第一号又は第三号の規定により任期を定めた	2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う
採用を行う場合には、内閣総理大臣の承認を得なければならない。	場合には、人事院の承認を得なければならない。
3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行	3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行
う場合には、内閣総理大臣と協議して定めた採用計画に基づいて	う場合には、人事院と協議して定めた採用計画に基づいてしなけ
しなければならない。この場合において、当該採用計画には、そ	ればならない。この場合において、当該採用計画には、その対象
の対象となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。	となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。
(任期)	(任期)
第四条 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を	第四条 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を
超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える	超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える

期を定めることができる。 業務に従事させる場合にあっては、 を得て、 任期を定める必要があると認める場合には、 七年 (特別 0) 計 :画に基づき期間を定めて実施され 十年) を超えない範囲 内閣総理 大臣 内で任 る研 0 承 認 究

2 業務の性質上特に必要がある場合で、 ときは、 前 条第 五年) 項第二号に規定する場合における任期は、 を超えない 範囲内で任命権者が定める。 内閣総理大臣 0) 三年 承認 を得た 研研 究 2

3 する特別の において 条第 「三号最長期間」 項第三号に規定する場合における任期 計 画 の期間 又 は というご . 年の V ず を超えない れか ?短い 期間 範囲 は 内で (次条 同 号に 任命権 第 規定 項

場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。4 任命権者は、前三項の規定により任期を定めて職員を採用する

者が定める。

第五条 号の規定により任期を定めて採用された職員 付 が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、 \mathcal{O} ては採用した日 て採用された職員 内閣 閣 研 究員」 総理大臣の承認を得て任期が定められた場合を除く。) 総理大臣 任命権 という。 者は の承認を得て任期が定められた職員の任 から三年、 (以 下 0) 第三条第 任期が三年に満たない場 第 第二号任期付研究員のうち前条第二項 一号任期付研究員」という。) 項第一 号の規定により任期を定め (以 下 合 (前条第二項 「第二号任期 期が五 同 にあっ 項 0 第二 任期 车 0

ることができる。
事させる場合にあっては、十年)を超えない範囲内で任期を定め七年(特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従任期を定める必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、

五年)を超えない範囲内で任命権者が定める。
業務の性質上特に必要がある場合で、人事院の承認を得たときは、前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年(研究)

(新設)

第五条 3 号の 認を得て任期が定められた職員 用 が て採用された職員 場 人事院の承認を得て任期が定められた場合を除く。)にあっては採 付研究員」という。) した日から三年、 五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、 合には、 任命権者は、 規定により任期を定めて採用された職員 任命権者は、 当該職員にその 前 (以 下 第一 項の規定により任期を定めて職員を採用する。 第三条第 の任期が三年に満たない場合 一号任期 第一 任期を明 号任期付研究員」という。) 項 第 0 付研究員のうち同項の人事院 任期が五年に満たない場合にあ 示 しなけ 号の規定により任期を定 ればならない。 (以 下 (前条第 「第二号任 同 0) 項 二項 第二 0 任 す 承 \mathcal{O} 期 8 る

い、その結果を国会及び内	調査研究を行い、その結果を公表するものとする。
第十二条 人事院は、この法	第十二条 内閣総理大臣は、この法律に定める事項について、随時、
(人事院の勧告等)	(調査研究等)
ついて準用する。	ついて準用する。
2 前条第三項の規定は、	2 前条第四項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合に
	えない範囲内において、その任期を更新することができる。
	期間に満たない場合にあっては採用した日から三号最長期間を超
を更新することができる。	三号の規定により任期を定めて採用された職員の任期が三号最長
っては採用した日から五年	に満たない場合にあっては採用した日から五年、第三条第一項第

:ら五年を超えない範囲内において、その任期

は、 前項の規定により任期を更新する場合に

この法律に定める事項に関して調査研究を行 及び内閣に同時に報告するとともに、 必要に

応じ、適当と認める改定を勧告することができる。

内 閣 府 設 置 法 伞 成 + 年 法 律 第八十九号) (抄) (第十三条関係

改

正

案

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

現

行

\bigcirc

任務

第三条 略

2

する政 もに、 う。 0 0 持及び安全 間 発、 共 に ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策 る社会の 確 正 **令** 保、 な取 関する事務その他 基 推 同 0 前 次条第一 盤の 行政事務の 進 和 公 北方領土 参 項に定めるも 府全体の 匹 扱 正 画社会の 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができ 内 実現に 整 年法律第七十五号) 閣 公務 カコ 総 備 \mathcal{O} 0 項第二十八号において同じ。) 理 並 0 確 確 自 問 円滑な遂行を図ることを任務とする 見地 大臣 びに 能 向けた施策の推進、こども 保 保 由 題 形 率 な 0 成 0 から 的 が 経済その他の広範な分野に関 人事 力 競 解 0 0 0 決の 政 な運営 ジ 争 促 国として行うべき事務の適切 ほ 進、 府 Ō 行政の公正の確保、 Ö か、 促進、 促進、 全体の見地から 関係行政機関の 施設の設置及び 第三条第一項に規定するこどもをい 市民活動の促進、 内 政府の施策の 閣 災害からの 玉 府 は、 の治安の 皇室、 連携の 管理することがふさわ が自立した個人として 運営に関 (こども家庭庁設置法 確保、 実施を支援するため 国民 金融の適切 沖縄 栄典及び 確保を図るとと 0) 係する施策に はする秩 保 な遂 個 0) 人情 護、 振興 な機 行、 公 及び 序 報 事 式 業者 男 能 0 制 0 女 翼 開 度 0 維 適 2

任務

第三条 略)

する。 号) 発、 することがふさわ 施を支援するための 号において同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長 策の推進、 安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施 持及び安全の確保、 共 に関する事務その 0 関 ることのできる社会の実現に向けた施策の推進、 正 間 な取扱 同 確保を図るとともに、 係する施策に関す 0 前項に定めるもの 北方領土 参画社会の 第三条第一 公正か 1 こども つ自 \mathcal{O} 問 確 項に規定するこどもをいう。 形成の 保 由 題 他の な 0 (こども家庭庁設置法 ,る政府: 解決の 基盤の整備 カジ V 金融 競争の促進、 0 行政事 促進、 国として行うべき事務の適切な遂行 ほ 内閣 ノ施 か、 の適切な機能の 全 促 進、 務 総 体 設 内 市民活動 理 0 並 0 閣 0 円 大臣が政府全体の 見地からの関係行政 びに経済その他の広範な分 設置及び運営に関する秩序 災害からの国 玉 府 1滑な遂行を図ることを任務 の は、 治安の確 0)促進、 確保、 皇室、 (令和四年法 次条第一項第二十八 保、 沖縄 消費者が安心 民の保護、 栄典及び公式 政府の施策 見地か 0 個人情 1律第七. 振興 機 関 事業 及 ら管 報 0) 男女 して 連 野 \mathcal{O} + 0) 0) び 制 理 携 実 維 適 者 開 度

3 (略)	3 (略)
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 (略)	第四条 (略)
一~三十五(略)	一~三十五 (略)
三十六 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方	(新設)
針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画	
に関する事項	
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
一~五十四 (略)	一~五十四 (略)
五十四の二 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百	五十四の二 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第十
六条の五第二項及び第百六条の三十二第二項に規定する事務	八条の七第二項及び第百六条の五第二項に規定する事務
五十四の三〜五十九の三 (略)	五十四の三〜五十九の三 (略)
五十九の四 国家公務員法第百八条の六に規定する事務	(新設)
六十~六十二 (略)	六十~六十二 (略)
六十三 公務員庁設置法(令和五年法律第 号)第四条第二	(新設)
項に規定する事務	
六十四 (略)	六十三 (略)
第十一条の四 第四条第一項第三十六号に掲げる事務、同条第二項	(新設)
に規定する事務(公務員庁設置法第四条第三項の規定により公務	
員庁の所掌に属するものに限る。)及び第四条第三項第六十三号に	

掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣

を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(事務次官)

第十五条 (略)

務を整理し、内閣府(宮内庁、大臣委員会等、金融庁、消費者庁、2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府

こども家庭庁及び公務員庁を除く。)の各部局及び機関の事務を監

督する。

(内閣府審議官)

第十六条 (略)

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府(宮内庁、公正取引委員会、 | 0

理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁及び公務員庁を除く。)人事公正委員会、大臣委員会等、個人情報保護委員会、カジノ管

の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

(内閣府に置かれる委員会及び庁

第六十四条 (略)

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
カジノ管理委員会	特定複合観光施設区域整備法

(事務次官)

第十五条 (略)

2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府

務を整理し、内閣府(宮内庁、大臣委員会等、金融庁、消費者庁

及びこども家庭庁を除く。)の各部局及び機関の事務を監督する。

(内閣府審議官)

第十六条 (略)

7|2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府(宮内庁、公正取引委員会、

消費者庁及びこども家庭庁を除く。)の所掌事務に係る重要な政策大臣委員会等、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、

に関する事務を総括整理する。

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

 (略)
 (略)

 (略)
 (略)

 (略)
 (略)

 (略)
 (略)

人事公正委員会	国家公務員法	(新設)	(新設)
(魯)	(略)	(略)	(略)
(留)	(略)	(略)	(略)
が一般を呼ぶる	こども家庭庁設置法	こども家庭庁	こども家庭庁設置法
公務員庁	公務員庁設置法	(新設)	(新設)
(官房及び局の数)	数)	(官房及び局の数)	5 X
第六十六条 第十	第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、	第六十六条 第十七	第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、
国家行政組織法	国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局	国家行政組織法第	織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局
の数と合わせて	数と合わせて、九十五以内とする。	の数と合わせて、	せて、九十七以内とする。

\bigcirc
国家公務員倫理法
(平成十一
年法律第百一
一十九号)
抄)
(第十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

国家公務員倫理規程の制定又は改廃に関して、案をそなえて、	国家公務員倫理規程の制定又は改廃の立案に関して、案をそ
項に定めるもののほか、次のとおりとする。	項に定めるもののほか、次のとおりとする。
第九条第二項ただし書、第三十九条第二項並びに第四十二条第三	第九条第二項ただし書、第三十九条第二項並びに第四十二条第三
第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項及び第四項、	第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項及び第四項、
(所掌事務及び権限)	(所掌事務及び権限)
を置く。	という。)を置く。
第十条 人事院に、国家公務員倫理審査会(以下「審査会」という。)	第十条 人事公正委員会に、国家公務員倫理審査会(以下「審査会」
(設置)	(設置)
4~6 (略)	4~6 (略)
を定めることができる。	ができる。
得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令	省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めること
外局の長をいう。以下同じ。)は、国家公務員倫理審査会の同意を	う。以下同じ。)は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該各
院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各	法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長をい
3 各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事	3 各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、内閣
	ばならない。
公務員倫理審査会の意見を聴かなければならない。	しようとするときは、国家公務員倫理審査会の意見を聴かなけれ
2 内閣は、国家公務員倫理規程の制定又は改廃に際しては、国家	2 内閣総理大臣は、国家公務員倫理規程の制定又は改廃の立案を
第五条 (略)	第五条 (略)
第二章 国家公務員倫理規程	第二章 国家公務員倫理規程
現行	改 正 案

なえて、内閣総理大臣に意見を申し出ること。

針の策定又は変更に関して、内閣総理大臣に意見を申し出るこじ。)に違反した場合に係る国家公務員法第八十二条第三項の指基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同二 この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第三項の規定に

ط

三~七 (略)

八 国家公務員法第百八条の二十八の規定により委任を受けた権

九~十一 (略)

限により調査を行うこと。

(会長及び委員の任命)

ないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命 関する学識経験を有する者についてはその在職期間が二十年を超え 関する学識経験を有する者であって、かつ、職員(検察官を除く。) 第十四条 会長及び委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る

(削る)

する。

国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることが2 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、

内閣に意見を申し出ること。

すること。

じ。) に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関 基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同 二 この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第三項の規定に

三~七 (略)

より調査を行うこと。
ハ 国家公務員法第十七条の二の規定により委任を受けた権限に

九~十一 (略)

(会長及び委員の任命)

第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔の一番 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔

欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は

項に定める資格を有する者のうちから、会長又は委員を任命するできないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同

ことができる。

後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事

後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会

ればならない。

(会長及び委員の任期)

長又は委員を罷免しなけ

第十五条 (略)

(削る)

(身分保障)

除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 第十六条 会長又は委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を

<u>〜三</u> (略)

(罷免)

第十七条 内閣総理大臣は、会長又は委員が前条各号のいずれかに

4 後の承認を得られないときは、 後の承認を得なければならない。 規定にかかわらず、 に両議院の同意を得ることができないときは、 二項に規定する委員以外の委員を罷免しなければならない。 長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。 前項の場合においては、 同項に定める資格を有する者のうちから、 任命後最初の国会において両議院の事 内閣は、 この場合において、 直ちに、その会長又は第 内閣は、 両議院の事 第 一 項 会 0

(会長及び委員の任期)

第十五条 (略)

3 5 (略)

(身分保障)

第十六条 会長又は委員(第十四条第二項に規定する委員を除く。

在任中、その意に反して罷免されることがない。おいて同じ。」は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条に

一~三 (略)

(罷免)

に | 第十七条 内閣は、会長又は委員が前条各号のいずれかに該当する

(人事公正委員会の報告聴取等) とができる。	会に対し、案をそなえて、人事公正委員会規則の制定を求めるこ	第三十六条 審査会は、その所掌する事務について、人事公正委員	(人事公正委員会規則制定の要求)	し意見を申し出ることができる。	と認めるときは、内閣総理大臣に対し、指針の策定又は変更に関	2 審査会は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため必要がある	あらかじめ、審査会にその内容を通知するものとする。	(次項において単に「指針」という。)の策定又は変更に際しては、	命令に違反した場合に係る国家公務員法第八十二条第三項の指針	第二十一条の二 内閣総理大臣は、この法律又はこの法律に基づく	(懲戒処分の指針の策定又は変更に関する意見の申出)	ない。	可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはなら	他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許	3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その	2 (略)	第十八条 (略)	(服務)	該当するときは、その会長又は委員を罷免しなければならない。
(人事院の報告聴取等)	案をそなえて、人事院規則の制定を求めることができる。	第三十六条 審査会は、その所掌する事務について、人事院に対し、	(人事院規則制定の要求)							(新設)			場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。	他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣の許可のある	3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その	2 (略)	第十八条 (略)	(服務)	ときは、その会長又は委員を罷免しなければならない。

があると認めるときは、審査会に報告を求め、又はこれに対し意 第三十七条 人事公正委員会は、人事行政の公正の確保のため必要 は

見を述べることができる。

(政令及び人事公正委員会規則への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項|気

規定の施行に関し必要な事項については、人事公正委員会規則)

で定める。

政令

(第二十一

条の

二第二項及び第二十二条から前条までの

は、

人事院規則で定める。

第五章 倫理監督官

行政執行法人(以下「行政機関等」という。)に、それぞれ倫理監つかさどる機関として置かれる各機関並びに会計検査院並びに各に基づき内閣に置かれる各機関及び内閣の統轄の下に行政事務を第三十九条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定

督官一人を置く。

2

略

第三十七条 人事院は、人事行政の公正の確保のため必要があると

認めるときは、審査会に報告を求め、又はこれに対し意見を述べ

ることができる。

人事院規則への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事

項

第五章 倫理監督官

戊 第三十九条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定

に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつ

る機関並びに会計検査院並びに各行政執行法人(以下「行政機関

かさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれ

等」という。)に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 (略)

 \bigcirc 国と民間 企業との 間 0 人事 交流に 関する法律 伞 成 十一 年法律第二百二十四号)(抄) (第十五条関係)

改 正 案 現 行 傍 線部 分は 改 正 部 分

(定義

第二条 この法律において 「職員」とは、 第十四条第一項及び第二

二条に規定する 般職に属する職員をいう。

十六条を除き、

国家公務員法

(昭和二十二年法律第百二十号)

第

2 この法律におい . T 「民間企業」とは、 次に掲げる法人をいう。

<u>\{</u> (略

兀 体から 項に規定する補助金等をいう。)を除く。)によって得ている本 若しくは事業又はこれに類するものとして政令で定めるもの 経費の主たる財源をその事業の収益 るために適切であると認められる法人として政令で定めるもの 邦法人(次に掲げるものを除く。)のうち、 正化に関する法律 実施による収益及び補助金等 認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団 前三号に掲げるもの の委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事 (昭和三十年法律第百七十九号) のほか、 (補助金等に係る予算の執行の その事業の運営のために必要な (法令の規定に基づく指定) 前条の目的を達成す 第二条第 務 適 0

イ 略

口 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特

(定義

第二条 この法律において「職員」 とは、 第十四条第一項及び第二

十四条を除き、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第

二条に規定する一 般職に属する職員をいう。

この法律において 「民間企業」 とは、 次に掲げる法人をいう。

(略) 2

兀 行の もの 条第一項に規定する補助金等をいう。)を除く。)によって得て 若しくは事業又はこれに類するものとして人事院規則で定め 体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事 認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団 経費の主たる財源をその事業の で定めるもの 達成するために適切であると認められる法人として人事院規則 いる本邦法人(次に掲げるものを除く。)のうち、 前三号に掲げるもののほ 適正化に関する法律 0 実施による収益及び補助金等 (昭和三十年法律第百七十九号) か、 収益 その事業の運営のために必要な (法令の規定に基づく指定) (補助金等に係る予算の執 前条の目的 第二 る 務 を

イ (略)

口 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特

別の設立行為をもって設立された法人であって、公務員庁設

置法 (令和五年法律第 号) 第四条第二項第十四号の

規

定の適用を受けるもの

ハ・ニ (略)

五 外国法人であって、前各号に掲げる法人に類するものとして

内閣総理大臣が指定するもの

保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約を占める職員その他の政令で定める職員を除く。)を、その身分を律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職3 この法律において「交流派遣」とは、期間を定めて、職員(法

4·5 (略)

に基づく業務に従事させることをいう。

(削る)

法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置

· 二 (略)

の適用を受けるもの

五 外国法人であって、前各号に掲げる法人に類するものとし

て

人事院が指定するもの

働契約に基づく業務に従事させることをいう。
す分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。)を、そのを占める職員を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職

4·5 (略)

(人事院の権限及び責務)

第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責

務を有する。

条の規定を除く。次号において同じ。)の実施の責めに任ずるこ第十五条、第十五条の二、第十七条、第二十二条及び第二十四一。この法律(次条、第五条第二項、第十二条第四項、第十四条、

定し、及び人事院指令を発すること。二年の法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制

(民間企業の公募

第六条 内閣総理大臣は、 政令で定めるところにより、 人事交流を

希望する民間企業を公募するものとする。

2 内閣総理大臣は、 任命権者に対し、定期的に又はその求めに応

じ、 びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示する 前 項の 規定に基づき応募した民間企業について、 その 名簿及

ものとする。

(交流派遣)

第七条 (削る)

1 任 命権者は、 交流派遣をしようとするときは、 あらかじ め、 政 2

簿に記載のある民間企業 令で定めるところにより (以 下 前条第二項の規定により提示された名 「名簿記載企業」という。) 及び職

(の同意を得て交流派遣の 実施に関する計画を作成し 人事公正

委員会規則で定めるところにより、 当該計画を記載した書類を人

事公正委員会に提出して、 当該計画がこの法律の規定及び交流基

\ `

準に適合するものであることについて、 その認定を受けなければ

ならない。

2 命権者は 前 項の認定を受けた計画に基づいて 名簿記: 載企

業に交流派遣をすることができる。

3 任命権者は、 前項の規定により交流派遣をするときは、 第一 項

(民間企業の公募)

第六条 人事院は、 人事院規則の定めるところにより、 人事交流

を

希望する民間企業を公募するものとする。

2 人事院は、 任命権者に対し、 定期的に又はその求めに応じ、

前

項の規定に基づき応募した民間企業について、 その名簿及びそ

ぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものと

する。

(交流派遣)

第七条 任命権者は 前条第二項の規定により提示された名簿に記

載のある民間企業に交流派遣をすることができる。

任命権者は、 前項の規定による交流派遣をしようとするときは

あらかじめ、 当 該交流派遣に係る職員の同意を得た上で 人事院

規則で定めるところにより、 その実施に関する計画を記載した書

類を提出して、 当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合

るものであることについて、 人事 院の認定を受けなければならな

(新設

3 任命権者は、 第 項の 規定による交流派遣をするときは、 当該

この場合において、 契約の終了その他交流派遣に当たって合意しておくべきものとし 業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、 に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との 業 の認定を受けた計 て政令で定める事項について取決めを締結しなければならない。 (以 下 「派遣先企業」という。)との間において、 画に従って、 任命権者は、 当該計 当該職員にその取決め 画に記載された名簿記載企 当該職員が職務 当該派遣先企 間の労働 の内容を

(交流派遣の期間)

明示しなければならない。

第八条 (略)

2 職員 の認定を得て、 その申出に理 から当該交流派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、 範囲内において、 前条の規定により交流派遣をした任命権者は、 (以 下 「交流派遣職員」という。)の同意及び人事公正委員会 由があると認める場合には、 当該交流派遣をした日から引き続き五年を超えな 交流派遣の期間を延長することができる。 当該交流派遣をされた 当該派遣先企業 か つ、

(交流採用)

第十九条 (削る)

1

任命権者は、

交流採用をしようとするときは、

あらかじめ、

この場合において、 明示しなければなら 終了その他交流派遣に当たって合意しておくべきものとして人事 する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約 ける当該交流派遣に係る職員の労働条件、 交流派遣に係る民間企業 院規則で定める事項について取決めを締結しなければならない。 おいて、 前項の認定を受けた計画に従って、 ない。 任命権者 (以下「派遣先企業」という。) との間に は 当該職員にその取決め 当該職員が職務に復帰 当該派遣先企業に 0 内容を お \mathcal{O}

(交流派遣の期間)

第八条 (略)

2 り、 ない範囲内において、 院の承認を得て、 遣をされた職員 先企業から当該交流派遣の期間の延長を希望する旨の (交流採用) 前条第一項の規定により交流派遣をした任命権者は、 かつ、 その申出に理由があると認める場合には、 (以下「交流派遣職員」という。) 当該交流派遣をした日から引き続き五年を超え 交流派遣の期間を延長することができる。 の同意及び人事 当該交流 申 当該派 出 が 派 あ 遣

る者について交流採用をすることができる。に記載のある民間企業に雇用されていた者又は現に雇用されてい第十九条 任命権者は、第六条第二項の規定により提示された名簿

政 2 任命権者は、前項の規定による交流採用をしようとするときは、

当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであるこにより、当該計画を記載した書類を人事公正委員会に提出して、実施に関する計画を作成し、人事公正委員会規則で定めるところをで定めるところにより、名簿記載企業の同意を得て交流採用の

2 任命権者は、前項の認定を受けた計画に基づいて、名簿記載企 (

とについて、

その認定を受けなければならない。

| 業に雇用されていた者又は現に雇用されている者について交流採|

用をすることができる。

3 取決めを締結しておかなければならない。 期中における雇用及び任期が満了した場合における雇用に関する を、 業 第一号に係る交流採用にあっては当該交流採用に係る任期が満了 \mathcal{O} した場合における当該交流元企業による再雇用に関する取 認定を受けた計 任命権者は、 (以下「交流元企業」という。) との間において、 同項第二号に係る交流採用にあっては当該交流採用に係る任 前項の規定により交流採用をするときは、 画に従って 当該計画に記載された名簿記載企 第二条第四項 第一 決め 項 3

のであって、人事公正委員会規則で定めるものを除く。)を行うここの項において同じ。)の支払その他の給付(賃金の支払以外のもおいては、任期中における雇用に基づき賃金(労働基準法(昭和お)条第四項第二号に係る交流採用についての前項の取決めに

受けなければならない。

「び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定をので流基準に適合するものであることについて、人事院の規定及あらかじめ、人事院規則の定めるところにより、その実施に関す

(新設)

任命権者は、第一項の規定により交流採用をするときは、同項任命権者は、第一項の規定により交流採用をするときは、同項部では当該交流採用に係る任期が満了した場合における当該にあっては当該交流採用に係る任期が満了した場合における当該民間企業との間において、第二条第四項第一号に係る交流採用が満了した場合における当該が満了した場合における国際により交流採用をするときは、同項の規定により交流採用をするときは、同項

のであって、人事院規則で定めるものを除く。)を行うことをそのこの項において同じ。)の支払その他の給付(賃金の支払以外のもおいては、任期中における雇用に基づき賃金(労働基準法(昭和お二条第四項第二号に係る交流採用についての前項の取決めに

7 第二十三条 6 5 める。 掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。 囲内において、 合には、 とをその内容として定めてはならない。 の認定を得て 採用職員」という。) (人事交流の制度の運用状況の報告) 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定 業において占めていた地位 当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企 七条第 業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第 任命権者は、 (略) 前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企 第二項の規定により交流採用をされた職員(以下「交流 項の規定による書類の提出の時に占めていた官職 人事公正委員会は これを更新することができる。 その所掌事務の遂行上特に必要があると認める場 交流採用をした日から引き続き五年を超えない 及び交流元企業の同意並びに人事公正委員会 (第二条第四項第二号に係る交流採 毎年、 内閣総理大臣に対し、 次に 第二十三条 6 5 (新設) める。 内容として定めてはならない。 引き続き五年を超えない範囲内において、 できる。 と認める場合には、 (人事交流の制度の運用状況の報告) 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定 (略) ただし、 (新設) 任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要がある 人事院の承認を得て、 これを更新することが 交流採用をした日から

を含む。)

三 前二号に掲げるもののほか、第七条第一項及び第十九条第一

項の規定に基づく認定の状況

用状況を報告しなければならない。 2 任命権者は、毎年、内閣総理大臣に対し、人事交流の制度の運

(削る)

| 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企しなければならない。

七条第二項の規定による書類の提出の時に占めていた官職業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第

が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位 一 三年を経過する日までに限る。)に占めていた官職及び当該職員 一 で流派遣後職務に復帰した職員が前年(三年前の年に交流派遣 一 三年前の年の一月一日から前年の十二月三十一日までの間に

	項第五号の指定又はその取消しに関し意見を申し出ることができ
	め必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第二条第二
	2 人事公正委員会は、人事交流の制度の適正な運用を確保するた
	ものとする。
	に際しては、あらかじめ、人事公正委員会にその内容を通知する
	は改廃の立案又は第二条第二項第五号の指定若しくはその取消し
(新設)	第二十五条 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令の制定若しく
	(法令の制定改廃に関する通知等)
	項については、人事公正委員会規則)で定める。
	必要な事項は、政令(人事公正委員会の所掌する事務に関する事
(新設)	第二十四条。この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し
	(政令等への委任)
	閣を経て国会に報告しなければならない。
	況の透明化を図るために必要な事項に第一項の報告書を添え、内
	遣先企業において占めていた地位その他人事交流の制度の運用状
	限る。) に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派
	した場合にあっては、その復帰の日から二年を経過した日までに
	職務に復帰した職員が前年(三年前の年に交流派遣後職務に復帰
(新設)	3 内閣総理大臣は、毎年、三年前の年の一月一日後に交流派遣後
明化を図るために必要な事項	
四 前三号に掲げるもののほか、人事交流の制度の運用状況の透	

(防衛省の職員への準用等)

第二十四条 (略)

 \bigcirc 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)(抄)(第十六条関係)

応じ、適当と認める改定を勧告することができる。	
い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に	調査研究を行い、その結果を公表するものとする。
第十一条 人事院は、この法律に定める事項に関して調査研究を行	第十一条 内閣総理大臣は、この法律に定める事項について、随時、
(人事院の勧告等)	(調査研究等)
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

改正案	現行
(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)	(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
4 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹	4 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹
部職員等について、適切な人事管理を徹底するため、次に掲げる	部職員等について、適切な人事管理を徹底するため、次に掲げる
事務のうち、第二号及び第八号に掲げる事務並びに第九号及び第	事務を内閣官房において一元的に行うこととするための措置を講
十号に掲げる事務(幹部職員に係るものに限る。)については内閣	ずるものとする。
官房において一元的に行い、その他の事務については内閣府にお	
いて一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする。	
一~十一 (略)	一~十一 (略)
(公務員庁の設置)	
第十一条の二 政府は、次に定めるところにより内閣府に事務を追	(新設)
加するとともに、当該事務を行わせるために内閣府に公務員庁を	
置くものとし、このために必要な法制上の措置を講ずるものとす	
්	
一 内閣総理大臣は、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理に	
ついて、国民に説明する責任を負うとともに、第五条第四項の	
規定に基づき同項に規定する事務(同項第二号及び第八号に掲	
げる事務並びに同項第九号及び第十号に掲げる事務(幹部職員	

 \bigcirc

国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)(抄)(第十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

するものとすること。	は、
------------	----

第一 総則

目的

この法律は、国家公務員の勤務条件について、透明性を確保しつつ、国民の理解の下に、社会経済情

勢の変化及び政策課題の変化に柔軟かつ的確に対応して定めることができるよう、政府と労働組合との

間の団体交渉及び団体協約等に関する制度を確立することにより、 職員が国民の立場に立ち責任を自覚

機関への確保を図り、 もって公務の能率的な運営に資することを目的とするものとすること。

定義

し誇りを持って職務を遂行することを促進するとともに、

職員の能力の向上及び優秀な人材の国

の行政

(第一条関係)

職員 国家公務員法第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとすること。

イ 国家公務員法第九十八条第二項に規定する職員

口 国家行政組織法第六条に規定する長官、 同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二

十一条第一項に規定する局長の職にある職員その他の重要な行政上の決定を行う職員として中央

労働委員会(以下「委員会」という。)が認定して告示するもの

行政執行法人の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する職員

 $(\underline{})$ 労働! 組合 職員が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織す

る団体 (一の口に掲げる者が加入するもの又は第二の一の 1のただし書の管理職員等と当該管理職

員等以外の職員とが組織するものを除く。)又はその連合体をいう。

三 関係者の責務

1 労働組合及び当局(第三の二の当局をいう。第二の一の1、五及び第三の一の1において同じ。)

は、 公務の能率的な運営を確保するため、団体交渉の円滑かつ効率的な実施に努めなければならない

ものとすること。

(第三条第一項関係)

2 この法律に基づく手続に関与する関係者は、 国の事務及び事業の確実、 効率的かつ適正な実施に支

(第三条第二項関係)

第二 労働組合

一 労働組合の結成等

1 職員は、 労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことがで

きるものとすること。 ただし、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、 職員の任免に

関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、 職員の任免、 分限、 懲戒若しくは服務、 職 員の給与

その他 の勤務条件又は労働組合との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事 項に接し、

認 そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触すると められる監督的 地位にある職員その他労働組合との関係において当局の立場に立って遂行すべき職

務を担当する職員 (一において「管理職員等」という。) と管理職員等以外の職員とは、 同 の労働

組合を組織することができないものとすること。

(第四条第一項関係)

2 委員会は、 管理職員等の範囲を認定して告示するものとすること。

(第四条第二項関係)

3 各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。

以下同じ。)は、 職を新設 Ĺ 変更し、 又は廃止したときは、 速やかにその旨を委員会に通知しなけ

ればならないものとすること。

(第四条第三項関係)

二 労働組合の認証

1 労働組合は、 中央労働委員会規則で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び中央労働委

員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて委員会に認証を申請することができるものと

すること。

(第五条第一項関係

2 労働組合の規約は、 次に掲げる要件を満たすものでなければならないものとすること。

(第五条第二項関係)

 $\left(\longrightarrow \right)$ 名称、 目的及び業務、 主たる事務所の所在地、 組合員の範囲及びその資格の得喪に関する規定、

重要な財産の得喪その他資産に関する規定、 理事その他の役員に関する規定、 業務執行、 会議及び

投票に関する規定、 経費及び会計に関する規定、 他の労働組合との連合に関する規定、 規約の変更

に関する規定並びに解散に関する規定が記載されていること。

会計報告は、 組合員によって委嘱された公認会計士 (外国公認会計士を含む。) 又は監査法人の

監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。

3 選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続によ 為が、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数 労働組合が認証されるためには、 規約の作成又は変更、 役員の選挙その他これらに準ずる重要な行 (役員の

り決定されること及び職員が全ての組合員の過半数を占めることを必要とするものとすること。

(第五条第三項及び第四項関係)

他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならないものとすること。 で定めるところにより、当該労働組合を認証し、 委員会は、 認証を申請した労働組合が2及び3に適合するものであるときは、 当該労働組合の名称及び主たる事務所の所在地その 中央労働委員会規則

4

4により認証された労働組合(以下「認証された労働組合」という。) が労働組合でなくなったと 認証された労働組合について2及び3に適合しない事実があったとき又は認証された労働組合が

(第五条第五項及び第六項関係)

7による届出をしなかったときは、委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、

5

当該認証

された労働組合の認証を取り消すことができるものとし、 認証の取消しに係る聴聞の期日における審

理は、 当該認証された労働組合から請求があったときは、 公開により行わなければならないものとす

ること。

(第五条第七項及び第八項関係)

6 5による認証の取消しは、当該処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の

取消しの訴えの提起があったときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じないものとす

ること。

7

(第五条第九項関係)

認証された労働組合は、その規約又は1の申請書の記載事項に変更があったときは、 中央労働委員

会規則で定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならないものとすること。

(第五条第十項関係)

8 認証された労働組合の認証の取消しの申請及び解散の届出による認証の取消しについて定めるもの

とすること。

(第五条第十一項及び第十二項関係)

9 委員会は、7の変更の届出(4により告示された事項に係るものに限る。)があったとき又は5若

しくは8により認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならないものとすること。

委員会は、 認証された労働組合に対し、 当該認証された労働組合に係る二の事務に関し必要な限度

報告又は資料の提出を求めることができるものとすること。

(第五条第十四項関係)

三 合議体による事務の処理

に

おいて、

委員会は、 委員会の公益を代表する委員(以下「公益委員」という。)のうちから会長があらかじめ

体に、第一の二の□の口、第二の一の2並びに二の4、5及び8から□までによる事務の処理を行わせ、 指名した六人の公益委員及び会長(以下「国家公務員担当公益委員」という。)をもって構成する合議

当該合議体のした処分をもって委員会の処分とすることができるものとすること。ただし、 事件がで 重要

められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、 公益委員 の全

員をもって構成する合議体に、 当該事務の処理を行わせるものとすること。その他合議体による事務の

処理に関し、所要の規定を定めるものとすること。

(第六条関係)

四 労働組合のための職員の行為の制限

1 職員は、 労働組合の業務に専ら従事することができないものとすること。ただし、政令で定めると

ころにより、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合(二の4の認証をされていない連合体

である労働組合であって、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。)の役員として専ら

従事する場合は、この限りでないものとすること。

(第七条第一項関係)

2 職員は、1のただし書の場合のほか、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けて、認

証された労働組合の役員又は認証された労働組合の規約に基づき設置される議決機関(代議員制をと

る場合に限る。)、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該認証された労働組

合の業務に従事することができるものとすること。

(第八条第一項関係)

五 不当労働行為

当局は、次に掲げる行為をしてはならないものとすること。

(第九条関係)

職員が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと

若しくは労働組合の正当な行為をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して

不利益な取扱いをすること又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを職員の

任免の条件とすること。

八

- $(\underline{})$ 認証された労働組合と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと。
- $(\overline{\underline{}})$ 行われる勤務時間中の団体交渉に参加する職員に対し給与を支給すること及び労働組合に対し最小 働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、第三の三の4により 職員が労働組合を結成し、 若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること又は労

限の広さの事務所を供与することを除くものとすること。

(四) 理由として、 働組合との間に発生した紛争の調整をする場合に職員が証拠を提示し、 査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、 職員が委員会に対し当局が五に違反した旨の申立てをしたこと又は委員会が当該申立てに係る調 その職員を免職し、 その他これに対して不利益な取扱いをすること。 若しくは第四の二の 若しくは発言をしたことを 1の当局と認証された労

第三 団体交渉

一団体交渉の範囲

1 当局は、 認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあった場合に

おいては、その申入れに応ずべき地位に立つものとすること。

(第十条第一項関係)

- $\left(\longrightarrow \right)$ 職員の俸給その他の給与、 勤務時間、 休憩、 休日及び休暇に関する事項
- $(\underline{})$ 職員の昇任、 降任、 転任、 休職、 免職及び懲戒の基準に関する事項
- $(\underline{\underline{-}})$ 職員の保健、 安全保持及び災害補償に関する事項
- (四) 一から回までに掲げるもののほか、 職員の勤務条件に関する事項
- 団体交渉の手続その他の労働組合と当局との間の労使関係に関する事項(以下「労使関係事項」

という。)

(<u>F</u>f.)

2 国の事務の管理及び運営に関する事項は、 団体交渉の対象とすることができないものとすること。

(第十条第二項関係)

団体交渉を行う当局

勤務条件に関する事項のうち、 法令の制定又は改廃を要するものについて労働組合と団体交渉をする

ことができる当局は、当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣とする等、労働組合と団体交渉をする

ことができる当局を定めるものとすること。

(第十一条関係)

三 団体交渉の手続等

1 団体交渉は、 労働組合と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、 労働組合がその役員の中か

ら指名する者と当局の指名する者との間において行わなければならないものとし、 労働組合と当局と

の間において、 議題、 時間、 場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとすること。

(第十二条第一項関係)

2 1の場合において、特別の事情があるときは、労働組合は、役員以外の者を指名することができる

ものとすること。

(第十二条第二項関係)

3 団体交渉は、 1及び2に適合しないこととなったとき又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは

玉 の事務の正常な運営を阻害することとなったときは、これを打ち切ることができるものとすること。

(第十二条第三項関係)

三の適法な団体交渉は、 勤務時間中においても行うことができるものとすること。

4

(第十二条第四項関係)

1又は2により労働組合が指名した職員は、勤務時間中に適法な団体交渉に参加することについて、

5

政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けなければならないものとし、この場合において、

所轄庁の長は、 公務の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとすること。

(第十二条第五項関係)

6 当局は、 労働組合と団体交渉を行ったときは、その議事の概要を、インターネットの利用その他の

適切な方法により、速やかに公表しなければならないものとすること。 (第十二条第六項関係)

職員は、労働組合に属していないという理由で、一の1の□から四までに掲げる事項に関し、不満

を表明し、 又は意見を申し出る自由を否定されてはならないものとすること。 7

(第十二条第七項関係)

第四 団体協約

団体協約の範囲

認証された労働組合と当局は、第三の一の1の一から田までに掲げる事項に関し団体協約を締結する

ことができるものとすること。ただし、この法律、国家公務員法、検察庁法及び外務公務員法の改廃を

要する事項に関しては、団体協約を締結することができないものとすること。

団体協約を締結する当局

1 勤務条件に関する事項のうち、法令の制定又は改廃を要するものについて認証された労働組合と団

体協約を締結することができる当局を当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣とする等、 認証され

た労働組合と団体協約を締結することができる当局を定めるものとすること。

(第十四条第一項関係)

2 1の当局は、 勤務条件に関する事項のうち、法律の制定若しくは改廃を要するもの若しくは政令の

制定若しくは改廃を要するもの又はこの法律に基づく政令の改廃を要する労使関係事項について団体

協約を締結しようとするときは、 あらかじめ、 内閣の承認を得なければならないものとすること。

(第十四条第二項関係)

三 団体協約の効力の発生等

1 認証された労働組合と二の1の当局との間の団体協約は、書面をもって作成し、両当事者が署名し、

又は記名押印することによってその効力を生ずるものとすること。

(第十五条第一項関係)

2 二の1の当局は、認証された労働組合との間で団体協約を締結したときは、当該団体協約の内容を、

インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならないものとすること。

四 団体協約の期間

1 団体協約には、三年を超える有効期間の定めをすることができず、三年を超える有効期間の定めを

した団体協約は、三年の有効期間の定めをした団体協約とみなすものとすること。

(第十六条第一項及び第二項関係)

2 有効期間の定めがない団体協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によって相手

方に予告して、解約することができるものとし、 予告は、 解約しようとする日の少なくとも九十日前

にしなければならないものとすること。

(第十六条第三項及び第四項関係)

五 団体協約の効力

1 内閣は、 勤務条件に関する事項のうち、 法律の制定又は改廃を要するものに係る事務を所掌する主

任の大臣が当該事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反

映させるために必要な法律案を国会に提出しなければならないものとすること。

(第十七条第一項関係)

兀

(第十五条第二項関係)

2 適切に反映させるために必要な政令の制定又は改廃をしなければならないものとすること。 の改廃を要する労使関係事項について団体協約を締結したときは、 る主任の大臣が当該事項について団体協約を締結したとき又は内閣総理大臣がこの法律に基づく政令 内閣は、 勤務条件に関する事項のうち、 政令の制定若しくは改廃を要するものに係る事務を所掌す 速やかに、 当該団体協約の内容を

(第十七条第二項関係)

六 団体協約の失効

1 団体協約は、 次に掲げる場合は、 その効力を失うものとすること。 (第十八条第一項関係)

あっては、後会の会期中)に法律とならなかった場合(同項の規定により閉会中審査に付された場 た国会の会期中 五. の1により提出された法律案 (当該法律案が国会法第四十七条第二項の規定により閉会中審査に付された場合に (六において単に 「法律案」という。)が、当該法律案を提出し

合を除く。)

2 <u>(____)</u> 団体協約は、 団体協約を締結した認証された労働組合の認証が、第二の二の5又は8により取り消された場合 法律案が修正されて法律となった場合は、 当該法律と抵触する範囲において、 その効

(第十八条第二項関係)

第五 不当労働行為事件

一審査の手続

1 不当労働行為事件に係る申立て及び審査の開始

当局が、11から31までに違反したときは、 認証された労働組合又は(1)から(3)までの者は、委員会

に対し、その旨を申し立てることができるものとすること。

(第十九条第一項関係)

(1) 第二の五の一 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、 若しくはこれを結成しよ

(労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退し

ようとしていないことを理由として、職員として採用されなかった者を含む。)

うとした職員

(2) 第二の五の口 認証された労働組合の組合員である職員

(3)第二の五の三又は四 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結

成しようとした職員

当該

申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならないものとすること。この場合にお 十分な機会が与えられなければならないものとすること。 審問の手続においては、当該当局及び申立人に対し、 証拠を提出し、証人に反対尋問をする (第十九条第二項関係)

三 委員会は、○の申立てが、行為の日(継続する行為にあっては、その終了した日)から一年を経

過した事件に係るものであるときは、これを受けることができないものとすること。

(第十九条第三項関係)

2 合議体による審査

において「不当労働行為事件」という。)の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもって委員会 委員会は、 国家公務員担当公益委員をもって構成する合議体に、 1の一の申立てに係る事件

の処分とすることができるものとすること。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議

体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、公益委員の全員をもって構成する合議体に、

当該事件の審査を行わせるものとすること。

一にかかわらず、 国家公務員担当使用者委員(労働組合法第十九条の三第二項の規定により、

最高裁判所又は行政執行法人 (独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行

省各庁の長、

法人をいう。)の推薦に基づき任命された七人の使用者委員をいう。 以下同じ。) 及び国家公務員

担当労働者委員 (労働組合法第十九条の三第二項の規定により、 認証された労働組合等又は行政執

行法人の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合

法第二条に規定する労働組合の推薦に基づき任命された七人の労働者委員をいう。以下同じ。)は、

それぞれ1の口の調査 (公益委員の求めがあった場合に限る。) 及び審問を行う手続並びに6によ

り和 解を勧める手続に参与し、 又は4の口の行為等をすることができるものとすること。

(第二十条関係)

3 地方調整委員

委員会は、 地方調整委員であって公益を代表するものに、委員会が行う審査の手続のうち、

により調査及び審問を行う手続並びに6により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることがで

きるものとすること。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方

調整委員は、 これらの手続 (調査を行う手続にあっては、 公益を代表する地方調整委員の求めがあっ

(第二十一条関係)

4 救済命令等

委員会は、 事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、 申立

人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令(以下「救済命令等」

という。)を発しなければならないものとすること。

(第二十二条第一項関係)

 $(\underline{})$ 調査又は審問を行う手続に参与する国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員は、

委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができるものとすること。

(第二十二条第二項関係)

救済命令等の確定

5

国が救済命令等について二の1の期間内に二の1の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等

は、 確定するものとすること。

(第二十三条関係)

6 和解

委員会は、審査の途中において、いつでも、 当事者に和解を勧めることができるものとすること。

-

(第二十四条第一項関係)

7 労働組合法の準用

この法律の不当労働行為事件の審査について労働組合法の必要な規定を準用するものとすること。

(第二十五条関係)

8 民事訴訟法の準用

委員会が証人又は当事者に陳述させる手続について民事訴訟法の必要な規定を準用するものとする

こと。

(第二十六条関係)

9 審査請求の制限

当局及び職員に係る処分又はその不作為であって第二の五の□から四までに該当するものについて

は、審査請求をすることができないものとすること。

(第二十七条関係)

一訴訟

1 取消しの訴え

委員会が救済命令等を発したときは、 国は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、 救済命令等

の取消しの訴えを提起することができるものとし、 この期間は、 不変期間とするものとすること。

(第二十八条関係)

2 緊急命令

1により国が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した委員会の

申立てにより、決定をもって、国に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部若しくは一部に従う

べき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更する

ことができるものとすること。

(第二十九条関係)

3 証拠の申出の制限

委員会が物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかった者は、 裁判所に対し、 当該物件

に係る証拠の申出をすることができないものとすること。

(第三十条関係)

第六 あっせん、調停及び仲裁

一通則

1 関係当事者の範囲

第六の手続における関係当事者は、第四の二の1の当局及び認証された労働組合とするものとする

(第三十一条関係)

2 国家公務員担当委員による事務の処理

委員会の職権によるあっせん、調停及び仲裁の開始の決議、あっせん員の委嘱等に関する事務の処

理については、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員

のみが参与するものとすること。

(第三十二条関係)

一 あっせん

1 委員会は、 関係当事者の間に発生した紛争であって第四の一に基づき団体協約を締結することがで

きる事項に係るもの(三の1及び四の1において「団体協約の締結に係る紛争」という。)について、

関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あっせんを行うことができるものと

すること。

(第三十三条第一項関係)

2 1のあっせんは、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員、国家公務員担当労働者委

員等のうちから委員会の会長が指名するあっせん員等によって行うものとすること。また、 地方にお

いて処理すべき事件として政令で定めるものについては、原則として、地方調整委員のうちから委員

会の会長が指名するあっせん員により行うものとするほか、委員会によるあっせんに関し、 所要の規

定を定めるものとすること。

(第三十三条第二項から第五項まで関係)

三調停

1 調停の開始

委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に調停を行うものとすること。

(第三十四条関係)

- 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。
- $(\underline{})$ 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に調停の申請をしたとき。
- $(\underline{\underline{-}})$ 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
- (四) 委員会が職権に基づき、調停を行う必要があると決議したとき。
- (五) 各省大臣若しくは会計検査院長(自ら又はその部内の国家公務員が関係当事者の一方である場合

に限る。 四の1の国において同じ。) 又は内閣総理大臣が、公益上特に必要があると認める場合に

おいて、 委員会に調停の請求をしたとき。

2 委員会による調停

委員会による調停は、 当該事件について設ける調停委員会によって行うものとし、 調停委員会は、

国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のうちから委員

会の会長が指名する各三人以内で組織するものとすること。また、地方において処理すべき事件とし

て政令で定めるものについては、原則として、地方調整委員のうちから委員会の会長が指名する調停

委員により行うものとするほか、委員会による調停に関し、 所要の規定を定めるものとすること。

(第三十五条から第三十八条まで関係)

兀

仲裁

1 仲裁の開始

委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に仲裁を行うものとすること。

(第三十九条関係)

関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

- 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に仲裁の申請をしたとき。
- $(\overline{\underline{}})$ 委員会があっせん又は調停を開始した後二月を経過して、 なお紛争が解決しない場合において、

関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

- (四) 委員会が、あっせん又は調停を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。
- (<u>F</u>f.) 各省大臣若しくは会計検査院長又は内閣総理大臣が、公益上特に必要があると認める場合におい

て、委員会に仲裁の請求をしたとき。

仲裁委員会

委員会による仲裁は、 当該事件について設ける仲裁委員会によって行うものとし、 仲裁委員会は、

国家公務員担当公益委員の全員をもって充てる仲裁委員又は国家公務員担当公益委員のうちから委員

会の会長が指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織するものとすること。

(第四十条第一項及び第二項関係)

3 仲裁裁定の効力

仲裁裁定があったときは、 当該仲裁裁定の定めるところにより、 関係当事者間において有効期間の

させるために必要な政令の制定又は改廃をするようできる限り努めなければならないものとすること。 ときは、内閣は、当該仲裁裁定の内容を適切に反映させるために必要な法律案を国会に提出するよう 定めのない団体協約が締結されたものとみなして、第四の四の2、五及び六を適用するものとするこ は改廃を要するもの等について仲裁裁定があったときは、 できる限り努めなければならないものとすること。また、 国家公務員法、検察庁法及び外務公務員法の改廃を要する事項を除く。)について仲裁裁定があった と。この場合において、勤務条件に関する事項のうち、法律の制定又は改廃を要するもの(この法律、 勤務条件に関する事項のうち政令の制定又 内閣は、 当該仲裁裁定の内容を適切に反映 (第四十一条関係)

第七 雑則

委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分であって、当局、 職員又は労

働組合に対してしたもの等に係る国を被告とする抗告訴訟について国を代表するものとするほか、抗告

訴訟の取扱いに関し、所要の規定を定めるものとすること。

(第四十二条関係)

委員会の処分に関する行政手続法の適用除外及び審査請求の制限について定めるものとすること。

(第四十三条及び第四十四条関係)

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定めるものとすること。

(第四十五条関係)

第八 附則

一 施行期日

この法律は、 一部を除き、国家公務員法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の施行

の日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

この法律の施行に関し必要な準備行為を定めるものとすること。

(附則第二条関係)

 \equiv 労働組合の認証等について、必要な経過措置を定めるものとすること。

(附則第三条から第九条まで関係)

三のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとすること。

兀

(附則第十条関係)

五. この法律の施行に伴う関係法律の整備については、 別に法律で定めるものとすること。

(附則第十一条関係)

六 政府は、 団体交渉の実施状況、 あっせん、 調停及び仲裁に関する制度の運用状況その他この法律の施

ついて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。 (附則第十二条関係)

行の状況並びに自律的労使関係制度の運用に関する国民の理解の状況を勘案し、

国家公務員の争議権に

-]

国家公務員の労働関係に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 労働組合 (第四条—第九条)

第三章 団体交渉 (第十条—第十二条)

第四章 団体協約 (第十三条—第十八条)

第五章 不当労働行為事件

第一節 審査の手続 (第十九条—第二十七条)

第二節 訴訟 (第二十八条—第三十条)

第六章 あっせん、調停及び仲裁

第一節 通則 (第三十一条・第三十二条)

第二節 あっせん (第三十三条)

第三節 調停 (第三十四条—第三十八条)

第四節 仲裁 (第三十九条—第四十一条)

第七章 雜則(第四十二条—第四十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 国家公務員の勤務条件について、透明性を確保しつつ、国民の理解の下に、社会経済

情勢の変化及び政策課題の変化に柔軟かつ的確に対応して定めることができるよう、 政府と労働組合との

間の団体交渉及び団体協約等に関する制度を確立することにより、職員が国民の立場に立ち責任を自覚し

誇りを持って職務を遂行することを促進するとともに、 職員の能力の向上及び優秀な人材の国の行政機関

の確保を図り、 もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

職員 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第二条第四項に規定する職員をいう。 ただし、

次に掲げるものを除く。

イ 国家公務員法第九十八条第二項に規定する職員

口 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第六条に規定する長官、 同法第十八条第一 項に規

定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する局長の職にある職員その他の重要な行政上の決

定を行う職員として中央労働委員会(以下「委員会」という。) が認定して告示するもの

行政執行法人の労働関係に関する法律 (昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定す

る職員

労働組合 職員が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団

体 (前号ロに掲げる者が加入するもの又は第四条第一項ただし書に規定する管理職員等と当該管理 一職員

等以外の職員とが組織するものを除く。)又はその連合体をいう。

(関係者の責務)

労働組合及び当局(第十一条各号に定める者をいう。次条第一項、 第九条及び第十条第一項におい

て同じ。)は、 公務の能率的な運営を確保するため、 団体交渉の円滑かつ効率的な実施に努めなければな

らない。

2 この法律に基づく手続に関与する関係者は、 国の事務及び事業の確実、 効率的かつ適正な実施に支障を

及ぼすことがないよう留意しなければならない。

第二章 労働組合

(労働組合の結成等)

きる。

ただし、

重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、

職員の任免に関して直接の権限を

第四条 職員は、 労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことがで

持つ監督的 地位にある職員、 職員の任免、 分限、 懲戒若しくは服務、 職員の給与その他の勤務条件又は労

働組合との関係についての当局 の計画及び方針に関する機密の事項に接し、 そのためにその職務上の 義務

と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員

その他労働組合との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員(以下この条におい

7 「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の労働組合を組織することができない。

2 委員会は、管理職員等の範囲を認定して告示するものとする。

各省各庁の長 (内閣総理大臣、 各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。 以

3

下同じ。 は、 職を新設し、 変更し、 又は廃止したときは、 速やかにその旨を委員会に通知しなけれ ばな

らない。

(労働組合の認証)

第五条 労働組合は、 中央労働委員会規則で定めるところにより、 理事その他の役員の氏名及び中央労働委

員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて委員会に認証を申請することができる。

2 労働組合 の規約は、 次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 名称

ロ目的及び業務

ハ主たる事務所の所在地

ニ 組合員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する規定

- 7 理事その他の役員に関する規定
- 1 次項に規定する事項を含む業務執行、 会議及び投票に関する規定
- チ 経費及び会計に関する規定
- リ 他の労働組合との連合に関する規定
- ヌ 規約の変更に関する規定
- ル 解散に関する規定
- 会計報告は、 組合員によって委嘱された公認会計士 (外国公認会計士を含む。) 又は監査法人の監査

証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。

3 労働組合が認証されるためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、

全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数

(役員の選挙につい

- ては、 投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、かつ、 現実にその手続によりこれらの重要
- あっては、 な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合に 全ての組合員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接か

旨 直 つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する 接 の手続を定め、 カン ・つ秘密 の投票による全員の過半数 かつ、 現実にその手続により決定されることをもって足りるものとする。 (役員の選挙については、 投票者の過半数) によって決定される

4 0) 職され、 もの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、 前項に定めるもののほか、 これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを含む。 若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、 労働組合が認証されるためには、 当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内 職員 (職員であった者でその意に反して免 第五章において同じ。) 若しくは訴えを提起 が全ての

5 で定めるところにより、 認証、 を申請した労働組合が前三項の規定に適合するものであるときは、 当該労働組合を認証しなければならない。 中央労働委員会規則

組合員の過半数を占めることを必要とする。

6 央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならない。 委員会は、 前項の規定により認証したときは、 当該労働組合の名称及び主たる事務所の所在地その他中

7 第五項の規定により認証された労働組合 (以 下 「認証された労働組合」という。)が労働組合でなくな

ったとき、 認証された労働組合について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があったとき又は

認証され た労働組合が第十項の規定による届出をしなかったときは、 委員会は、 中央労働委員会規則で定

めるところにより、 当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。

8 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、 当該認証された労働組合から請求が

あったときは、公開により行わなければならない。

9 第七項の規定による認証 の取消しは、 当該処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該

処分の取消 しの訴えの提起があったときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、 その効力を生じない。

認証された労働組合は、 その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があったときは、 中央

労働委員会規則で定めるところにより、 委員会にその旨を届け出なければならない。

認証された労働組合は、 中央労働委員会規則で定めるところにより、 委員会に認証の取消しを申請する

ことができる。この場合において、委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならな

\ <u>`</u>

認 証された労働組合は、 解散したときは、 中央労働委員会規則で定めるところにより、 委員会にその旨

を届け出なければならない。 この場合において、 委員会は、 当該認証された労働組合の認証を取り消さな

ければならない。

委員会は、第十項の規定による変更の届出 (第六項の規定により告示された事項に係るものに限る。)

があったとき又は第七項、第十一項若しくは前項の規定により認証を取り消したときは、その旨を告示し

なければならない。

委員会は、認証された労働組合に対し、 当該認証された労働組合に係るこの条の規定による事務に関し

必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

(合議体による事務の処理)

第六条 委員会は、 委員会の公益を代表する委員 (以下「公益委員」という。) のうちから会長があらかじ

め指名した六人の公益委員及び会長(以下「国家公務員担当公益委員」という。)をもって構成する合議

体に、 第二条第一号ロ、第四条第二項並びに前条第五項から第八項まで及び第十一項から第十四項までの

規定による事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもって委員会の処分とすることができる。 ただ

Ļ 事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は

公益委員の全員をもって構成する合議体に、 当該事務の処理を行わせる。

2 委員会は、 前項の規定による事務の処理について、 第二条第一号ロ及び第四条第二項の規定による認定

及び告示並びに前条の規定による処分及び告示を除き、一人又は数人の公益委員にその手続の一部を行わ

せることができる。

3 第一項の合議体に関する事項その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(労働組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、 労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、政令で定めるところにより、所

轄庁の長の許可を受けて、 ある労働組合であって、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。以下この条において同じ。) 認証された労働組合 (第五条第五項の規定による認証をされていない連合体で

の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、 所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える

場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、 職員としての在職

期間を通じて五年 (行政執行法人の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により組合の役員

として組合の業務に専ら従事したことがある職員については、 五年からその専ら従事した期間を控除

期間)を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が認証された労働組合の役員として当該認証された労

働組合の業務に専ら従事する者でなくなったときは、取り消されるものとする。

その許可が効力を有する間は、

休職者とし、

職務に従事せず、

何らの給与を受けてはならない。

5

第一

項ただし書の許可を受けた職員は、

第八条 職員は、 前条第一項ただし書の場合のほか、 政令で定めるところにより、 所轄庁の長の許可を受け

て、 認証された労働組合の役員又は認証された労働組合の規約に基づき設置される議決機関 (代議 員 制を

とる場合に限る。)、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該認証された労働組合

の業務に従事することができる。

2 前項の許可は、 所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合にお

いては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

- 3 前項の有効期間は、 一の職員について一年を通じて三十日を超えないものとする。
- 4 第一 項の許可を受けた職員は、 当該許可の有効期間中職務に従事しない。
- 5 職員が第一項の許可を受けた期間については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第

九十五号)第十五条の規定にかかわらず、 その期間の勤務しない一時間につき、 同法第十九条に規定する

勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(不当労働行為)

第九条 当局は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 職員が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若し
- くは労働組合の正当な行為をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利

取扱いをすること又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを職員の任免の条件と

すること。

- 認証された労働組合と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと。
- \equiv 職員が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること又は労働組

合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、第十二条第四項の規定により

行わ れ る勤治 務時間中の団体交渉に参加する職員に対し給与を支給すること及び労働組合に対し最小限の

広さの事務所を供与することを除くものとする。

兀 職員が委員会に対し当局がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと又は委員会が当該申立てに

係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは第十四条第一項各号に定める者と

認証された労働組合との間に発生した紛争の調整をする場合に職員が証拠を提示し、 若しくは発言をし

たことを理由として、 その職員を免職し、 その他これに対して不利益な取扱いをすること。

第三章 団体交渉

(団体交渉の範囲)

第十条 当局は、 認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあった場合に

おいては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

- 職員の俸給その他の給与、 勤務時間、 休憩、 休日及び休暇に関する事項
- 職員の昇任、 降任、 転任、 休職、 免職及び懲戒の基準に関する事項

- 三 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項
- 五. 団体交渉の手続その他の労働組合と当局との間の労使関係に関する事項(以下「労使関係事項」とい

う。)

2 国の事務の管理及び運営に関する事項は、 団体交渉の対象とすることができない。

(団体交渉を行う当局)

第十一条 労働組合と団体交渉をすることができる当局は、 次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該

各号に定める者とする。

勤務条件に関する事項のうち、 法律の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する主

任の大臣

勤務条件に関する事項のうち、 政令の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する主

任の大臣

 \equiv 勤務条件に関する事項のうち、 内閣府令若しくは省令の制定若しくは改廃を要するもの又は法律若し

くはこれに基づく命令の規定に基づき当該法令を所管する大臣が定めるもの 当該事項に係る事務を所

掌する主任の大臣

匹 勤務条件に関する事項のうち、 法律又はこれに基づく命令の規定に基づき各省各庁の長又はその委任

を受けた部内の国家公務員が定めるもの 当該勤務条件を定めることができる各省各庁の長又はその委

任を受けた部内の国家公務員

五. 勤務条件に関する事項のうち、 前各号に掲げるもの以外のもの 当該事項について適法に管理し、 又

は決定することのできる者

六 この法律の改廃を要する労使関係事項 内閣総理大臣

七 この法律に基づく政令の改廃を要する労使関係事項 内閣総理大臣

八 前各号に定める者に共通する労使関係事項 (前二号に掲げるものを除く。)

内閣総理大臣

九 内閣総理大臣及び内閣府に置かれる外局の長並びにこれらの委任を受けた部内の国家公務員又は各省

大臣及び各省に置かれる外局の長並びにこれらの委任を受けた部内の国家公務員それぞれに共通する労

使関係事項 (前三号に掲げるものを除く。) 内閣総理大臣又は当該各省大臣

+ 内閣総理大臣及びその委任を受けた部内の国家公務員、 各省大臣及びその委任を受けた部内の国家公

務員、 会計検査院長及びその委任を受けた部内の国家公務員、宮内庁長官及びその委任を受けた部内の

国家公務員又は各外局の長及びその委任を受けた部内の国家公務員それぞれに共通する労使関係事項

(第六号から前号までに掲げるものを除く。) 当該各省各庁の長

+ 前各号に定める者のみに関する労使関係事項(第六号から前号までに掲げるものを除く。) 当 該

各号に定める者

(団体交渉の手続等)

第十二条 団体交渉は、 労働組合と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、 労働組合がその役員 の中

から指名する者と当局の指名する者との間において行わなければならない。 団体交渉に当たっては、 労働

組合と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。

2 前項の場合において、 特別の事情があるときは、労働組合は、役員以外の者を指名することができるも

のとする。ただし、その指名する者は、当該団体交渉の対象である特定の事項について団体交渉をする適

法な委任を当該労働組合の執行機関から受けたことを文書によって証明できる者でなければならない。

3 団体交渉は、 前二項の規定に適合しないこととなったとき又は他の職員の職務の遂行を妨げ、

玉 の事務の正常な運営を阻害することとなったときは、これを打ち切ることができる。

4 この条に規定する適法な団体交渉は、 勤務時間中においても行うことができるものとする。

5 第一項又は第二項の規定により労働組合が指名した職員は、 勤務時間中に適法な団体交渉に参加するこ

とについて、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けなければならない。この場合において、

所轄庁の長は、 公務の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。

6 当局は、 労働組合と団体交渉を行ったときは、その議事の概要を、 インターネットの利用その他の適切

な方法により、速やかに公表しなければならない。

7 職員は、 労働組合に属していないという理由で、 第十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に関

Ļ 不満を表明し、 又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

第四章 団体協約

(団体協約の範囲)

認証された労働組合と当局は、 第十条第一項各号に掲げる事項に関し団体協約を締結することが

できる。ただし、この法律、 国家公務員法、 検察庁法 (昭和二十二年法律第六十一号)及び外務公務員法

(昭和二十七年法律第四十一号) の改廃を要する事項に関しては、 団体協約を締結することができない。

(団体協約を締結する当局)

第十四条 認証された労働組合と前条の規定に基づき団体協約を締結することができる当局は、次の各号に

掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者とする。

第十一条第一号に掲げる事項(この法律、 国家公務員法、 検察庁法及び外務公務員法の改廃を要する

事項を除く。) 同号に定める者

一 第十一条第二号に掲げる事項 同号に定める者

三 第十一条第三号に掲げる事項 同号に定める者

四 第十一条第四号に掲げる事項 同号に定める者

五 第十一条第五号に掲げる事項 同号に定める者

六 第十一条第七号に掲げる事項 同号に定める者

七 第十一条第八号から第十一号までに掲げる事項 当該各号に定める者

2 前項第一号、 第二号又は第六号に定める者は、 それぞれ当該各号に掲げる事項について団体協約を締結

しようとするときは、 あらかじめ、 内閣 の承認を得なければならない。

(団体協約の効力の発生等)

第十五条 認証された労働組合と前条第一項各号に定める者との間の団体協約は、 書面をもって作成し、 両

当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。

前条第一項各号に定める者は、 認証された労働組合との間で団体協約を締結したときは、 当該団体協約

2

の内容を、 インターネットの利用その他の適切な方法により、 速やかに公表しなければならない。

、団体協約 (の期間)

団体協約には、三年を超える有効期間の定めをすることができない。

2 三年を超える有効期間の定めをした団体協約は、三年の有効期間の定めをした団体協約とみなす。

3 有効期間の定めがない団体協約は、 当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によって相手方に

予告して、解約することができる。一定の期間を定める団体協約であって、その期間の経過後も期限を定

めず効力を存続する旨の定めがあるものについて、 その期間の経過後も、 同様とする。

4 前項の予告は、 解約しようとする日の少なくとも九十日前にしなければならない。

(団体協約の効力)

第十七条 内閣は、 第十四条第一項第一号に定める者が同号に掲げる事項について団体協約を締結したとき

は、速やかに、 当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な法律案を国会に提出しなければなら

ない。

2 内閣は、 第十四条第一項第二号又は第六号に定める者がそれぞれ当該各号に掲げる事項について団体協

約を締結したときは、 速やかに、 当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な政令の制定又は改

廃をしなければならない。

3 第十四条第 項第三号に定める者は、同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、

当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な内閣府令若しくは省令の制定若しくは改廃又は勤務

条件の決定若しくは変更をしなければならない。

4 第十四条第一項第四号に定める者は、同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、

当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な勤務条件の決定又は変更をしなければならない。

5 第十四条第一項第五号又は第七号に定める者は、 それぞれ当該各号に掲げる事項について団体協約を締

結したときは、 速やかに、 当該団体協約の内容を実施するために必要な措置を講じなければならない。

(団体協約の失効)

第十八条 団体協約は、 次に掲げる場合は、その効力を失う。

前条第一項の規定により提出された法律案(以下この条において単に「法律案」という。)が、当該

法律案を提出した国会の会期中 (当該法律案が国会法 (昭和二十二年法律第七十九号) 第四十七条第二

項の規定により閉会中審査に付された場合にあっては、 後会の会期中)に法律とならなかった場合 (同

項の規定により閉会中審査に付された場合を除く。)

団体協約を締結した認証された労働組合の認証が、 第五条第七項、 第十一項又は第十二項の規定によ

り 、取り消された場合

2 団体協約は、 法律案が修正されて法律となった場合は、当該法律と抵触する範囲において、その効力を

第五章 不当労働行為事件

第一節 審査の手続

(不当労働行為事件に係る申立て及び審査の開始)

第十九条 当局が、 次の各号に掲げる規定に違反したときは、 認証された労働組合又は当該各号に定める者

は、委員会に対し、その旨を申し立てることができる。

第九条第一号

た職員 (労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしてい

労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとし

ないことを理由として、職員として採用されなかった者を含む。)

二 第九条第二号 認証された労働組合の組合員である職員

 \equiv 第九条第三号又は第四号 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成

しようとした職員

2 委員会は、前項の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立

てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続において

は、 当該当局及び申立人に対し、 証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければな

らない。

3 委員会は、 第一項の申立てが、 行為の日 (継続する行為にあっては、 その終了した日)から一年を経過

した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

(合議体による審査)

第二十条 委員会は、国家公務員担当公益委員をもって構成する合議体に、 前条第一項の申立てに係る事件

委員会の処分とすることができる。ただし、 (第二十五条において「不当労働行為事件」という。)の審査を行わせ、 事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をする 当該合議体のした処分をもって

ことが適当でないと認められる場合は、 公益委員の全員をもって構成する合議体に、 当該事件の審査を行

わせる。

2 委員会は、 前項の規定による審査について、第二十二条第一項並びに第二十五条において準用する労働

組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二十七条の四第一項、第二十七条の七第一項 (当事者若しく

は証 人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除く。)及び第二十七条の十第四項の規定によ

る処分並びに第二十九条の申立てを除き、一人又は数人の公益委員にその手続の一部を行わせることがで

3 前二項の規定にかかわらず、国家公務員担当使用者委員(労働組合法第十九条の三第二項の規定により、

各省各庁の長、 最高裁判所又は行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第

四項に規定する行政執行法人をいう。)の推薦に基づき任命された七人の使用者委員をいう。以下同じ。)

及び国家公務員担当労働者委員(労働組合法第十九条の三第二項の規定により、 認証された労働組合、 裁

判所職員臨時措置法 (昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する第五条第七項に規定する認証

された労働組合又は行政執行法人の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する職員が結成し、 若しく

は加入する労働組合法第二条に規定する労働組合の推薦に基づき任命された七人の労働者委員をいう。以

下同じ。)は、 それぞれ前条第二項の規定により調査 (公益委員の求めがあった場合に限る。)及び審問

を行う手続並びに第二十四条第一項の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十二条第二項及び

第二十五条において準用する労働組合法第二十七条の七第四項の規定による行為をすることができる。

4 第一項の合議体に関する事項その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方調整委員)

第二十一条 委員会は、 地方調整委員 (労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員をいう。 以

下同じ。)であって公益を代表するものに、委員会が行う審査の手続のうち、 第十九条第二項の規定によ

り調査及び審問を行う手続並びに第二十四条第一項の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わ

せることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委

員は、これらの手続 (調査を行う手続にあっては、公益を代表する地方調整委員の求めがあった場合に限

る。)に参与することができる。

(救済命令等)

第二十二条 委員会は、 事件が命令を発するのに熟したときは、 事実の認定をし、 この認定に基づいて、 申

立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、 又は申立てを棄却する命令(以下「救済命令等」と

いう。)を発しなければならない。

2 会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができる。 調査又は審問を行う手続に参与する国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員は、 委員

3 第一項の事実の認定及び救済命令等は、 書面によるものとし、その写しを当局及び申立人に交付しなけ

ればならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

(救済命令等の確定)

第二十三条 国が救済命令等について第二十八条の期間内に同条の取消しの訴えを提起しないときは、 救済

命令等は、確定する。

(和解)

第二十四条 委員会は、 審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

2 救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあった場合において、

委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持し、 又は確立するため適当と認めると

きは、審査の手続は終了する。

3 前項に規定する場合において、 和解(同項の規定により委員会が適当と認めたものに限る。 次項におい

て同じ。)に係る事件について既に発せられている救済命令等は、その効力を失う。

4 委員会は、和解に金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を内容

とする合意が含まれる場合は、 当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することが

5 前項の和解調書は、 強制執行に関しては、 民事執行法 (昭和五十四年法律第四号)第二十二条第五号に

掲げる債務名義とみなす。

6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後

段の執行文及び文書の謄本の送達も、 同様とする。

7 前項の規定による執行文の付与に関する異議についての裁判は、 東京地方裁判所においてする。

8 第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に関して必要な事項は、 政令で定め

る。

(労働組合法の準用)

第二十五条 労働組合法第二十七条の二から第二十七条の八まで、第二十七条の十第三項から第六項まで、

第二十七条の十一、第二十七条の十八、第二十七条の二十四、第二十八条の二及び第三十二条の二から第

三十二条の四までの規定は、不当労働行為事件の審査について準用する。この場合において、次の表の上

欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

使用者委員(国家公務員の労働関係に関す	使用者委員	第二十七条の七第四項
国家公務員の職務上の秘密	事業者の事業上の秘密	第二十七条の七第二項
二条第一項		三号
国家公務員の労働関係に関する法律第二十	第二十七条の十二第一項	第二十七条の六第二項第
う。)		
中央労働委員会(以下「労働委員会」とい	労働委員会	第二十七条の三第二項
れた労働組合の役員		
である同法第五条第七項に規定する認証さ		
規定する各省各庁の長若しくは当該当事者		
員の労働関係に関する法律第四条第三項に		一号
当該当事者である職員を所管する国家公務	法人である当事者の代表者	第二十七条の二第一項第

国家公務員の労働関係に関する法律第二十	第二十七条の八第一項(第二	第二十八条の二
	より準用する場合を含む。)	
	(第二十七条の十七の規定に	
項第一号	二十七条の七第一項第一号	
五条において準用する第二十七条の七第一	り出頭を求められた者又は第	
国家公務員の労働関係に関する法律第二十	第二十二条第一項の規定によ	第二十七条の二十四
異議申立人	審査申立人又は異議申立人	第二十七条の十第六項
	7	
異議の申立て	審査の申立て又は異議の申立	第二十七条の十第五項
当労働者委員をいう。)		
労働者委員(同項に規定する国家公務員担	労働者委員	
員担当使用者委員をいう。)		
る法律第二十条第三項に規定する国家公務		

五条において準用する第二十七条の八第二	十七条の十七の規定により準	
国家公務員の労働関係に関する法律第二十	第二十七条の八第二項(第二	第三十二条の三
	場合を含む。)	
五条において準用する第二十七条の八	の十七の規定により準用する	
国家公務員の労働関係に関する法律第二十	第二十七条の八(第二十七条	第三十二条の二第三号
項第二号	より準用する場合を含む。)	
五条において準用する第二十七条の七第一	(第二十七条の十七の規定に	
国家公務員の労働関係に関する法律第二十	第二十七条の七第一項第二号	第三十二条の二第二号
項第一号	より準用する場合を含む。)	
五条において準用する第二十七条の七第一	(第二十七条の十七の規定に	
国家公務員の労働関係に関する法律第二十	第二十七条の七第一項第一号	第三十二条の二第一号
項	用する場合を含む。)	
五条において準用する第二十七条の八第一	十七条の十七の規定により準	
	_	

る場合	条の十	第三十二条の四 第二十	用する
る場合を含む。)	条の十七の規定により準用す	第二十七条の十一(第二十七	用する場合を含む。)
	五条において準用する第二十七条の十一	国家公務員の労働関係に関する法律第二十	項

(民事訴訟法の準用)

第二十六条 民事訴訟法 (平成八年法律第百九号)第百九十六条、第百九十七条及び第二百一条第二項から

第四項までの規定は委員会が証人に陳述させる手続について、 百一条第二項の規定は委員会が当事者に陳述させる手続について準用する。 同法第二百十条において準用する同法第二

(審査請求の制限)

第二十七条 第十一条各号に定める者及び職員に係る処分又はその不作為であって第九条各号に該当するも

のについては、審査請求をすることができない。

第二節 訴訟

(取消しの訴え)

第二十八条 委員会が救済命令等を発したときは、 国は、 救済命令等の交付の日から三十日以内に、 救済命

令等の取消しの訴えを提起することができる。 この期間は、 不変期間とする。

(緊急命令)

第二十九条 前条の規定により国が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発

した委員会の申立てにより、決定をもって、国に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部若しくは一

部に従うべき旨を命じ、 又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更

することができる。

(証拠の申出の制限)

第三十条 委員会が第二十五条において準用する労働組合法第二十七条の七第二項に規定する物件提出命令

をしたにもかかわらず物件を提出しなかった者 (審査の手続において当事者でなかった者を除く。)は、

裁判所に対し、 当該物件提出命令に係る物件により認定すべき事実を証明するためには、当該物件に係る

証 拠の申出をすることができない。 ただし、物件を提出しなかったことについて正当な理由があると認め

られる場合は、この限りでない。

第六章 あっせん、調停及び仲裁

第一節 通則

(関係当事者の範囲)

第三十一条 この章に規定する手続における関係当事者は、第十四条第一項各号に定める者及び認証された

労働組合とする。

(国家公務員担当委員による事務の処理)

第三十二条 委員会が次条第一項、 第三十四条第三号及び第四号並びに第三十九条第四号の委員会の決議。

次条第二項及び第三十六条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、

これらの事務の処理には、 国家公務員担当公益委員、 国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働

者委員のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

鬼二節 あっせん

委員会は、 関係当事者の間に発生した紛争であって第十三条の規定に基づき団体協約を締結す

ることができる事項に係るもの (次条及び第三十九条において「団体協約の締結に係る紛争」という。)

- について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あっせんを行うことができる。
- 2 名するあっせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあっせん員によって行う。 公務員担当労働者委員若しくは第三十六条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指 前 頭のあっせんは、委員会の会長が国家公務員担当公益委員、 国家公務員担当使用者委員若しくは国家
- 3 する。 のについては、 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において委員会が処理すべき事件として政令で定めるも ただし、 委員会の会長は、 委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあっせん員を指名することが適当でないと認 前項の規定にかかわらず、 地方調整委員のうちから、 あっせん員を指名
- 4 及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。 あっせん員 (委員会の委員又は地方調整委員である者を除く。)は、政令で定めるところにより、 報酬

める場合は、この限りでない。

5 ついて準用する。 労働関係調整法 この場合において、同条中「労働委員会」とあるのは、 (昭和二十一年法律第二十五号)第十三条及び第十四条の規定は、第一項のあっせんに 「中央労働委員会」と読み替え

るものとする。

第三節 調停

(調停の開 始

第三十四条 委員会は、 団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に調停を行う。

- 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。
- 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に調停の申請をしたとき。

関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

兀 委員会が職権に基づき、調停を行う必要があると決議したとき。 \equiv

五. 各省大臣若しくは会計検査院長(自ら又はその部内の国家公務員が関係当事者の一方である場合に限

る。 第三十九条第五号において同じ。)又は内閣総理大臣が、 公益上特に必要があると認める場合にお

いて、委員会に調停の請求をしたとき。

(委員会による調停)

第三十五条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によって行う。

(調停委員会)

第三十六条 調停委員会は、 公益を代表する調停委員、 当局を代表する調停委員及び職員を代表する調停委

員各三人以内で組織する。 ただし、 当局を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、 同数でなけ

ればならない。

2 公益を代表する調停委員は国家公務員担当公益委員のうちから、当局を代表する調停委員は国家公務員

担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は国家公務員担当労働者委員のうちから、委員会の

会長が指名する。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において委員会が処理すべき事件として政令で定めるも

のについては、 委員会の会長は、 前項の規定にかかわらず、 地方調整委員のうちから、 調停委員を指名す

る。 ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める

場合は、この限りでない。

4 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ

委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱するこ

とができる。

5 前項の規定による調停委員は、 政令で定めるところにより、 報酬及びその職務を行うために要する費用

の弁償を受けることができる。

(報告及び指示)

第三十七条 委員会は、調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができ

る。

(労働関係調整法の準用)

第三十八条 労働関係調整法第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第一項から第三項まで及び第四十

三条の規定は、調停委員会及び調停について準用する。

第四節 仲裁

(仲裁の開始)

第三十九条 委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に仲裁を行う。

関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に仲裁の申請をしたとき。

- 三八
- 委員会があっせん又は調停を開始した後二月を経過して、 なお紛争が解決しない場合において、 関係
- 当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 匹 委員会が、あっせん又は調停を行っている事件について、 仲裁を行う必要があると決議したとき。
- 五. 各省大臣若しくは会計検査院長又は内閣総理大臣が、公益上特に必要があると認める場合において、

委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

第四十条 委員会による仲裁は、 当該事件について設ける仲裁委員会によって行う。

- 2 仲裁委員会は、 国家公務員担当公益委員の全員をもって充てる仲裁委員又は委員会の会長が国家公務員
- 担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。
- 3 仲裁委員会は、 仲裁裁定を行ったときは、 当該仲裁裁定の内容を、インターネットの利用その他の適切

な方法により、速やかに公表しなければならない。

4 労働関係調整法第三十一条の三から第三十三条まで及び第四十三条の規定は、 仲裁委員会、 仲裁及び仲

裁裁定について準用する。 この場合において、 同法第三十一条の五中「労働委員会の使用者を代表する委

員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員」とあるのは、 「中央労働委員会の国家

公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員」と読み替えるものとする。

(仲裁裁定の効力)

第四十一条 仲裁裁定があったときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期

間の定めのない団体協約が締結されたものとみなして、第十六条第三項及び第四項、 第十七条並びに第十

八条の規定を適用する。この場合において、第十七条第一項中「提出しなければならない」とあるのは 「 提

出するようできる限り努めなければならない」と、 同条第二項中 「改廃をしなければならない」とあるの

は「改廃をするようできる限り努めなければならない」とする。

第七章 雑則

(抗告訴訟の取扱い)

第四十二条 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分(行政事件訴訟法 (昭

和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいい、第六条第二項又は第二十条第二項の

規定により公益委員がした処分及び第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含

む。)であって、当局、 職員(第十九条第一項第一号に規定する職員として採用されなかった者を含む。)

若しくは労働組合(以下この項において 「当局等」と総称する。)に対してしたもの又は当局等に係る手

項において準用する場合を含む。)の規定による国を被告とする訴訟について、 国を代表する。

続において当局等以外の者に対してしたものに係る行政事件訴訟法第十一条第一項(同法第三十八条第一

2 前項の訴訟においては、委員会に対しては、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に

関する法律 (昭和二十二年法律第百九十四号) 第六条の規定は、 適用しない。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条 この法律の規定により委員会がする処分 (第五条の規定による処分を除き、 第二十条第二項の

規定により公益委員がする処分及び第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含

む。)については、 行政手続法 (平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(審査請求の制限)

第四十四条 この法律の規定により委員会がする処分(第五条の規定による処分を除き、第二十条第二項の

規定により公益委員がする処分及び第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含

む。) 又はその不作為については、 審査請求をすることができない。

(政令への委任)

第四十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、 政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 国家公務員法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第 号。 以下「令和五年国

家公務員法改正法」という。) の施行の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

第六条 (第五条第五項から第八項まで及び第十一項から第十四項までに係る部分を除く。) 並びに次

条並びに附則第六条 (第二十条第一項及び第四十条第二項に係る部分を除く。)及び第十条の規定 令

和五年国家公務員法改正法の公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条第一号ロ、第四条第二項及び第三項並びに第六条(第五条第五項及び第六項に係る部分に限る。)

並びに附則第五条の規定 令和五年国家公務員法改正法の公布の日から起算して三月を超えない範囲内

(重要な行政上の決定を行う職員等の告示のための準備行為)

第二条 規定による事務に関し必要があるときは、各省各庁の長に対し、資料の提出を求めることができる。 委員会は、 前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、 第二条第一号ロ又は第四条第二項の

(労働組合の認証に関する経過措置)

第三条 登録職員団体 (この法律の施行の日 (以下「施行日」という。) において現に令和五年国家公務員

法改正 法第一条の規定による改正前の国家公務員法 (以下「旧国家公務員法」という。) 第百八条の三の

規定により登録されている職員団体をいう。 以下同じ。) は、 施行日において、 認証された労働組 合とな

るものとする。 この場合において、 委員会は、 当該認証された労働組合の名称及び主たる事務所の)所在地

その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならない。

2 前項の規定は、第二条第一号ロに掲げる者が加入する登録職員団体については、適用しない。

3 第 項の規定により認証された労働組合となったもの (以下この条において「移行認証労働組合」とい

う。 の認証は、 施行日から起算して六月を経過する日 (当該移行認証労働組合がその日までに第五条第

項の規定により認証を申請した場合にあっては、当該申請に対する処分があった日)にその効力を失う。

この場合において、委員会は、その旨を告示しなければならない。

4 前項の規定によりその認証が効力を失った移行認証労働組合が締結した団体協約は、 当該認証が効力を

失った日にその効力を失う。ただし、当該移行認証労働組合が施行日から起算して六月を経過する日まで

に第五条第一項の規定により認証を申請した場合において認証されたときは、この限りでない。

第四条 施行日において現に旧国家公務員法第百八条の三第九項又は第十項の規定により人事院に対してさ

れてい る届出は、 それぞれ第五条第十項又は第十二項の規定により委員会に対してされた届出とみなす。

第五条 第五条第五項の規定による認証を受けようとする者 (登録職員団体を除く。) は、 施行日前におい

ても、同条の規定の例により、認証を申請することができる。

(国家公務員担当公益委員に関する経過措置)

第六条 第六条第一項、第二十条第一項及び第四十条第二項の規定の適用については、委員会の委員の数が

令 和 五年国家公務員法改正法第三条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第一項に規定する数に

達する日の前日までは、 第六条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、 第四十条第二項中「三人若しく

は五人」とあるのは「三人」とする。

(労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置)

第七条 施行日において現に旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の許可を受けている職員は、 第七

条第一項ただし書の許可を受けたものとみなす。この場合において、 同項ただし書の許可を受けたものと

みなされた職員に係る当該許可の有効期間は、 旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の許可の有効

期間の施行日における残存期間とする。

2 旧 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により登録された職員団体の業務に専ら従事した期

間 は、 第七条の規定の適用については、 同条第一項ただし書の規定により認証された労働組合の業務に専

ら従事した期間とみなす。

3 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (平成二十六年法

律第六十七号。以下この項において「平成二十六年通則法整備法」という。)第百四条の規定による改正

前 の特定独立行政法人の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により同法第四条第二項に規

定する組合の業務に専ら従事した期間は、 第七条の規定の適用については、平成二十六年通則法整備法第

百四条の規定による改正後の行政執行法 人の労働関係に関する法律第七条第一 項ただし書の規定により同

法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従業した期間とみなす。

4 第七条の規定の適用については、 国家公務員の労働関係の実態に鑑み、 労働関係の適正化を促進し、 ŧ

って公務の能率的な運営に資するため、 当分の間、 同条第三項中「五年」とあるのは、 「七年以下の範囲

内で政令で定める期間」とする。

第八条 施行日前 に所轄庁の長の許可を受けて勤務時間中旧国家公務員法第百八条の三の規定により登録さ

れ た職 員団体の業務に従事 した期間で政令で定めるものは、 施行日の属する年における第八条の規定の適

用については、同条第一 項の規定により許可を受けて認証された労働組合の業務に従事した期間とみなす。

(認 証された労働組合と各省各庁の長等が行う団体交渉等に関する経過措置

第九条 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が第十一条第四号、 第

五号又は第九号から第十一号までに掲げる事項について行う団体交渉については、 施行日から起算して二

年を超えない範囲内において政令で定める日までは、第九条第二号の規定は、 適用しない。

2 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員は、 前項の政令で定める日

までは、 第十四条第一項第四号、 第五号又は第七号(第十一条第八号に掲げる事項に係る部分を除く。次

項において同じ。)に掲げる事項について第十三条の規定による団体協約の締結をすることができない。

3 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員との間に発生した第十四条

第一項第四号、 第五号又は第七号に掲げる事項に係る紛争については、第一項の政令で定める日までは、

第六章の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定

める。

(関係法律の整備)

第十一条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、 別に法律で定める。

(検討)

第十二条 政府は、 団体交渉の実施状況、 あっせん、 調停及び仲裁に関する制度の運用状況その他この法律

の施行の状況並びに自律的労使関係制度の運用に関する国民の理解の状況を勘案し、 国家公務員の争議権

理由

国家公務員制度改革基本法第十二条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に

当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める必要がある。これが、この法律案を提出 協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、 団体協約の効力、不

する理由である。

公務員庁設置法案要綱

第一 公務員庁の設置並びに任務及び所掌事務等

一設置

1 内閣府の外局として、公務員庁を設置するものとすること。

(第二条第一項関係)

2 公務員庁の長は、公務員庁長官(以下「長官」という。)とするものとすること。

(第二条第二項関係)

任務

1 公務員庁は、 内閣府設置法第三条第一項の任務のうち、各行政機関がその職員について行う人事管

理に関する事務の統一保持その他の公務の能率的な運営に関する事務を助けることを任務とするもの

とすること。

(第三条第一項関係)

2 1のほか、公務員庁は、国家公務員の人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関

する事務その他の公務の能率的な運営に資する事務を総合的かつ一体的に遂行することを任務とする

ものとすること。

(第三条第二項関係)

3 1及び2のほか、 公務員庁は、 2の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助

けることを任務とするものとすること。

(第三条第三項関係)

4 公務員庁は、 1及び3の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとすること。

(第三条第四項関係)

三 所掌事務

1 公務員庁は、二の1の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲

げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務 (内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号

に掲げる事務を除く。)をつかさどるものとすること。

(第四条第一項関係)

1 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画に関する事項

口 イに掲げるもののほか、公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

2 1のほか、公務員庁は、二の2の任務を達成するため、次に掲げる事務(イ、ホ、ト及びチに掲げ

る事務にあっては、他の機関の所掌に属するものを除く。)をつかさどるものとすること。

(第四条第二項関係)

- 1 国家公務員の任免、 分限、 懲戒、 服務及び退職管理に関する制度に関すること。
- 口 国家公務員の給与、 勤務時間、 休日及び休暇に関する制度に関すること。
- ハ 国家公務員の人事評価に関する制度に関すること。
- ニ 国家公務員の退職手当制度に関すること。
- ホ 国家公務員の団体交渉及び団体協約に関すること。
- 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関す

ること。

- 1 臣が樹立する計画に基づく研修及び所掌事務に関する研修を行うこと。 政令で定める文教研修施設において、 国家公務員法第七十条の六第一 項の規定により内閣総理大
- チ イからトまでに掲げるもののほか、 国家公務員の人事行政に関すること。
- IJ 行政機関の機構、 定員並びに運営の改善及び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関するこ

کے

ヌ 各行政機関の機構の新設、 改正及び廃止並びに定員の設置、 増減及び廃止に関する審査を行うこ

ル 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

ヲ 独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人、

大学共同利用機関法人及び日本司法支援センターを含む。以下同じ。)に関する共通的な制度の企

画及び立案に関すること。

ワ 独立行政法人の新設、 目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法 (独立行政法人通則法第

条第一項に規定する個別法をいう。)、 国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正

並びに廃止に関する審査を行うこと。

力 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきもの

とされる法人(独立行政法人を除く。)の新設、 目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及

び廃止に関する審査を行うこと。

3 1及び2のほか、公務員庁は、二の3の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定す

る事務のうち、二の2の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、 当該重要政策に関して閣議

において決定された基本的な方針に基づいて、 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及

び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどるものとすること。 (第四条第三項関係)

四 資料の提出要求等

長官は、公務員庁の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、

資料の提出、 説明その他必要な協力を求めることができるものとすること。 (第五条関係)

第二 審議会等

کے

別に法律で定めるところにより公務員庁に置かれる審議会等は、 退職手当審査会とするものとするこ

よるものとすること。

退職手当審査会については、

(第六条第二項関係)

国家公務員退職手当法(これに基づく命令を含む。)の定めるところに

(第六条第一項関係)

第三 地方支分部局

- 公務員庁に、 地方支分部局として、管区国家公務員局を置くものとすること。 (第七条第一項関係)
- 一のほか、当分の間、 公務員庁に、 地方支分部局として、 沖縄国家公務員事務所を置くものとするこ

(第七条第二項関係)

六

管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、 公務員庁の所掌事務のうち、 第一の三の2の イから

ホまで及びチに掲げる事務を分掌するものとすること。

(第七条第三項関係)

兀 内閣総理大臣は、三の事務のほか、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所に、公務員庁の所掌

事務のうち、第一の三の2のリからカまでに掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関す

る事務を分掌させることができるものとすること。

(第七条第四項関係)

管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、 三及び四の事務のほか、 国家公務員法第百八条の六

五.

第一号に掲げる人事公正委員会の事務のうち職員の苦情の相談に関するものを分掌し、 当該事務につい

ては、 人事公正委員会のみの指揮監督を受けるものとすること。

(第七条第五項関係)

管区国家公務員局の名称、 位置及び管轄区域並びに沖縄国家公務員事務所の位置及び管轄区域は政令

六

で定めるものとし、これらの内部組織は内閣府令で定めるものとすること。

(第七条第六項及び第七項関係)

第四 雑則

公務員庁は、 内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とし、 同項の規定に基づき公務員庁に置か

れる官房及び局の数は、五以内とするものとすること。

(第八条関係)

第五 附則

一施行期日

この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律(令和五年法律第

号)の施行の日から施行

するものとすること。

二 関係法律の整備

この法律の施行に伴う関係法律の整備については、 別に法律で定めるものとすること。

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 公務員庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 公務員庁の設置 (第二条)

第二節 公務員庁の任務及び所掌事務等(第三条―第五条)

第三章 審議会等(第六条)

第四章 地方支分部局 (第七条)

第五章 雑則 (第八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 公務員庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務

を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 公務員庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 公務員庁の設置

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局と

公務員庁を設置する。

2

公務員庁の長は、

公務員庁長官

(以下「長官」という。)とする。

第二節

公務員庁の任務及び所掌事務等

(任務)

第三条 公務員庁は、 内閣府設置法第三条第一項の任務のうち、 各行政機関がその職員について行う人事管

理に関する事務の統一保持その他の公務の能率的な運営に関する事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、公務員庁は、 国家公務員の人事行政に関する事務、 行政機関の機構、 定員及

び運営に関する事務その他の公務の能率的な運営に資する事務を総合的かつ一体的に遂行することを任務

とする。

3 前二項に定めるもののほか、 公務員庁は、 前項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の

事務を助けることを任務とする。

4 公務員庁は、 第一項及び前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 公務員庁は、 前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次

に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務 (内閣官房が行う内閣法 (昭和二十二年法律第

五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画に関する事項

前号に掲げるもののほか、公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

2 前項に定めるもののほか、公務員庁は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務 (第一号、

第五号、 第七号及び第八号に掲げる事務にあっては、 他の機関の所掌に属するものを除く。)をつかさど

る。

- 国家公務員の任免、 分限、 懲戒、 服務及び退職管理に関する制度に関すること。
- 国家公務員の給与、 勤務時 間、 休日及び休暇に関する制度に関すること。
- 三 国家公務員の人事評価に関する制度に関すること。
- 四 国家公務員の退職手当制度に関すること。
- 五 国家公務員の団体交渉及び団体協約に関すること。
- 六 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関するこ

と。

- 七 項の規定により内閣総理大臣が樹立する計画に基づく研修及び所掌事務に関する研修を行うこと。 政令で定める文教研修施設において、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第七十条の六第
- 八 前各号に掲げるもののほか、 国家公務員の人事行政に関すること。
- 九 行政機関の機構、 定員並びに運営の改善及び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- + 各行政機関の機構の新設、 改正及び廃止並びに定員の設置、 増減及び廃止に関する審査を行うこと。
- + 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

十 二 独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政

法人をいい、 国立大学法人(国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国

立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)

及び日本司法支援センター (総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司

法支援センターをいう。)を含む。以下同じ。)に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。

独立行政法人の新設、 目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法 (独立行政法人通則法第

条第一項に規定する個別法をいう。)、 国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに

廃止に関する審査を行うこと。

十四四 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものと

される法人 (独立行政法人を除く。) の新設、 目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止

に関する審査を行うこと。

3 前二項に定めるもののほか、公務員庁は、前条第三項の任務を達成するため、 内閣府設置法第四条第二

項に規定する事務のうち、 前条第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、 当該重要政策に

関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、 行政各部の施策の統一を図るために必要となる

企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

(資料の提出要求等)

第五条 長官は、公務員庁の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対

し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三章 審議会等

(退職手当審査会)

第六条 別に法律で定めるところにより公務員庁に置かれる審議会等は、 退職手当審査会とする。

2 退職手当審査会については、国家公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号。これに基づく命

令を含む。)の定めるところによる。

第四章 地方支分部局

(管区国家公務員局等)

第七条 公務員庁に、地方支分部局として、管区国家公務員局を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、当分の間、 公務員庁に、 地方支分部局として、沖縄国家公務員事務所を置く。
- 3 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、 公務員庁の所掌事務のうち、 第四条第二項第 号から

第五号まで及び第八号に掲げる事務を分掌する。

- 4 内閣総理大臣は、 前項に定める事務のほか、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所に、 公務員庁
- の所掌事務のうち、 第四条第二項第九号から第十四号までに掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及

び整理に関する事務を分掌させることができる。

- 5 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、 前二項に定める事務のほか、 国家公務員法第百八条の
- 六第一 号に掲げる事務のうち職員 の苦情の の相談に関するものを分掌し、 当該事務については、 人事 公正

員会のみの指揮監督を受けるものとする。

6 管区国家公務員局の名称、 位置及び管轄区域並びに沖縄国家公務員事務所の位置及び管轄区域は、 政令

で定める。

7 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の内部組織は、 内閣府令で定める。

第五章 雑則

(官房及び局の数等)

第八条 公務員庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。

2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき公務員庁に置かれる官房及び局の数は、五以内とする。

附 則

(施行期日)

この法律は、 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和五年法律第

号)の施行の日から施行す

る。

1

(関係法律の整備)

2 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、 別に法律で定める。

に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担 国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、 国家公務員の任免、 勤務条件等

う公務員庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。